令 和 ２ 年 第 １ 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第１号（２月２５日）

１．議事日程……１
１．本日の会議に付した事件……２
１．出席議員……２
１．欠席議員……３
１．事務局出席職員……３
１．説明員……３
１．開会宣告・開議宣告……４
１．日程第１．会議録署名議員指名……４
１．日程第２．会期の決定（３１日間）……４
１．日程第３．令和元年第４回定例会付託議案第１号　名寄市基幹相談支援センター条例の制定について……４
○市民福祉常任委員長報告（高野美枝子委員長）……４
○原案可決……５
１．休憩宣告……５
１．再開宣告……６
１．日程第４．令和２年度市政執行方針（加藤市長）……６
○教育行政執行方針（小野教育長）……１７
１．日程第５．議案第１号　名寄市印鑑条例の一部改正について……２４
○提案理由説明（加藤市長）……２４
○原案可決……２４
１．日程第６．議案第２号　名寄市へき地保育所条例の一部改正について……２４
○提案理由説明（加藤市長）……２４
○原案可決……２４
１．日程第７．議案第３号　名寄市営住宅管理条例の一部改正について……２５
○提案理由説明（加藤市長）……２５
○原案可決……２５
１．日程第８．議案第４号　工事請負契約の変更について……２５
○提案理由説明（加藤市長）……２５
○原案可決……２５
１．日程第９．議案第５号　専決処分した事件の承認について……２６
○提案理由説明（加藤市長）……２６
○原案可決……２６

１．日程第１０．議案第６号　専決処分した事件の承認について……２６
○提案理由説明（加藤市長）……２６
○原案可決……２６
１．日程第１１．議案第７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第９号）……２７
○提案理由説明（加藤市長）……２７
○原案可決……２７
１．日程第１２．議案第８号　令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）……２８
○提案理由説明（加藤市長）……２８
○原案可決……２８
１．休憩宣告……２８
１．再開宣告……２８
１．日程第１３．議案第９号　令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第４号）……２９
○提案理由説明（加藤市長）……２９
○原案可決……２９
１．日程第１４．議案第１０号　令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第２号）……２９
○提案理由説明（加藤市長）……３０
○原案可決……３０
１．日程第１５．議案第１１号　令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第２号）……３０
○提案理由説明（加藤市長）……３０
○原案可決……３０
１．日程第１６．議案第１２号　令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第２号）……３１
○提案理由説明（加藤市長）……３１
○原案可決……３１
１．日程第１７．議案第１３号　令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）……３１
○提案理由説明（加藤市長）……３１
○原案可決……３２
１．日程第１８．議案第１４号　令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第３号）……３２
○提案理由説明（加藤市長）……３２
○原案可決……３２
１．日程第１９．議案第１５号　令和元年度名寄市病院事業会計補正予算（第１号）……３２
○提案理由説明（加藤市長）……３２
○原案可決……３３
１．日程第２０．議案第１６号　令和元年度名寄市水道事業会計補正予算（第１号）……３３

○提案理由説明（加藤市長）……３３
○原案可決……３４
１．日程第２１．議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算ないし議案第２５号
令和２年度名寄市下水道事業会計予算……３４
○提案理由説明（加藤市長）……３４
○予算審査特別委員会設置・付託……３５
１．日程第２２．議案第２６号　名寄市教育委員会委員の任命について……３５
○提案理由説明（加藤市長）……３５
○同意……３５
１．日程第２３．報告第１号　専決処分した事件の報告について……３５
○提案理由説明（加藤市長）……３５
○報告済……３５
１．休会の決定……３６
１．散会宣告……３６

第２号（３月９日）

１．議事日程……３７
１．追加議事日程……３７
１．本日の会議に付した事件……３７
１．出席議員……３７
１．欠席議員……３７
１．事務局出席職員……３７
１．説明員……３７
１．開議宣告……３９
１．日程第１．会議録署名議員指名……３９
１．日程第２．会期の変更（３０日間）……３９
１．加藤市長の発言……３９
１．日程の追加（東議長）……４０
　○決定……４０
１．追加日程第１．緊急質問……４０
　○質問（東川孝義議員）……４０
　○質問（山崎真由美議員）……４７
　○質問（川村幸栄議員）……５５
１．休会の決定……６１
１．東議長の発言……６１
１．散会宣告……６２

第３号（３月２０日）

１．議事日程……６３
１．本日の会議に付した事件……６３
１．出席議員……６３
１．欠席議員……６３
１．事務局出席職員……６３
１．説明員……６３
１．開議宣告……６４
１．日程第１．会議録署名議員指名……６４
１．加藤市長の発言……６４
１．日程第２．議案第２７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１０号）……６４
〇提案理由説明（加藤市長）……６４
〇質疑（倉澤　宏議員）……６５
〇質疑（塩田昌彦議員）……７１
〇原案可決……７２
１．休会の決定……７２
１．散会宣告……７２

第４号（３月２５日）

１．議事日程……７３
１．追加議事日程……７３
１．本日の会議に付した事件……７３
１．出席議員……７４
１．欠席議員……７４
１．事務局出席職員……７４
１．説明員……７４
１．開議宣告……７５
１．日程第１．会議録署名議員指名……７５
１．日程第２．議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算ないし議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算……７５
○予算審査特別委員長報告（山田典幸委員長）……７５
○原案可決……７５
１．日程第３．議案第２８号　名寄市債権管理条例の制定について……７６
○提案理由説明（加藤市長）……７６
○総務文教常任委員会付託……７６
１．日程第４．議案第２９号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１１号）……７６
○提案理由説明（加藤市長）……７６
○原案可決……７７
１．休憩宣告……７７
１．再開宣告……７７
１．日程の追加（東議長）……７７
○決定……７７
１．追加日程第１．議案第３０号　令和２年度名寄市一般会計補正予算（第１号）……７７
○提案理由説明（加藤市長）……７７
○質疑（倉澤　宏議員）……７８
○原案可決……８１
１．日程第５．意見書案第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書
意見書案第２号　温暖化へのさらなる対策を求める意見書
意見書案第３号　新型コロナウイルス感染症の早期終息及び経済対策の強化を求める意見書……８１
○原案可決……８１
１．日程第６．報告第２号　例月現金出納検査報告、定期監査報告等について……８１
○報告済……８１
１．日程第７．閉会中継続審査（調査）の申し出について……８１

○決定……８１
１．休憩宣告……８１
１．再開宣告……８１
１．佐古市立大学学長退任挨拶……８１
１．閉会宣告……８２
１．議決結果表……８５

参考資料

令和２年第１回名寄市議会定例会会議録

開会　令和２年２月２５日（火曜日）午前１０時００分

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員指名
日程第２　会期の決定
日程第３　令和元年第４回定例会付託議案第１号名寄市基幹相談支援センター条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
日程第４　令和２年度市政執行方針・教育行政執行方針
日程第５　議案第１号　名寄市印鑑条例の一部改正について
日程第６　議案第２号　名寄市へき地保育所条例の一部改正について
日程第７　議案第３号　名寄市営住宅管理条例の一部改正について
日程第８　議案第４号　工事請負契約の変更について
日程第９　議案第５号　専決処分した事件の承認について
日程第10　議案第６号　専決処分した事件の承認について
日程第11　議案第７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第９号）
日程第12　議案第８号　令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第13　議案第９号　令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第14　議案第１０号　令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第15　議案第１１号　令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第２号）
日程第16　議案第１２号　令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第２号）
日程第17　議案第１３号　令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第18　議案第１４号　令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第３号）
日程第19　議案第１５号　令和元年度名寄市病院事業会計補正予算（第１号）
日程第20　議案第１６号　令和元年度名寄市水道事業会計補正予算（第１号）
日程第21　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算
議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算
議案第２３号　令和２年度名寄市病院事業会計予算
議案第２４号　令和２年度名寄市水道事業会計予算
議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算
日程第22　議案第２６号　名寄市教育委員会委員の任命について
日程第23　報告第１号　専決処分した事件の報告について

１．本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員指名
日程第２　会期の決定
日程第３　令和元年第４回定例会付託議案第１号名寄市基幹相談支援センター条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
日程第４　令和２年度市政執行方針・教育行政執行方針
日程第５　議案第１号　名寄市印鑑条例の一部改正について
日程第６　議案第２号　名寄市へき地保育所条例の一部改正について
日程第７　議案第３号　名寄市営住宅管理条例の一部改正について
日程第８　議案第４号　工事請負契約の変更について
日程第９　議案第５号　専決処分した事件の承認について
日程第10　議案第６号　専決処分した事件の承認について
日程第11　議案第７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第９号）
日程第12　議案第８号　令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第13　議案第９号　令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第14　議案第１０号　令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第15　議案第１１号　令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第２号）
日程第16　議案第１２号　令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第２号）
日程第17　議案第１３号　令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第18　議案第１４号　令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第３号）
日程第19　議案第１５号　令和元年度名寄市病院事業会計補正予算（第１号）
日程第20　議案第１６号　令和元年度名寄市水道事業会計補正予算（第１号）
日程第21　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算
議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算
議案第２３号　令和２年度名寄市病院事業会計予算
議案第２４号　令和２年度名寄市水道事業会計予算
議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算
日程第22　議案第２６号　名寄市教育委員会委員の任命について
日程第23　報告第１号　専決処分した事件の報告について

１．出席議員（１８名）

議　長	１８番	東　　千　春	議員
副議長	１１番	佐　藤　　靖	議員
	１番	富　岡　達　彦	議員
	２番	倉　澤　　宏	議員
	３番	山　崎　真由美	議員
	４番	佐久間　　誠	議員
	５番	三　浦　勝　秀	議員

６番	今　村　芳　彦	議員
７番	五十嵐　千　絵	議員
８番	遠　藤　隆　男	議員
９番	清　水　一　夫	議員
１０番	川　村　幸　栄	議員
１２番	高　野　美枝子	議員
１３番	高　橋　伸　典	議員
１４番	塩　田　昌　彦	議員
１５番	東　川　孝　義	議員
１６番	山　田　典　幸	議員
１７番	黒　井　　徹	議員

１．欠席議員（０名）

１．事務局出席職員

事務局長	久　保	敏
書記	渡　辺　敏　史	
書記	開　発　恵　美	
書記	加　藤	諒

１．説明員

市長	加　藤　剛　士	君
副市長	橋　本　正　道	君
教育長	小　野　浩　一	君
総務部長	中　村　勝　己	君
総合政策部長	石　橋	毅 君
市民部長	宮　本　和　代	君
健康福祉部長	小　川　勇　人	君
経済部長	臼　田	進 君
建設水道部長	天　野　信　二	君
教育部長	河　合　信　二	君
市立総合病院事務部長	岡　村　弘　重	君
市立大学事務局長	渡　辺　博　史	君
こども・高齢者支援室長	廣　嶋　淳　一	君
産業振興室長	田　畑　次　郎	君
上下水道室長	鈴　木　康　寛	君
会計室長	末　吉	ひとみ 君
監査委員	鹿　野　裕　二	君

○議長（東　千春議員）　ただいまより令和２年第１回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は１８名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東　千春議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第８７条の規定により、

４番　佐久間　　誠　議員
１５番　東　川　孝　義　議員

を指名いたします。

○議長（東　千春議員）　日程第２　会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より３月２６日までの３１日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より３月２６日までの３１日間と決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　日程第３　令和元年第４回定例会付託議案第１号　名寄市基幹相談支援センター条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員）　皆様、おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、令和元年第４回定例会付託議案第１号　名寄市基幹相談支援センター条例の制定について、審査経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、令和２年１月２１日、２月６日の２回にわたり担当職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

１月２１日の委員会では、最初に付託議案の詳細について説明を受けました。名寄市では、平成２８年度より新たに障がいに関する総合相談を行う窓口を設置し、名寄市基幹相談支援センター事業を開始しています。その後、国において障がい者の重度化、高齢化、相談、緊急時の受入れ対応を備えた地域生活支援拠点の方向性が示されました。平成３０年度からは近隣５市町村が共同で地域生活支援拠点の取組を進めています。本市としては、総合的な相談体制、障がい福祉行政のさらなる強化に向けて条例を制定したいとの説明がありました。センターの業務内容については、①、総合的、専門的な相談支援の実施に関すること。②、地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。③、地域移行、地域定着の促進の取組に関すること。④、権利擁護、虐待防止の取組に関すること。⑤、自立支援協議会の運営に関すること。⑥、障がいの理解啓発の活動の取組に関すること。⑦、障がい者が安心して地域生活を継続できる体制整備、地域生活支援拠点に関すること。⑧、他市町村への情報提供、技術的な助言、その他必要な支援の実施に関することとの報告を受けました。その後質疑に入り、道内で条例を整備している自治体はあるのか、要綱の第１０条で事業の中身が記載されているが、条例制定に伴い改正されるのか、広域市町村とは美深、下川、中川、音威子府の認識でいいのかの質問に対し、基幹相談支援センターは道内で３０か所設置されているが、条例化されているのか確認して、後日報告する。要綱の第１０条には基幹相談支援センター事業の記述があるので、条例化されたら見直しを考えている。地域生活支援拠点は名寄市単独ではなく、美深、下川、音威子府、中川であり、そこを中心に考えている。要綱から条例に格上げする意図はの質問に対し、平成２８年度より事業化して進めているが、地域生活支援拠点としてさらに充実した取組として進めるべく条例化したい。広域に関わる内

容はどこで読み取るのかの質問に対し、第８条に他市町村ということで、近隣にも情報の提供、技術的な支援を実施するとの表現になっている。他町村に助言をして、それを基に住民に対して支援ができるように考えている。また、第５条第２号の利用対象者は、名寄市以外の施設に入った場合でも名寄市が見るという考え方になる。職員の配置を含めて新年度で変更になる部分はあるのかの質問に対し、業務は増えると思うが、現状の５名で進めていく。他市町村との広域的な相談支援体制の中で条例の体制整備を具体的にどう進めるのか、第７条の運営委員会に当事者の意見は反映されるのかの質問に対し、名寄市の設置条例としているが、近隣町村では専門の相談員が配置されておらず、制定後は定住自立圏の中でも相談しながら対応していく。運営委員会に関しては現在ある障がい者の自立支援協議会では約半分くらいが当事者であり、運営委員会も同様の考え方で進めたい。第８条の運営上必要があると認めた場合、業務の一部または全部を委託することができるとあるが、現状からすると若干の不安があるとの質問に対し、委託という文言はあるが、当面は子供から大人まで切れ目のない支援体制を直営で行うよう考えている。これまで２４時間対応としていたと思うが、今後の取扱いはの質問に対し、今までどおり２４時間で対応する。実際には夜中の連絡はなく、昼間の相談対応が多い。他町村との協議内容はとの質問に対し、近隣４町村とは障がいの分野でももともと協力して進めてきた経過がある。現在他市町村では障がい者が少ない状況だが、埋もれていることも想定され、今後相談件数は増える可能性がある。第３条第６号に障がいの理解啓発の活動とあるが、具体的な内容はの質問に対し、今まで障がいの種類と状況に合わせた理解啓発活動を進めてきた。さらに幅を広げていきたいなどの回答がありました。

以上の質疑の後、次回の委員会では道内の条例整備自治体について、また他町村のグループホーム、サービス提供に係る計画書の作成状況などの説明を受けることとしました。２月６日の委員会では、追加説明を受け、質疑を行いました。他市町村での条例制定事例は１件で、道内の市町村では条例は制定されていない。また、道内の基幹相談支援センターは民間の福祉施設に業務委託している形がほとんどである。質疑では、業務の運営上必要があると認めた場合業務委託とあるが、智恵文、風連地区などを分けて管理するイメージなのかの質問に対し、名寄市の人口規模であれば複数箇所は必要なく、１か所で管理可能。５市町村で対応する場合、市内グループホームの受皿が不足するのではの質問に対し、名寄市内には２０棟のグループホームがあり、対応は可能と考える。各自治体での専門的な人材配置は難しいと考えるが、今後の対応はの質問に対し、研修会などの情報を共有することで専門性を高めたい、ケアプランなど質の向上を目指していくなどの回答がありました。

以上で質疑を終結し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、令和元年第４回定例会付託議案第１号　名寄市基幹相談支援センター条例の制定についての審査の経過と結果の御報告とさせていただきます。

○議長（東　千春議員）　これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、令和元年第４回定例会付託議案第１号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１１分

再開　午前１０時１２分

○議長（東　千春議員）　再開いたします。

日程第４　これより令和２年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、令和２年度市政執行方針を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　令和２年第１回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

私が、市長として３期目の任を担わせていただいてから、間もなく２年を迎えることとなりました。

昨年は、施策の基本となる総合計画（第２次）中期基本計画がスタートした年であり、人口減少、少子高齢化などに伴う情勢の変化に対応する施策を展開してまいりました。一方で、不正のあった株式会社名寄振興公社問題、名寄社協指定居宅介護支援事業所問題に関しては、その原因をしっかり究明し、抜本的かつスピード感を持って解決してまいります。

今後も、多くの市民の皆様や企業、関係機関・団体などと連携し、ご協力をいただきながら、我がまちに愛着を持ち、誰もが暮らし続けたいと感じられるよう、様々なご意見に耳を傾けるとともに、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

総合計画の将来像の実現に向け、「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の３つの理念を基本に、中期基本計画を着実に実行していく必要があります。計画に掲げた主要施策の成果指標（ＫＰＩ）の目標値達成に向けた施策を展開していくとともに、ＰＤＣＡサイクルの中で進捗管理を行い、施策を深化させてまいります。

今後も、地域の魅力ある自然環境と都市基盤にさらに磨きをかけ、道北地域の中核都市としての責任と役割を果たしていくとともに、この地域が発展していけるよう、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和２年度の予算編成について申し上げます。

本市の令和２年度各会計予算は、総合計画の将来像の実現に向けて、重点プロジェクトや総合戦略を中心とした様々な施策や事業を盛り込み、予算を編成いたしました。

主な事業では、新規事業として（仮称）名寄高校駅設置に係る実施設計、合同墓建設事業、保育所整備に係る基本設計、哺育・育成センター整備に対する支援、智恵文小学校の校舎改築に向けた調査や基本設計、ＧＩＧＡスクールネットワーク構想に対応すべく学校教育情報化推進事業などを盛り込みました。また、乳幼児医療等給付事業の拡充、さらには、北１丁目通道路改良舗装事業などの道路新設改良事業や橋梁長寿命化事業などについても予算を計上させていただきました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度予算と比べ1.1パーセント増の２０９億２６４万４千円となりました。

また、下水道事業特別会計と個別排水処理施設整備事業特別会計が企業会計化されたことから、５つの特別会計予算は８６億3,４４０万９千円、企業会計予算は１５９億1,０９４万５千円、全会計の総額では４５４億4,７９９万８千円となりました。

なお、予算編成の主な財源として、財政調整基金で４億8,５３０万５千円、減債基金から8,５００万円、公共施設整備基金で２億6,０００万円を繰入し、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申

し上げます。

まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、昨年、市民で構成する検討委員会を設置し、施行後２度目の見直し検討を行いました。条例改正の必要はないものの、条例を市民に知ってもらい、まちづくりへの市民参加を促す取組を求める意見書が提出されたところです。

本市としましては、意見書の内容を踏まえ、広報誌やホームページなどの多様な媒体による継続した市民周知や、まちづくりへの市民参加を促すための市民参加型セミナーの開催などにより、市民主体のまちづくりを推進してまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

名寄市総合計画（第２次）中期基本計画の重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（ＫＰＩ）の目標値達成に向けた取組を推進するとともに、行政評価やローリング作業を実施し、事業の検証・必要な見直しを行い、総合計画の実効性を高め、効果的・効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け、国の地方創生推進交付金を活用した、スポーツフードやスポーツツーリズム商品の開発を行う「地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトの深化・高度化により、冬季スポーツの拠点化に向けた取組に加えて、夏季を含めたインバウンド受入拡大を目指してまいります。

また、今後も地方創生関係交付金を活用するため、国の第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略で示された新たな視点やキーワードを本市の創生総合戦略に位置付けるとともに、成果指標（ＫＰＩ）などの見直し作業を実施してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織である町内会については、安心して暮らせる地域づくりの活動に対して財政支援を行ってまいります。また、未加入世帯の増加や役員の成り手不足などの課題に対しては、加入促進の取組を行うとともに、町内会活動への参画を呼びかけるなど、町内会連合会とも連携して取り組んでまいります。

町内会の枠を超えた活動の取組や地域課題の解決などを担うことを目的に、小学校区域を基本に組織された地域連絡協議会については、地域の特性を生かした自主的なまちづくりを推進する活動に対して、財政的な後押しをすることにより地域コミュニティ組織としての活性化を図ってまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念をまちづくりに反映させていくため、名寄市利雪新雪推進市民委員会との連携を図り、地域における利雪新雪の取組を推進するとともに、なよろ冬カレンダーの配布や写真展開催などを通じて意識啓発及び取組の周知を図ってまいります。

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

市民一人ひとりが人権を尊重され、他者の人権も尊重した行動を取ることができるよう、令和２年度に北海道から受託する人権啓発活動地方委託事業を活用しながら、人権擁護委員協議会や関係機関などとの連携による啓発活動を推進してまいります。

男女共同参画社会の形成については、性別にとらわれず、男女が互いに尊重し、協力し合える社会の実現に向けて、「第２次名寄市男女共同参画推進計画」に基づき、本市はもとより名寄市男女共同参画推進委員会をはじめ、市民や各種団体・関係機関、企業などと連携して取組を進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

各種情報システムを安定的に運用し、市民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新や堅牢なセキュリ

ティシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

令和２年度はファイルサーバや職員用パソコンの更新などを予定しており、今後も計画的な更新を行うことで、各種システムの安定稼働と機能向上に努めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、人的交流や特産品販売などを通じて、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流をさらに推進してまいります。

ふるさと会については、活動の充実や会員拡大に向けて、ふるさとからの情報提供や財政的な支援を行ってまいります。

なお、東京なよろ会では、３５周年記念事業を計画されていることから、記念事業の充実に向け必要な支援を行ってまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイから交換学生を、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市に訪問団をそれぞれ派遣し、これまで育んできた交流の絆をさらに深められるよう支援してまいります。

さらに、台湾との交流では、中学生の派遣や教育旅行の受入、農業青年の派遣・受入など、多様な交流の機会を創出しながら、国際理解や国際感覚豊かな青少年の育成、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

移住の推進については、本市の魅力のＰＲ強化に向けて、名寄市移住促進協議会や市民の皆様と連携しながら、交流・関係人口の創出や拡大につながるよう様々な媒体を活用した取組を進め、より効果的な情報発信に努めてまいります。

併せて、本市の住みよさを実感していただけるよう「名寄まちなかお試し移住住宅」の運用を継続し、地域の方々との交流を通じて、地域の魅力も感じてもらえるよう利用促進を図っていくとともに、移住に至る確度が高い方に対しては、短期間での受入体制を新たに整備し、移住後のフォロー体制構築につながるよう進めてまいります。

また、東京圏からのＵＩＪターンの促進及び地方の担い手不足対策に係る支援事業についても、引き続き国・道と連携し取り組んでまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺１１市町村で構成する「テッシ･オ･ペッ賑わい創出協議会」では、天塩川の認知度向上や地域の魅力紹介などを目的とした取組を行っており、本年度は、北海道の命名者とされる「松浦武四郎」をテーマに様々な取組を進めてまいりました。

引き続き、北海道遺産である天塩川を軸とした地域が広域に連携し、この地域とその魅力を内外に情報発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とし、１３の市町村で形成する北・北海道中央圏域定住自立圏において、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、医療、介護分野などを中心に広域連携事業を推進してまいりました。

とりわけ地域公共交通のバス路線の維持については、一部の路線で国・北海道補助の対象外となるなど自治体の財政負担が増大していることから、財政負担の軽減並びに地域住民の利便性が高い効率的な公共交通網の形成に向け、圏域として継続的に議論を進めてまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成２９年４月に「第２次名寄市行財政改革推進基本計画」を策定し、本計画に掲げた「効率的で質の高い行政運営の推進」「持続可能な財政運営の推進」「市民と協働の行政運営の推進」の３つの基本方針に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、時代に即した行財政改革に取り組んでまいります。

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨に

のっとり、これまで平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図ってまいりました。また、これまで取り組んできた事業の内容や資料などを、市ホームページに掲載し、より積極的に情報発信を行うことで、恒久平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増員については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

今後も関係機関と連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共存共栄によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などに引き続き支援してまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ２１（第２次）」の中間評価に基づき、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に努めてまいります。

母子保健対策の推進については、本年３月から保健センターにおいて「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、子育ての総合相談や子育て応援プランの作成など、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援体制の拡充を進めてまいります。

感染症対策の推進については、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図るとともに、今後予定されているロタウイルスワクチンの定期接種化についても、国・道の動向を注視し、迅速な対応に努めてまいります。

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急及び急性期医療、東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が安心して適切な医療が受けられるよう、診療体制の維持と経営基盤の安定に努めていますが、本年４月の診療報酬改定では実質0.４６パーセントのマイナス改定が見込まれており、医業収益への影響が懸念されるところです。

計画最終年次を迎える「新名寄市病院事業改革プラン」については、評価と見直しを行いながらプラン達成に向けた対策に取り組むとともに、予想される新たなガイドラインに対応した改革プランの策定を進めてまいります。

市立総合病院においては、ＤＰＣ制度への対応強化とベンチマークを活用した経費節減策などに努める一方、働き方改革の推進に資する制度を整備してまいります。

東病院では指定管理者と連携協議しながら、より効率的な経営に努めてまいります。

また、医療圏域内の各医療機関のあり方も変化していくことが予測されるため、多方面での連携を強化し、必要な医療スタッフの充実に努め、求められる医療提供体制の実現を目指してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、令和２年度からスタートする「第２期名寄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる子育て支援の促進を図るため、計画に盛り込まれた事業を推進してまいります。

幼児教育・保育の推進については、昨年４月から、認可外保育園の認可化移行をはじめ、風連地

区では幼児教育施設と保育施設が統合し、認定こども園としてスタートしました。今後も各施設への支援を行いながら市民ニーズに沿った体制の整備を進めてまいります。

待機児童解消と保育士などの確保については、待機児童解消緊急対策事業として「保育士等就職支援給付事業」「保育士等宿舎借り上げ支援補助事業」を継続し、乳幼児の幼児教育・保育の受入体制の充実に努めてまいります。

子どもや家庭への総合的な支援については、関係する機関などと連携しながら「子ども家庭総合支援拠点事業」の充実を図り、児童虐待をはじめ、個々のケースに応じて迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については、「名寄市こども発達支援センター」の機能を強化し、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が身近な地域において、適切な支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉については、第２期名寄市地域福祉計画に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者福祉の充実については「名寄市第７期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進めてまいります。

また、第７期計画が最終年度となることから、第８期計画の策定に向けて、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係する機関や団体などの協力をいただきながら作業を進めてまいります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うため、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の推進に努めてまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成講座を引き続き実施するとともに、「認知症カフェ」の定期開催や認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援の推進に努めてまいります。

在宅医療・介護連携の推進については、地域の医療・介護サービス資源を把握し、医療と介護のネットワークを構築しながら、本人の意思を尊重したきめ細やかなサービスの提供に努めてまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保については、慢性的な介護従事者不足を解消するために、介護職員研修受講費用の助成や資格保持者に対する就職支度金の助成を継続するとともに、介護職員の離職防止・定着・確保に向けた対策事業に取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、「第３次名寄市障がい者福祉計画」「第５期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

令和２年度は、障がい福祉実施計画の最終年度となることから、障がい福祉行政及びサービス提供体制に関する検討を行い、「第６期名寄市障がい福祉実施計画」の策定を行ってまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい児や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みである「地域生活支援拠点」の整備を広域的に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、財政運営の責任主体である北海道に納付金を納める仕組みとなりました。各市町村の税率は、納付金の算定基礎となる標準保険税率を参考に市町村が設定するため、本市の課税方式について、現在の４方式から資産割を除いた３方式への移行を図るほか、賦課割合の調整などを進めてまいります。

今後も、加入者の負担に十分に配慮した適正な税率設定について、国保財政の見直しや運営協議会の意見などを踏まえながら検証するとともに、国や北海道に対して確実な財政支援の実施や納付金算定における市町村負担の軽減などを求めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

深刻さを増す地球温暖化問題に対応するため、新エネルギー・省エネルギーの啓発などの取組を進めてまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、自然環境と調和した景観に配慮しながら適切な維持管理を行い、利用される方が快適で安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の実現に向けて重要となるリデュース、リユース、リサイクルを推進するため、再生資源集団回収事業をはじめ、段ボールコンポストの普及、適正な分別方法の周知啓発、古着・廃食用油・使用済み小型家電の再資源化などの取組を進めてまいります。

また、きれいなまちづくりに向けて環境衛生推進員協議会との協働による清掃週間や分別指導のほか、安全安心で効率的な収集・処理事業に取り組んでまいります。

次に、消防について申し上げます。

近年、風水害や地震などの自然災害が各地において頻繁に発生し、多くの人的・物的被害が生じています。また、災害は多発化、大規模化、多様化の傾向にあり、市民の防災に対する関心が高まっている中、消防に寄せられる期待はますます大きくなっており、安全安心なまちづくりの実現に向け、消防力の充実と消防組織体制のさらなる強化を図ってまいります。

具体的な消防力の充実としては、老朽化した消防車両や消防資機材の更新を計画的に取り組んでまいります。

救急・救助体制は、高齢化の進展に伴う出動件数の増加、多様化する救急需要に対応するため、隊員の専門的知識や高度な技術の習得など資質向上に努め、ドクターヘリやドクターカー、医療機関と連携した出動体制を構築してまいります。

また、地域防災力の中核となる消防団組織の充実強化として、消防団への加入促進や充足率の向上を図り、団員の災害活動における安全装備品の充実に努めてまいります。

住宅防火安全対策の推進については、住宅火災による被害を低減するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する広報活動を展開し、市民の防火意識の高揚を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、全国各地で甚大な被害をもたらしている自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災活動を展開してまいります。

特に、市民の水害に対する危機意識の醸成、避難場所の認知度の向上を図ることなどを目的として、生活空間である「まちなか」に水防災に係る情報を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を進めてまいります。

また、地域における自助及び共助力の向上を柱とした取組から、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び防災リーダーの育成に努めるとともに、資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

全国的に交通事故件数は減少傾向にありますが、

飲酒運転やひき逃げ、あおり運転など自分勝手な運転が原因で引き起される痛ましい事故が後を絶たないことから、関係機関や団体と連携し、事故の根絶に向けた取組を実践してまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の参加促進、夜光反射材の配布など、事故被害防止に向けた周知啓発活動に取り組んでまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体と、犯罪防止に関する情報の共有を図り、防犯対策の強化や防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、空き家対策については、名寄市空家等対策計画に基づき、所有者などの当事者意識を醸成する広報啓発活動をさらに推進するとともに、課題解決のための助言相談について関係部署や空家等対策協議会と協議を行いながら対応に努めてまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

一向に減少する気配が見られない「悪質商法」や「架空請求詐欺」など多様な形で消費者をあざむく行為により、全国で多くの被害が発生しています。消費者被害を未然に防ぎ、また最小限にくい止めるために、引き続き細やかな情報提供や市民への積極的な啓発活動、相談員のスキルアップに努めてまいります。

今後も、市民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域や関係機関との連携を深めながら悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に取り組んでまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の団地は、将来の住宅需要を見通した修繕や長寿命化改修を基本に取り組み、ストックする住宅の適正な維持管理と居住環境の向上を図るとともに、老朽化した北斗団地の除却を実施してまいります。

また、瑞生団地は、入居者の住替えに配慮した整備事業の基本計画を策定し、風連地区のより良い住環境づくりを進めてまいります。

民間住宅の整備については、木造住宅の耐震化の支援として、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画については、昨年の第４回定例会にて議決いただき、本年１月に開催された名寄市都市計画審議会にて答申以降の経過について報告しました。

本計画は、令和２年度から２１年度を計画期間とする概ね２０年後を見据えた長期的な計画であることから、社会経済状況の変化を踏まえて適宜見直しをしながら、計画をより具体化し、都市機能の集約と公共交通の充実などによる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

都市公園については、名寄市公園施設長寿命化計画に基づき「ハルニレ公園」と「麻生公園」において、老朽化した遊具の更新を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として４路線を更新するほか、給水区域内の漏水調査を継続して実施してまいります。

また、第２期拡張事業において計画している名寄駐屯地への配水管整備を進めてまいります。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道・個別排水事業については、将来にわたり市民生活に必要なサービスを安定的に提供するため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要性が高まっていることから、令和２年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行して事業を進めて

まいります。

また、平成３０年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、１０基の合併浄化槽の設置工事を予定しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、社会資本整備総合交付金により整備を進めている北１丁目通、南３丁目通、徳田１８線緑丘連絡線及び豊栄西１２条仲通の４路線の整備を行うとともに、新規路線として北３丁目通と南１０丁目右仲通の事業着手に向け、国への予算要望に努めてまいります。

市単独費による整備については、経年劣化により損傷が進行している東５号線の舗装改築工事を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成２７年度から令和６年度までの１０年間で修繕を計画している２６橋のうち、「東橋」の修繕工事のほか、３橋の実施設計、５６橋の近接目視点検を実施するとともに、平成３０年度に一巡した点検結果に基づいた計画策定を行い、利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の降雪については、昨年と同様に平年と比較してもやや少ない状況で推移していますが、引き続き市民が安心できる快適な道路空間や生活空間の確保に努めてまいります。

令和２年度においても、幹線道路の複数回の排雪や、積み上げ除雪を実施するとともに、交差点においてはカット排雪を実施し、交差点の見通しや道路幅員の確保を図りながら、効果的で効率的な除排雪体制の確立に努めてまいります。

また、排雪ダンプ助成事業や市道及び私道除排雪助成事業、レンタル＆ゴー事業の実施にあたっては、町内会と連携を図りながら、市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄路については、宗谷本線の維持・存続に向け、宗谷本線活性化推進協議会において、沿線自治体などと一体となり取り組むことを確認しており、令和２年度も北海道と連携して緊急的かつ臨時的な支援を行ってまいります。

また、宗谷線アクションプランに基づき利用促進に向けた取組を行うとともに、ＪＲ北海道から廃止提案を受けている極端に利用の少ない無人駅についても、地域住民と丁寧に協議してまいります。

さらに、国がＪＲ北海道を支援する根拠となっている法律の改正に向け、北海道の地域特性や実情を踏まえた支援制度が構築されるよう、北海道と連携して国や国会議員の皆様などに対して要望を行い、持続的な鉄道網の確立に向け取り組んでまいります。

路線バスについては、バス事業者への運行経費補助や、デマンドバスによる郊外の交通手段確保を継続してまいります。また、昨年策定した「名寄市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民の皆様が利用しやすく、効率的な地域の公共交通確保に努めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

地域の特色を生かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し、「第２次名寄市農業・農村振興計画」に基づき施策を推進してまいります。

はじめに、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

基盤整備では、農地の高度利用化、農産物の生産性向上を目指し、計画的に農業生産基盤の整備を実施してまいります。

国営事業では、令和３年度の完了を目指し、引き続き御料ダム、風連ダム、日進頭首工及び導水幹線用水路の施設補修工事が計画されています。

道営事業では、水利施設整備として「名寄幹線

地区」、農地整備として「風連東第２地区」「第３地区」「ちえぶん地区」がそれぞれ継続され、幹線用水路の長寿命化や区画整理などが計画されており、事業の推進に向けて、北海道と連携して取り組んでまいります。

市単独事業では、農道整備事業として「風連南１番東線道路」の舗装・防塵処理工事により、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

農業振興センター事業では、ＩＣＴなどの新たな栽培技術や振興作物における新品種などの試験をはじめ、優良種苗の提供、土壌診断のほか、実証展示や巡回指導、各種講座などを通じて、農業者への情報提供や技術普及などについて積極的に取り組んでまいります。

薬用植物振興では、カノコソウの作付面積拡大と安定生産を図るため、機械化による作業の負担軽減、栽培技術の確立や培養苗の研究について、名寄市薬用作物研究会や薬用植物資源研究センター、製薬会社などと連携し取り組んでまいります。

畜産振興では、日米貿易協定、ＴＰＰ及び日欧ＥＰＡに対応すべく、国の畜産クラスター事業などを活用し、個別経営体の規模拡大や機械化による効率化と収益性の向上を図るとともに、酪農家の作業負担軽減と優良後継牛の育成を推進するため、ＪＡが取り組む「哺育・育成センター」整備へ支援を行ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

３年目を迎える名寄市立大学生による農作業従事の定着化と農業への理解の深化を図るとともに、新たな雇用労働力の確保として農業未経験者の農作業従事に向けた試験的な取組を、ＪＡと連携し進めてまいります。

また、地域農業への貢献や雇用確保が期待される法人化では、現在２７法人が設立され共同化や規模拡大など経営基盤の強化が進められており、引き続き情報提供などに取り組み推進してまいります。

農福連携の取組では、福祉事業者と農業者がそれぞれ抱える課題の解消に向けて情報提供や相互理解を深められるよう、関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

農地の流動化では、「人・農地プラン」の見直しに向け、各地域の将来的な農地集積や課題を話し合う場をつくり、農業委員会の協力を得ながら、持続的な農業の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

農家子弟の新規就農では、昨年は８人の後継者が就農しており、経営基盤の強化及び後継者の経営継承に向けて、引き続きＪＡと協調し支援を行ってまいります。

新規参入者の確保・育成に向けては、地域おこし協力隊の募集をはじめ、移住施策との連携や就農のきっかけづくりを支援する農業体験実習事業を推進するとともに、農業振興センターの機能を生かした、より実践的な研修などを通じて育成に努めます。また、関係機関・団体で構成する新規就農者支援チーム内に、新たに耕種班及び酪農班を設け専門性を高めるとともに、併せて集落支援員による相談・支援により、新規参入者のサポートに取り組んでまいります。

加えて、第三者経営継承や法人への就業など、多様な選択が可能となるよう、地域実態の把握や条件整備に取り組んでまいります。

農村女性の活躍では、農業経営における活躍の場を広げるため免許取得に対する支援に取り組むとともに、地域農業への一層の参画や独自の活動を助長するため、引き続き研修会への参加やグループ活動活性化の取組に支援を行ってまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全安心な農畜産物の生産では、化学肥料の削減など環境保全に効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策では、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心とし、エゾシカ対策については、引き続き捕獲実施時期を早め被害防止に取り組むとともに担い手の育成を図ってまいります。アライグマ対策については、防除員の拡大により地域一体となった捕獲体制の強化に努めてまいります。また、ヒグマ対策については、予防と安全対策の強化として、ヒグマに遭わないための基本知識や出没情報などの市民への注意喚起をはじめ、電気柵の設置など人里にヒグマを寄せ付けない方策の普及啓発や巡回パトロールの実施など、関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進では、第３次名寄市食育推進計画を基本に、食と生産現場とのつながりを身近に感じられる恵まれた環境を生かした取組を進めてまいります。なお、令和２年度は、策定から３年目の中間年となることから、計画の実施状況について検証を行ってまいります。また、地産地消やブランド化の推進については、新たなロゴマークの活用などを通じて「日本一のもち米のまち」として、市内外へ広く情報発信を行ってまいります。

農村環境の保全では、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら、農地及び農業施設の保全はもとより、景観や防災など多面的な機能の発揮に向けて、地域の主体的な取組に支援を継続してまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、国の補助事業を活用し、間伐などを効率的に進めるとともに、伐採適齢期を迎えた森林の皆伐及び再造林を計画的に推進し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

私有林については、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度を有効に活用してまいります。また、令和２年度から森林環境譲与税を活用した新たな支援策として、除間伐などの各種施業に対する補助の拡充や、人材育成・担い手確保などに対する補助を創設し、森林環境整備の推進と保全に努めてまいります。

また、旭川市への誘致を進めていた「北海道立北の森づくり専門学院」については、本年４月開校予定であり、本市としましても「北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会」の構成団体として、引き続き役割を果たしてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本市の商工業の振興を図るため、名寄市中小企業振興条例に基づき、市の制度融資などの活用促進や中小企業の経営基盤強化の支援など、地域経済を牽引する事業者への支援を継続してまいります。

また、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市の中小企業振興に係る基本的な理念や役割などを定める「基本計画」の検討を進めるとともに、中小企業振興条例に基づく支援制度に関し、より時代のニーズに合った見直しを含め検討を進めてまいります。

人口減少に歯止めがかからず人材不足が課題となる中、経済の地域循環を促し地域経済を活性化するためには、生産年齢人口の確保が有効であり、そのための方策として、外国人材の受入は有効な手段の一つと認識しています。昨年４月に施行された改正入管法に基づく新たな在留資格である「特定技能」や従前の「技能実習制度」など、外国人材の受入に関して引き続き調査・研究してまいります。

駅前交流プラザ「よろーな」については、令和２年度から５年間の指定管理者に、これまでに引き続きＮＰＯ法人なよろ観光まちづくり協会が選

定されたところであり、施設管理業務に加えて、本市のコミュニティ醸成の場として、さらなる街なかの賑わい創出が期待されます。

併せて、商店街においても、「よろーな」の取組事業と連携したイベントや「よろーな」と商店街をつなげるイベントを行うなど、主体的な取組が定着しつつあり、今後も、このような取組を積極的に支援していくとともに、商工団体、観光協会及び各商店街振興組合などと連携し、賑わい創出を推進してまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、緊急対策本部が中心となり、昨年１１月１８日から１２月９日までの３週間、撤退の再考を求める署名活動を行ったところ、市内外から２７,１６１筆もの署名が集まりました。こうした草の根の動きを通した地域の皆様の声を届けるため、同年１２月２５日に、王子ホールディングス株式会社に要請をしてまいりました。今後は、影響を最小限にとどめることに主眼を置いた取組を進めることとし、緊急対策本部に設置した検討部会において、関係機関・団体と連携し、具体的な取組を検討してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢について、昨年１２月の状況は、月間有効求人倍率が1.７４倍で、前年同月比では0.３３ポイント上回り、１１カ月連続で前年同月を上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

職業別では、特に建築・土木・測量技術者、建設・土木作業員など建設関係のほか、看護・介護分野で人材不足の状態が続いています。本市では現在、介護職員、保育士、看護師・助産師、そして名寄市立大学卒業生を対象に、地元定着を図るための支援を行っており、商工業の分野では、商工団体や教育機関などと連携を図り、中小企業振興条例に基づく支援制度の中でも、特に「人づくり」に関して、より時代のニーズに合った見直しを含め検討を進めてまいります。

管内新規高等学校卒業予定者の就職内定状況については、卒業予定者６１１人のうち就職希望者は、昨年１２月で１５４人と前年同月比2.5パーセントの減少、就職内定者数は１４４人で前年同月比1.４パーセントの減少となり、就職内定率は９３.5パーセントとなりました。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などを関係団体、事業所、学校関係者などと連携し実施するとともに、事業所に対する求人要請、求人開拓などを引き続き実施するほか、名寄市立大学を中心にハローワークなよろとも連携するなど、新規学卒者の地元定着につなげるための施策を推進してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画に基づき、市民の満足度向上や地域の情報発信などに取り組むほか、令和２年度から順次実施される道内７空港の一括民営化を好機と捉え、近隣市町村と連携して広域観光を推進するとともに、インバウンド受入体制の整備を進めてまいります。

また、Ｎスポーツコミッションと連携し、スポーツツーリズム商品の開発やスポーツ合宿・大会の誘致など、冬季スポーツ拠点化プロジェクトの推進に努めてまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設については、市内唯一の温浴施設であり市民の皆様の憩いや健康増進に必要不可欠な施設であること、本市の重点プロジェクトである冬季スポーツ拠点化の核となる施設であることなどから、施設の稼働を最優先に考え、市議会はもとより市民の皆様と情報共有を図りながら、信頼の回復に取り組んでまいります。

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

昨年１０月から３歳以上児の幼児教育・保育の無償化により、保護者の負担軽減が図られています。令和２年度においても、幼児教育の支援を充実させるとともに、幼児教育の質の向上と保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れるために必要な支援を行ってまい

ります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成２９年度から１０年間における大学運営の指針として策定した「名寄市立大学の将来構想（ビジョン２０２６）」は、本年度末で前期３年が終了します。大学内に設置している内部質保証推進委員会において、前期期間の具体的な推進項目を定めた前期実施計画の検証作業を進めているところですが、ほとんどの項目で取組が達成されたものと考えているところです。

令和２年度からの３年間における中期実施計画は、野村陽子新学長のもと早急に策定し、当該計画を全教職員で共有する中で、将来構想の着実な推進に努めてまいります。

次に、修学支援制度について申し上げます。

国は、本年４月から、学ぶ意欲のある学生が、経済的な理由により大学などへ修学をあきらめることのないよう、返還を要しない給付型奨学金の拡充に併せて、入学料と授業料を免除または減額する高等教育の修学支援新制度を創設しました。

本学においても国の基準に基づき、入学料や授業料などに係る新たな減免制度を実施することとしています。

今後も、これら減免制度の実施や令和２年度から１年生まで拡大する独自の給付型奨学金制度などを通じて、学生支援の取組を進めてまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ振興については、子どもたちが運動と出会う機会をさらに充実させるとともに、幼児期に体を動かすことの大切さを知っていただきながら、将来、スポーツ人口のすそ野が広がるように取組を進めてまいります。

ジュニアの育成・強化については、Ｎスポーツコミッションと連携しながら、競技種目に関わらずジュニアを育成できる取組を進めてまいります。

また、冬季スポーツ拠点化事業については、年々価値が高まっている天然雪や自然環境などを生かして、各種大会や合宿の誘致を推進するとともに、ピヤシリヘルシーゾーンの新たな活用としてスポーツツーリズムに取り組み、将来に向けた、事業化・商品化への研究を進め、交流人口の拡大及び地域振興につながる取組を推進してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和２年度の市政執行方針といたします。

○議長（東　千春議員）　次に、令和２年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君）　令和２年第１回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、国においては、第３期教育振興基本計画のもと、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図る取組を進めております。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画のもと、「自立」と「共生」の二つの基本理念の実現に向けて、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つの重点を示し、具体的な教育施策の推進に努めております。

名寄市教育委員会では、国や道の動向を踏まえるとともに、名寄市総合計画（第２次）中期基本計画の「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標とし、令和２年度の学校教育推進計画、社会教育推進計画の確実な推進に努めてまいります。

以下、令和２年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、学校教育の重点施策について申し上げます。

令和２年度の学校教育については、名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、社会に開かれた教育課程の実現を図ります。また、道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」が令和元年度をもって終了し、第２ステージに移行することから、第２次名寄市教育改善プロジェクト委員会の３年間の成果と課題を踏まえ、第３次名寄市教育改善プロジェクト委員会を立ち上げ、次の７つの重点的な取組を進めてまいります。

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を重視するとともに、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動や家庭学習の充実、ＩＣＴ機器の効果的な活用などを図ってまいります。

また、児童生徒の「主体的に学習に取り組む態度」を育むため、天文台や市民文化センターＥＮ―ＲＡＹホールなどの本市の教育資源や、名寄市立大学の学生支援員などの積極的な活用に努めてまいります。

今後も、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」を連動させながら、市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成については、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通して道徳性を養う指導を推進してまいります。

道徳科の指導では、ねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫・改善に努めてまいります。

また、木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材とした道徳科の読み物資料の改訂や市民文化センターＥＮ―ＲＡＹホールの積極的な活用を通して、児童生徒の豊かな情操を養うよう努めてまいります。

読書活動では、全ての小学校に配置している学校司書を活用し、蔵書の配置の工夫や本への興味関心を高める環境を整備して、児童生徒の豊かな感性や創造性を高めてまいります。

さらに、生徒指導では、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を基盤として、互いに協力し合い、助け合う望ましい集団の育成を目指してまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて、いじめの定義やいじめ解消の判断基準を具体的に示すとともに、いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価において評価し改善に生かすなど、取組を強化してまいります。また、「名寄市小中高いじめ防止サミット」については、昨年改善したいじめ防止宣言の内容が児童生徒へ確実に定着するよう取組を充実させ、いじめの根絶を目指してまいります。

なお、いじめについては「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を有効に活用し、早期発見、早期解消に努めます。また、教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門指導員等との連携に努めるとともに、中学校に配置しております心の教室相談員による教育相談については、必要に応じて小学校でも実施できるようにします。

不登校の児童・生徒への対応については、学校

や教育相談センター・子ども未来課などの関係機関が連携を図り、組織的、計画的に支援することが重要なことから、児童生徒理解・教育支援シートを活用し、一人一人の児童生徒に応じた支援に努めてまいります。また、必要に応じて道教委に配置されているスクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用し、不登校解消に向けた取組の充実にも努めてまいります。

スマートフォンや携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用の防止などについては、名寄市生徒指導・補導協議会や関係機関・家庭と連携しながら、青少年センターや道教委が作成した啓発用のパンフレットなどを活用し、児童生徒が情報モラルを身に付けたり、望ましい生活習慣を確立することができるよう取り組んでまいります。

健やかな体の育成については、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした体力づくりである「１校１実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。

また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、課題解決に向けた実技講習会を実施したり、体育の授業の工夫改善を図るなど、体力向上の取組を一層充実させてまいります。とりわけ、課題となっている「５０ｍ走」「シャトルラン」については、スポーツ・合宿推進課と連携を図りながら、体力づくりの取組を推進してまいります。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であり、食育は「生きる力」を育むことに欠かすことのできないものであります。

栄養教諭が行う食に関する指導は、児童生徒が将来にわたり、望ましい食習慣や食に関する自己管理能力を身に付けられるよう、学校給食を通して各学校と連携を図りながら進めてまいります。

学校給食で使用する食材は、安全で安心な食材の選定に細心の注意を払いながら、地場の農畜産物を積極的に活用してまいります。地場産品を学校給食に取り入れることは、児童生徒が地域や自然との関りについて学び、農業や農産物について理解を深めるとともに、地産地消の推進に役立つものであり、今後も地域との連携を図りながら、より一層の取組を進めてまいります。

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

特別支援教育の充実を図るためには、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要であります。

そのため、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備してまいります。また、名寄市立大学との連携によるティーチング・アシスタント事業の有効な活用や特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実に努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、本市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため、学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施するなどして、保育所や認定こども園、幼稚園、学校、関係機関等との情報交流の促進に努めてまいります。

また、昨年、市内全ての幼児、児童生徒に配付した名寄版個別の支援計画「すくらむ」が有効に活用されるよう、リーフレットによる啓発活動を充実するとともに、活用方法の改善に向けて検討を進めてまいります。

次に、社会の変化に対応する力を育てる教育の推進について申し上げます。

国際理解教育については、外国人英語指導助手を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学校外国語活動と外国語の指導時数を確保するとともに、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の充実に努めてまいりま

す。

キャリア教育については、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気付き、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、上川版キャリアノート「マイノート」を活用するなどして、教育相談や進路指導等の充実に努めてまいります。

情報活用能力の育成については、児童生徒の発達段階を踏まえ、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを確実に身に付けさせることや、目的に応じてコンピュータ・情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めてまいります。

また、今年度からすべての小学校において必修化されるプログラミング教育の円滑な実施に努めるとともに、学校教育情報化推進委員会と連携しながら、ＩＣＴ環境の整備を進めてまいります。

主権者に関する教育については、児童生徒にふるさとへの愛着や豊かな情操を養うため、「ふるさと未来トーク～市長・教育長と児童生徒との懇談会～」を実施するなどして、地域への愛着や誇りをもち、ふるさとに根付く子どもたちを育ててまいります。

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭・地域が教育の目標を共有し、協働して組織的に課題に対応し、学校改善に努めることが大切であります。

このため、各学校では、本市共通モデルの学校経営計画及び学級経営案を効果的に生かし、学校の課題を明確にした上で、年度の重点教育目標を設定するとともに、名寄市総合計画（第２次）中期基本計画や名寄市学校教育推進計画との関連を図りながら学校経営を推進してまいります。

さらに、学校評価については、各学校が年度の重点教育目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果や改善策の妥当性について評価する学校関係者評価を実施し、その結果を公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校の年度の重点教育目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

コミュニティ・スクールについては、昨年６月をもって市内すべての学校に学校運営協議会を設置しました。今後は、学校運営協議会の主な役割である学校運営の基本方針の承認や学校運営に必要な支援等についての協議を充実するとともに、社会教育と連携し、地域学校協働本部の体制を整えてまいります。

小中一貫教育については、風連地区小中学校連携教育推進委員会で進めてきた９年間を見据えた教育課程や学習規律、出前授業の体制などが整いつつあることから、新年度から風連中央小学校と風連中学校において実施してまいります。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会やミドルリーダーのマネジメント力を高める研修会などを通して、教職員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めてまいります。また、外国語教育の早期化・教科化、ＩＣＴの活用、プログラミング教育などの新たな課題に対応できる力量を高める研修の充実にも努めてまいります。

服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校における働き方改革の推進では、教職員の多忙化が依然として解消されていない状況のなか、教職員が子どもと向き合う時間が確保できるよう、

学校における働き方改革の取組を一層進める必要があります。このため、道教委の「北海道アクション・プラン」に示された取組の方向性をもとに、名寄版「アクション・プラン」に基づき、学校内での業務改善の意識改革と体制づくりを進めてまいります。

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

安全安心な教育環境づくりについては、各小学校区に組織している安心会議などと連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを用いた児童生徒の通学路の安全確保、「地域１１０番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して、地域ぐるみで不審者への対応をしてまいります。さらに、「名寄市通学路安全推進会議」では、通学路の安全確保のため、関係機関と連携し継続的に安全点検や安全対策に努めたり、対策箇所一覧表をホームページで公開して、対応状況の周知や危険箇所の注意喚起を行ってまいります。

市内小中学校の整備については、小中一貫教育や耐震化への対応に考慮しながら、智恵文中学校に智恵文小学校を併設するための各種調査や基本設計などに取り組んでまいります。

学校給食センターは、年次的な調理設備等の更新や設備修繕等により、安全・安心な給食の安定供給に努めていますが、改築以来２８年が経過していることから、給食提供に支障が出ないよう施設の適切な維持・管理を行ってまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内の高等学校は、中学校卒業生の減少により定員割れが続いている状況にあることから、市内各高等学校と連携を図り、生徒の資格取得に対する意識の高揚と資質向上など、魅力ある学校づくりを支援するため、就職や進学に有利となる資格取得に対する補助制度「名寄市高校生資格取得支援事業」の取組を進めてまいります。

また、名寄地区の基幹産業である農業従事者の人材育成には、名寄産業高等学校酪農科学科の間口維持が重要なことから、道外入学者を呼び込むため、受験にかかる交通費の負担軽減を図る「名寄産業高等学校酪農家学科受験者交通費等助成事業」を継続してまいります。

さらに、名寄市内の将来の高等学校の在り方については、子どもたちの希望に沿った学ぶ環境を維持することが重要であり、この地域の産業を支えるための人材育成や、進路希望に沿った学習ができる環境を充実させるために、道教委と連携を図り検討を進めてまいります。

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

令和２年度の社会教育については、名寄市社会教育推進計画に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の形成などを目指し、次の５つの重点的な取組を進めてまいります。

はじめに、生涯学習社会の形成について申し上げます。

昨年６月をもって、市内すべての学校に学校運営協議会が設置されましたが、「地域とともにある学校づくり」の更なる充実が図られるよう、地域学校協働活動を社会教育行政として支援するため、学校と地域が連携・協働できる体制づくりに取り組んでまいります。

市民講座では、新たな学びへのきっかけづくりや学習活動を通した仲間づくりなどにつながるよう、市民の学習ニーズなどに応じた講座の開設に努めてまいります。

また、グループやサークルの活性化や組織化を支援する「ジャックの豆事業」の奨励、市民が文化芸術を体験・発表する生涯学習フェスティバルの開催など、市民が自主的な学習に取り組める環境づくりに努めてまいります。

風連地区については、ふうれん地域交流センターや風連公民館を拠点とし、各種団体などと連携・協働し、生涯学習事業の推進に努めてまいりま

す。

智恵文地区については、住民ニーズの把握に努めたり、農村地区という地域特性を踏まえ、学校をはじめ関係機関との連携を一層深めながら生涯学習事業の推進に努めてまいります。また、地域の歴史や自然、文化を知り、地域の魅力を発見しながら、地域資源を継承する学習活動として「ちえぶん学講座」を開催してまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館が、市民の最も身近な学習活動を支援する教育施設として、幅広い図書資料の収集や環境整備を図るとともに、人と本を結びつけ、人と人が交流できる課題解決の場となるよう努めてまいります。

また、第３次名寄市子どもの読書活動推進計画に基づき、乳幼児期のうちから本に親しむ習慣を醸成するため、絵本の読み聞かせなどを推進し、読書習慣の定着に努めてまいります。さらに、人を通して多くの良い本に出会うことができる「土曜読書会」、書評ゲーム「ビブリオバトル」など、各種事業の充実に取り組んでまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

天文台は、本年４月に開台１０周年を迎えることから、これを記念する事業のほか、より一層星空への興味関心を持ち、来館していただけるような事業を行ってまいります。

学校教育との連携では、新学習指導要領に沿ってプラネタリウムの学習投影を工夫するなど、より分かりやすい授業にするための取組や移動式天文台車の積極的な活用についても、広域的に利用を呼び掛けてまいります。

研究分野では、北海道大学との連携の下、ピリカ望遠鏡を利用した研究を一層進め、全国に成果を発信してまいります。

交流事業としては、国立天文台石垣島天文台や台北市立天文科学教育館との共同観測、日食などの天文現象の相互配信などを通して交流を深めるとともに、全国の天文台との協力のもと、相互に利用者が行き来できるような取組を進めてまいります。

さらに、星と音楽をテーマにした星祭りや音楽イベントでは、より多くの市民や全国の方々に利用していただけるよう開催方法などについても工夫してまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

市内の幼稚園における家庭教育学級の設置や家庭教育支援講座の開催などを通して、親子で楽しみながら学んだり、保護者の学びを支援する学習機会の提供に努めてまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の改修では、昨年、市民のスポーツ活動の拠点である名寄市スポーツセンターの長寿命化を図るため、屋外キュービクル・変圧器取替え工事など、市民に安心なスポーツ環境の整備を行ってまいりました。

今後も、修繕計画に基づく適正な改修や整備を行い、スポーツ施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ施設の適正配置を検討してまいります。

また、風連地区では、廃校体育施設などを含めた体育施設の維持管理に努め、利用調整を図りながら身近な体育施設として広く市民に開放し、競技スポーツや生涯スポーツへの取組を助長してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

児童生徒が自然の中で学び合う野外体験学習事業「へっちゃＬＡＮＤ２０２０」に加え、交流自治体である東京都杉並区との小学生交流事業として、夏季の「都会っ子交流」及び冬季の「自然体験交流」を実施してまいります。

また、子ども会育成連合会などと連携したリーダー育成事業や育成者研修事業、フットサル大会などにも取り組んでまいります。

名寄市成人式については、実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として安全安心な居場所となるよう施設運営の充実に努め、遊びやスポーツ、各種行事を企画し、子どもたちの健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、放課後における児童の遊びや生活の場として、施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

また、民間学童保育所に対しては、児童の安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対し必要な支援を行ってまいります。

青少年センターでは、青少年を取り巻く社会環境がますます複雑・多様化する中、各町内会推薦指導員との巡視活動や各学校、関係機関との連携を通して、青少年の問題行動の未然防止や安全確保に努めてまいります。

近年、スマートフォンなどの急速な普及に伴い、ネットトラブルやネット依存などが大きな社会問題になっていることから、研修会の開催やパンフレットの配布などにより啓発活動を行ってまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員が電話や面接などで相談に応じてまいります。また、ひきこもりの解消や日中に相談ができない方のために夜間相談日を設けて対応してまいります。相談内容によっては、学校と情報交換を行いながら適切な支援及び指導を行ってまいります。

適応指導教室では、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。

不登校は本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあるため、教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

放課後子ども教室では、小学４年生から中学３年生までを対象に、放課後における子どもたちの安全安心な居場所となる活動拠点を設け、勉強やスポーツ、文化活動等に取り組み、自ら学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図ってまいります。

本年度も、地域の教育経験者などの協力を得て、自学自習の充実やテーマ学習の工夫を図り、子どもたちにとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例及び名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の振興を図るとともに、市民などによる文化芸術活動が自主的、創造的に行われるよう努めてまいります。

また、優れた文化芸術を鑑賞する文化芸術鑑賞バスツアーや市民が日頃の文化活動の成果を発表する市民文化祭を実施するとともに、開館５周年を迎える市民文化センターＥＮ―ＲＡＹホールを核とした鑑賞事業やアウトリーチを含めた市民参加型の文化芸術事業のほか、開館５周年記念事業を実施してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成８年２月の開館以来２４年が経過し、これまでに３２万人の利用者を数えているところであり、引き続き、地域に根差した視点に立って、地域の歴史や自然、文化に関する普及啓発を進めてまいります。博物館事業の主体となる展示活動では、森の知恵者と象徴され、博物館敷地にもレリーフを設置しているフクロウ類についての特別展を計画しています。

また、地域史を伝える企画展として、天塩川や名寄川など、かつて大雨のたびに農業や住民の暮らしに被害をもたらした水害の歴史を振り返るとともに、防災意識啓発のための展示を予定しています。さらに、地域の歴史や自然を伝える自主企画による展示会、市民・団体による作品展を年間通して開催し、市民に開かれた博物館活動を継続してまいります。あわせて道内博物館・研究機関等との連携を図り、体験学習や講座などを充実し、

郷土学習の拠点施設としての博物館を目指してまいります。

以上、令和２年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げました。

名寄市は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に学校・家庭・地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　以上で令和２年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（東　千春議員）　日程第５　議案第１号

名寄市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１号　名寄市印鑑条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律、これが令和元年６月１４日に公布をされ、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第６　議案第２号

名寄市へき地保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第２号　名寄市へき地保育所条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、砺波地区における幼児保育を担っていた砺波保育所について、砺波地区地域住民との合意の下、本年３月３１日をもって閉所することとなったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。また、１２月の納期限を統一するため、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第７　議案第３号　名寄市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第３号　名寄市営住宅管理条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成２９年６月２日公布の民法の一部を改正する法律による賃貸借契約における保証人の債権関係の規定見直し及び国の公営住宅に係る制度の見直しによる社会経済の変化に対応した入居者要件の改正などが進められていることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第８　議案第４号　工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第４号　工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

風連中央小学校旧校舎屋内運動場解体工事、屋外運動場整備工事については、令和元年６月２１日に五十嵐・第一・橋場特定建設工事共同企業体と２億8,８２０万円で契約を締結をし、現在施工中でありますが、本件は建物解体におきまして概数としていた産業廃棄物処分量の数量確定及び屋外運動場整備におきましてグラウンド出入口の変更等により設計を変更する必要が生じたために当初の契約金額に1,６０２万7,０００円を加えまして、３億４２２万7,０００円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第９　議案第５号　専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第５号　専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和元年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ８０万円を追加し、予算総額を２０９億1,６２４万5,０００円にしたものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。４款衛生費では、食肉センター施設の修繕に伴い、食肉センター事業特別会計繰出金８０万円を追加したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加に伴い２０款繰入金で８０万円を追加をし、収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は承認することに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　日程第１０　議案第６号　専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第６号　専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ８０万円を追加し、予算総額5,７６４万円にしたものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。１款衛生費では、食肉センター給水施設の修繕に伴い８０万円を追加したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。１款繰入金におきまして８０万円を追加し、収支の調整を図ったものであります。

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第６号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は承認することに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　日程第１１　議案第７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出にそれぞれ６億1,５０１万2,０００円を減額をし、予算総額を２０３億１２３万3,０００円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。２款総務費におきましてふるさと応援事業費５４９万9,０００円の追加は、ふるさと納税寄附金の増額に対応し、寄附記念品発送業務委託料などについて補正しようとするものでございます。

４款衛生費におきまして名寄東病院振興基金積立金１億7,１１９万5,０００円の追加は、地方交付税の算定結果に基づき積立てしようとするものでございます。また、病院事業会計繰出金6,０７１万6,０００円の追加は、今年度の地方交付税の算定結果や東病院の収支調整に対し繰出金を補正しようとするものでございます。

６款農林業費におきまして地域づくり総合交付金事業補助金7,１７０万円の追加は、道北なよろ農業協同組合が実施をした３つの農業用施設の改修等について補助しようとするもので、財源につきましても同額を道補助金にて予算を計上してございます。

７款商工費におきまして名寄振興公社職員派遣負担金４５０万円の追加は、名寄振興公社に派遣をした職員の人件費相当分について負担しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、１款市税におきましては本年度の納税状況を踏まえまして、固定資産税を4,０００万円追加しようとするものでございます。

１２款地方交付税の普通交付税で２億3,０８２万3,０００円の追加は、今年度の普通交付税額の確定に伴い予算を計上しようとするものでございます。

１９款寄附金の1,１１３万9,０００円の追加は、既に予算化したものを除き、これまで頂いた寄附金について予算計上しようとするものでございます。

２０款繰入金では、財政調整基金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第２表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業（９棟目）の予算を変更しようとするものであります。

第３表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか２件を繰越ししようとするものでございます。

第４表、債務負担行為補正につきましては、名寄庁舎エレベーター保守管理委託料のほか６件を追加しようとするものでございます。

第５表、地方債補正につきましては、農業農村整備事業のほか１２件の変更と徳田１８線緑丘連絡線道路改良舗装事業のほか１件を廃止しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第７号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。
よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１２　議案第８号　令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。
○市長（加藤剛士君）　議案第８号　令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、提案の理由を申し上げます。
今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれに３４６万6,０００円を追加し、予算総額を２９億7,０９３万5,０００円にしようとするものでございます。また、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ６８８万3,０００円を減額し、総額を２億３１４万3,０００円にしようとするものでございます。
補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。１款総務費におきまして人件費の減により1,０４９万7,０００円を減額しようとするものであります。
４款保健事業費では、健診費用の減により１１９万8,０００円を減額しようとするものであります。
５款基金積立金では、国民健康保険支払準備金基金積立金として1,５１６万1,０００円を追加しようとするものであります。
次に、歳入について申し上げます。１款国民健康保険税におきまして決算見込み等から６２９万9,０００円を減額しようとするものであります。
また、４款繰入金では一般会計繰入金を1,０５０万8,０００円、国民健康保険支払準備金基金繰入金を2,１３１万7,０００円減額しようとするものであります。
５款繰越金におきまして4,１０６万5,０００円追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。
次に、直診勘定の補正の内容について歳出から申し上げます。１款総務費では人件費等で６８４万7,０００円を減額し、３款施設整備費では事業費の確定により３万6,０００円を減額しようとするものであります。
次に、歳入について申し上げます。４款繰入金におきまして６８８万3,０００円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。
よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。
○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第８号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。
よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。
ここで１３時まで休憩いたします。
休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分
○議長（東　千春議員）　休憩前に引き続き会議

を開きます。

○議長（東　千春議員）　日程第１３　議案第９号　令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第９号　令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ５０５万6,０００円を追加し、予算総額を２６億7,７７１万2,０００円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ２８７万6,０００円を追加をし、予算総額を３億3,９１５万9,０００円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ６３万4,０００円を追加し、予算総額を6,０００万5,０００円にしようとするものであります。

補正の主な内容、保険事業勘定の歳出から申し上げます。１款総務費におきまして人件費などの減により２１万円減額しようとするものであります。

４款基金積立金におきまして介護給付費準備基金積立金に５２６万6,０００円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。４款国庫支出金におきまして保険者機能強化推進交付金の交付決定により５２６万6,０００円を追加しようとするものでございます。

８款繰入金では、一般会計繰入金におきまして２１万円減額をし、基金繰入金におきましては介護給付費準備基金繰入金を1,９３５万2,０００円減額しようとするものであります。

９款繰越金におきまして平成３０年度決算剰余金の繰越し分として1,９３５万2,０００円を追加しようとするものであります。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について申し上げます。歳出におきまして１款総務費では人件費で２８７万6,０００円を追加しようとするものであります。

次に、歳入におきまして一般会計繰入金を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

また、第２表、債務負担行為補正では、名寄市特別養護老人ホーム清峰園指定管理委託料の限度額について変更しようとするものでございます。

次に、サービス事業勘定・風連について申し上げます。歳出におきまして１款総務費では人件費で６３万4,０００円を追加しようとするものであります。

次に、歳入におきまして一般会計繰入金を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

また、第２表、債務負担行為補正では、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ指定管理委託料の限度額について変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第９号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１４　議案第１０号　令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１０号　令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ１億3,４３３万3,０００円を減額をし、予算総額１０億1,６１０万5,０００円にしようとするものであります。

補正の主な内容について歳出から申し上げます。１款下水道事業費では事業費の確定に伴う各費目の調整により総額で１億2,９８２万3,０００円、２款公債費では３７２万1,０００円、３款諸支出金では消費税等で７８万9,０００円それぞれ減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。３款国庫支出金では5,０６６万1,０００円、６款市債では5,０８０万円を事業費の確定によりそれぞれ減額をし、４款繰入金では一般会計繰入金で3,５３３万2,０００円を減額して収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第２表、地方債補正では、公共下水道整備事業のほか１件の限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１０号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１５　議案第１１号　令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１１号　令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ６００万3,０００円を減額し、予算総額8,８１５万6,０００円にしようとするものでございます。

補正の主な内容につきまして歳出から申し上げます。１款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により５８３万3,０００円、２款公債費では７万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の確定に伴う市債の調整のほか、３款繰入金で２０６万8,０００円を減額し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第２表、地方債補正では、個別排水処理施設整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１１号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１６　議案第１２号　令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１２号　令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、食肉センター給水施設の改修に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出それぞれ６００万円を追加をし、予算総額を6,３６４万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。１款衛生費において給水量の安定確保を図るための施設改修に伴い６００万円を追加しようとするもので、指定管理者であるニチロ畜産株式会社と協議の上、今後における施設の安定稼働に必要な対応を図るものであります。

次に、歳入について申し上げます。１款繰入金におきまして６００万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第２表、繰越明許費については、本工事が年度内に完了しないことから、繰越ししようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１２号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１７　議案第１３号　令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１３号　令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３６万3,０００円を追加をし、予算総額を４億９０６万3,０００円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。１款総務費におきまして健康診査受診者の増により後期高齢者健康診査業務委託料を３６万3,０００円追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。諸収入におきまして後期高齢者医療広域連合受託事業収入を３６万3,０００円追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１３号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１８　議案第１４号　令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１４号　令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億4,６７４万2,０００円を減額をし、予算総額１８億7,８６０万4,０００円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を歳出から申し上げます。１款教育費では決算見込みによる人件費の減額や事業費の確定による減額のほか、名寄市立大学奨学金基金積立金に２２０万6,０００円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。５款寄附金において大学に対する寄附金６６万4,０００円を追加しようとするものであります。

６款繰入金では、一般会計繰入金で１億4,６５５万6,０００円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第２表、債務負担行為補正では、エレベーター保守管理委託料について追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１４号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第１９　議案第１５号　令和元年度名寄市病院事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１５号　令和元年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うものであります。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。１款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少等により入院収益で9,６００万5,０００円を減額し、外来患者数の増加等により外来収益で１億3,０７２万7,０００円を追加しようとするものでございます。

次に、医業外収益におきまして東病院の診療交付金等に要する経費の減額等により他会計補助金で４５万7,０００円を減額をし、小児医療に係る交付金算定額の増加等により他会計負担金で３７

万1,０００円、その他医業外収益で1,１３３万9,０００円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして過年度損益修正益で5,７９２万2,０００円を追加し、収益の総額を１０４億6,９６１万9,０００円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。２款病院事業費用では医業費用におきまして給与費で１億2,２９８万1,０００円、経費で委託料や修繕費の減により4,７４９万9,０００円、減価償却費で1,２４１万4,０００円をそれぞれ減額をし、材料費で薬品費の増加により9,４９４万4,０００円を追加しようとするものでございます。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で一時借入金に係る利率の低下により６１万3,０００円を減額をし、保育施設費で給食材料費等の減により２２１万1,０００円を減額しようとするものでございます。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で８３６万1,０００円を追加をし、費用総額１０５億5,０２３万8,０００円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。３款資本的収入におきまして企業債で4,４７０万円、他会計負担金で１２８万3,０００円をそれぞれ減額をし、寄附金で２２万7,０００円、貸付償還金で９４２万円、他会計出資金で5,８３５万8,０００円をそれぞれ追加をし、総額を６億7,９２４万7,０００円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。４款資本的支出におきまして資産購入費で４８４万7,０００円、施設費で3,７４１万3,０００円をそれぞれ減額をし、企業債償還金で9,００４万7,０００円、貸付金で６６万円それぞれ追加をし、総額１２億1,４７８万3,０００円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１５号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第２０　議案第１６号　令和元年度名寄市水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１６号　令和元年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。１款水道事業収益では、主に給水収益７９２万2,０００円の減額や長期前受金戻入２８２万7,０００円の減額により収益全体で９１８万3,０００円を減額をし、総額を７億2,７０４万円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。２款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の

調整を行い、費用全体で1,７６９万6,０００円を減額し、総額を６億8,５４６万1,０００円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業費の確定に伴う調整を行い、３款資本的収入では4,７５５万7,０００円を減額をし、総額を２億8,３２８万7,０００円に、また４款資本的支出では5,０３１万円を減額をし、総額を５億7,４８４万7,０００円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第１６号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第２１　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算、議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算、議案第２３号　令和２年度名寄市病院事業会計予算、議案第２４号　令和２年度名寄市水道事業会計予算、議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算、以上９件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算及び議案第１８号から議案第２５号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、令和元年１１月１日付市長訓令に基づき、名寄市総合計画や総合戦略の具現化、事業の選択と集中の徹底、健全な財政運営の維持といった基本的な考え方に基づき予算を編成いたしました。

一般会計予算案は、前年度と比較をし1.１％増の２０９億２６４万4,０００円となりました。子供、子育て支援に係る民生費の増や哺育・育成センター整備への支援に対する農林業費の増などが主な増額要因であります。なお、収支不足を補う財政調整基金の取崩し額は４億8,５３０万5,０００円を計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。令和２年度より下水道事業特別会計と個別排水処理施設整備事業特別会計が企業会計化されることから、令和２年度国民健康保険特別会計外４特別会計の予算総額は８６億3,４４０万9,０００円となっております。増減の大きなものといたしまして、名寄市立大学特別会計では配水管改修工事の減などにより9,３９２万8,０００円の減となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計では前年度比5.１％増の１２３億8,８００万3,０００円、水道事業会計では前年度比0.３％減の１３億2,４８６万6,０００円となりました。また、下水道事業会計は２１億9,８０７万6,０００円となりました。

以上によりまして、令和２年度全会計の予算総額は４５４億4,７９９万8,０００円となりました。

地方自治法第２１１条及び地方公営企業法第２

４条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　お諮りいたします。

議案第１７号外８件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１７号外８件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（東　千春議員）　日程第２２　議案第２６号　名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第２６号　名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります松田潤子氏が本年５月１５日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を再度教育委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は４年でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２６号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２６号は同意することに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　日程第２３　報告第１号　専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　報告第１号　専決処分をした事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和元年１０月２１日午後3時４９分頃、名寄市風連東５号線と風連２４線の市道交差点におきまして、一時停止標識のある左方から停止をせず交差点に進入してきた相手方車両と市民部所管の公用車が衝突したものでございます。過失割合は本市が２０％であり、相手方車両の修理代として1万7,２００円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

報告第１号を終結いたします。

○議長（東　千春議員）　お諮りいたします。

議事の都合により、明日２月２６日から３月８日までの１２日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、明日２月２６日から３月８日までの１２日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会　午後　１時２９分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議　　長　　東　　千　春

署名議員　　佐久間　　誠

署名議員　　東　川　孝　義

令和２年第１回名寄市議会定例会会議録

開議　令和２年３月９日（月曜日）午前１０時００分

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員指名
日程第２　会期の変更

１．追加議事日程

追加日程第１　緊急質問
新型コロナウイルスに関する対応について【東川孝義議員】
緊急質問
新型コロナウイルス感染症への対応について【山崎真由美議員】
緊急質問
新型コロナウイルス感染拡大への対応について【川村幸栄議員】

１．本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員指名
日程第２　会期の変更
追加日程第１　緊急質問
新型コロナウイルスに関する対応について【東川孝義議員】
緊急質問
新型コロナウイルス感染症への対応について【山崎真由美議員】
緊急質問
新型コロナウイルス感染拡大への対応について【川村幸栄議員】

１．出席議員（１８名）

議長	１８番	東　千春　議員
副議長	１１番	佐藤　靖　議員
	１番	富岡　達彦　議員
	２番	倉澤　宏　議員
	３番	山崎　真由美　議員
	４番	佐久間　誠　議員
	５番	三浦　勝秀　議員
	６番	今村　芳彦　議員
	７番	五十嵐　千絵　議員
	８番	遠藤　隆男　議員
	９番	清水　一夫　議員
	１０番	川村　幸栄　議員
	１２番	高野　美枝子　議員
	１３番	高橋　伸典　議員
	１４番	塩田　昌彦　議員
	１５番	東川　孝義　議員
	１６番	山田　典幸　議員
	１７番	黒井　徹　議員

１．欠席議員（０名）

１．事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	渡辺	敏史
書記	開発	恵美
書記	加藤	諒

１．説明員

市長	加藤	剛士　君
副市長	橋本	正道　君
教育長	小野	浩一　君
総務部長	中村	勝己　君
総合政策部長	石橋	毅　君
市民部長	宮本	和代　君
健康福祉部長	小川	勇人　君
経済部長	臼田	進　君
建設水道部長	天野	信二　君
教育部長	河合	信二　君

市立総合病院事務部長	岡　村　弘　重　君
市立大学事務局長	渡　辺　博　史　君
こども・高齢者支援室長	廣　嶋　淳　一　君
産業振興室長	田　畑　次　郎　君
上下水道室長	鈴　木　康　寛　君
会計室長	末　吉　ひとみ　君
監査委員	鹿　野　裕　二　君

○議長（東　千春議員）　ただいまの出席議員数は１８名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東　千春議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第８７条の規定により、

３番　山　崎　真由美　議員
７番　五十嵐　千　絵　議員

を指名いたします。

○議長（東　千春議員）　日程第２　会期の変更について、お諮りいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する議会としての対応として、今期定例会の会期を２月２５日から３月２６日までの３１日間から２月２５日から３月２５日までの３０日間に変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期を２月２５日から３月２５日までの３０日間に変更することに決定いたしました。

なお、当初は議会日程を９日に代表質問、１０日、１１日に一般質問を予定していましたが、２月２９日に出された国の方針として、ここ２週間が重要との見解から、代表質問を１６日に、一般質問を１７日、１８日に変更することを検討していましたが、名寄市は北海道が出した緊急事態宣言と合わせた１９日まで感染拡大を防ぐため３７施設を休館とすることやイベント、会議等も自粛することを決めております。議会として専門知識や独自の情報がない中での判断として、全市挙げて感染防止に努め、市民の安心した暮らしを守ることを最優先すべきと判断し、市と同様に感染拡大を防ぐ意味から代表質問、一般質問を取りやめることを議員全員で合意をいたしました。今回の代表質問には２名、一般質問には１０名の通告がされておりましたので、理事者答弁を書面で提出してもらうこととしております。市民の皆様には議会ホームページや議会だよりで周知することにしておりますので、御理解を願います。

○議長（東　千春議員）　ここで、加藤市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　ただいま議長のお許しを頂きましたので、発言の機会を頂きました。感謝を申し上げます。

昨年１２月以降、中華人民共和国武漢市におきまして新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認され、１月１６日には日本で、１月２８日には北海道内で初の感染者が発生をし、２月中旬からは連日道内各地での感染者が報告をされています。現在名寄保健所管内においての新型コロナウイルスの感染は確認をされておりませんが、国や北海道の動向を注視し、各種対策を講じているところであります。本市では、２月２５日に名寄市感染症危機管理対策本部を設置をし、感染予防対策のため市民へ感染予防の周知、イベントや会議等の中止などの対応、北海道の緊急事態宣言を受け、公共施設等の臨時休館などの対策を行っております。また、国や北海道の要請により市立総合病院での感染対策、小中学校の休校、放課後児童クラブや保育所での対応など様々な予防対策を実施をしております。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大による経済や就労者などに大きな影響も出ていることから、国や北海道と共に市としてもでき得る限りの支援をしていく必要がありますので、その対策についても早急に検討し、議会に相談をしながら対応してまいります。新型コロナウイルスの感染につきましては、いつ終息するか分かりませんが、市民の皆様が健康で安心して暮らし続けられるために議員の皆様からも御意見を頂きながら、感染予防対策に取り組んでまい

ります。よろしくお願いをいたします。

○議長（東　千春議員）　お諮りいたします。

東川孝義議員、山崎真由美議員、川村幸栄議員から緊急質問の申出がありました。これについては、さきの議会運営委員会にて日程に追加し、発言を許すことに決定しております。

お手元に配付の追加日程第１号のとおり東川孝義議員、山崎真由美議員、川村幸栄議員の緊急質問に同意し、日程に追加の上、発言を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

日程に追加し、発言を許可することにいたします。

○議長（東　千春議員）　追加日程第１　これより緊急質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新型コロナウイルスに関する対応について、東川孝義議員。

○１５番（東川孝義議員）　議長の指名をいただきましたので、新型コロナウイルスに関する対応についての緊急質問させていただきます。

本会議の貴重な時間に緊急質問の機会を頂き、関係する皆様に感謝とお礼を申し上げます。今回の緊急質問は、まさに未曽有の危機に対応する見えない敵と闘わなければならない新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて名寄市として施策が進められておりますが、市民の不安感を少しでも解消するべく質問させていただきますので、御理解をいただきたいというふうに思います。今ほど加藤市長より経過、対応について御発言がございました。新型コロナウイルスに関する対応について、名寄市では２月２５日に名寄市感染症危機管理対策本部を設置され、当面の取組について確認がされております。また、２月２８日の夕方、北海道の鈴木知事は北海道の感染拡大を受け、２月２８日から３月１９日までの間集中的に対策を講じる緊急事態宣言が発表されました。３月３日に加藤市長は公共施設を含む３７の施設を、北海道が出した緊急事態宣言と同じく感染拡大を防ぐため、３月１９日まで休館との発表をされております。

それでは、通告順に質問いたします。なお、答弁は大項目ごとにお願いをしたいというふうに思っております。大項目の１番目、北海道知事の緊急事態発言に対する名寄市の対応について、個々の具体的施策について５点伺います。

１点目は、小中高校の臨時休校に対する対応であります。高校については、原則として北海道の指示に従う対応になると思いますが、小中学校については名寄市の判断対応になると思います。市内中学校の卒業式は昨日の３月８日から３月２３日まで予定されておりますが、対応について伺います。また、一斉休校の間、子供たちの時間の使い方、また進級を控えての大事な時間の過ごし方として、各自治体での取組の違いもありますが、分散登校とかネットでの出前講座を実施している自治体もあります。名寄市の対応について伺います。さらに、学童保育の対応についてもお伺いをいたします。

２点目は、幼稚園、保育所の対応ですが、共働きや独り親世帯では子供を預ける場所がなく、仕事に行けないとの報道もされております。名寄市の公立保育所を含めて市内の保育所、幼稚園の対応はどのようになっているのか伺います。

３点目は、名寄市立大学の対応ですが、３月１２日は札幌会場で後期の入学試験、３月１９日には卒業式、４月３日は入学式が予定をされておりますが、どのような対応を検討されているのかお伺いをいたします。

４点目は、名寄市立総合病院の体制でありますが、現状の検査体制と、発生はあってほしくありませんが、仮に陽性患者が発生した場合、感染者病棟の対応を含めた対応について伺います。また、現状の患者さんのお見舞いなどの対応についても

お伺いをいたします。

５点目は、介護支援事業に対する対応について、今回の新型コロナウイルスは若い人の重症化率は少なく、基礎疾患を持っている人、また高齢者の方は重篤な症状になると言われております。名寄市の高齢者施設の運営、また介護支援事業であります在宅、通所並びに訪問介護、さらには福祉サービス事業への対応はどのようになっているのかお伺いをいたします。

以上、大項目１番目、緊急事態宣言に伴う具体策についてお伺いをいたします。

大項目２番目、市内経済の影響に対する対応について２点伺います。１点目、市内中小企業への支援策でありますが、コロナウイルス対策については今のところワクチンも特効薬もなく、拡大防止及び鎮静化に向けた対応は必要であると認識をしております。しかし、感染者の拡大リスクを下げるために名寄市では３月中旬に予定されておりましたジュニアオリンピックの中止、各種イベントの自粛、中止に加えて、民間諸団体においても同様の対応が進められており、市内経済には甚大な影響を及ぼすと思われます。具体的には旅館業、飲食業、サービス業、運送業をはじめとして、また小学校の臨時休校に伴う給食センターへの納入業者などあらゆる業種が大きな影響を受けております。国において支援策が検討されておりますが、名寄市として状況調査を含めて具体的な支援策の対応についてお伺いをいたします。

２点目、厚労省の独自休暇制度に伴う休業補償対応についてお伺いをいたします。この制度は、小中高校で臨時休校が始まったことに伴い、子供の世話をするため仕事を休む保護者の収入を補填する支援策であります。この支援策は、働く全ての保護者に安心して仕事を休んでもらい、感染拡大を防止する対策であります。現状の対象期間は２月２７日から３月３１日までの期間で、支援を運用する企業独自の有給休暇制度も必要であり、利用に向けて対象となる市内中小企業の皆様の周知の対応についてお伺いをいたします。

次に、大項目の３番目、的確な情報発信について伺います。コロナウイルス感染拡大防止に向けて国、道の要請並びに通知を受け、名寄市も現状できる対策を実施していると認識をしております。その中にあって、マスクや消毒液の不足に加えて、トイレットペーパーもなくなるとのデマ情報が出ております。目に見えない感染症との闘いは、一人一人の行動に左右され、納得のいく正しい情報が適切な行動の基礎になると言われております。幸いにも名寄市では今のところ感染者は出ておりませんが、市民の安全と命を守る病院とか消防、さらには市内のライフラインを支えている浄水場、下水処理場、ごみ処理施設で発生した場合を想定した危機対応に関するシミュレーションはどのような対応になっているのか伺います。また、情報発信の一元化と的確な情報をタイムリーに発信していく体制についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　河合教育部長。

○教育部長（河合信二君）　おはようございます。私からは、大項目１の小項目１の小中学校の臨時休校に対する対応についてお答えさせていただきたいと思います。東川議員から今３点にわたって御質問いただいたと思っておりますので、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

まず、卒業式についてでございますけれども、道教委から卒業式の実施に当たっての留意点が示されておりますので、その通知に対応した取組をするよう各学校に要請をしてきているところです。また、保護者の参加につきましては、ＰＴＡの意見等伺うなどして、各学校で対応していただくというようなことでお願いをしているところです。昨日東中学校はトップバッターで卒業式を行っておりますけれども、東中につきましては保護者が参加しての卒業式となっております。

続いて、分散登校の考え方についてでございます。当初道につきましては１週間ということでし

たけれども、最終的には春休みまでということで、非常に長期の休業になるということでございます。子供たちを支援するために分散登校という対応が検討されておりますけれども、現在それの対応に向けて、本市におきましても実施要綱等作成しながら各学校で準備を進めていただいているところでございます。今後道教委から取扱いについての方向性などが出された場合、本市についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

３点目の学童保育についてです。今回の臨時休業につきましては、急な取組だったということもありますので、保護者が仕事などの理由で預かる必要がある事情については、放課後児童クラブを休校当初から開設させていただいたところでございます。当初北海道におきましては１週間程度の予定でしたけれども、春休みまでの長期な休業になるため、さらに預かりが必要になる児童が増えることもある程度視野に入れながら、受入れ態勢の整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東　千春議員）　小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君）　私から大項目１の私の関連する部分について答弁をさせていただきます。

まず最初に、幼児教育、保育の対応についてということでありますけれども、この間名寄市幼児教育保育振興会と公立保育所の担当者で合同の会議を実施しながら、幼児教育、保育に関する対応について状況を分析しながら統一した対応をしていくということ、数回にわたり協議を進めてきております。その中では、まず認定こども園、幼稚園の３歳以上児の幼児教育を利用されている場合につきましては、基本的には休園ということであります。ただ、幼児教育を利用されている家庭において仕事等により預かり保育を必要としている場合については、状況確認の上、各園において預かり保育を実施している状況にあります。

次に、認定こども園、保育所の保育の対応でありますけれども、通常どおり開所を実施しております。毎日朝晩お子さんの体温を測定し、万が一発熱やせきなどの症状が見られる場合については登所を控えていただくなどの健康観察をお願いしているほか、感染症予防のための、保護者の都合がつく場合などは可能な限り登所を控えていただくような、そういった御配慮もいただいているところであります。あと、卒園式の対応ですけれども、これにつきましては卒園児と保護者のみの参加ということで、時間を短縮しながら実施する方向で現在のところ進めております。参加者には当然のことながら感染予防のためにマスクの着用や消毒などの感染予防の対策についてお願いをしていくこととなっています。今後につきましても名寄市の幼児教育保育振興会と連携を図りながら対応を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目５でありました介護支援事業者に対する対応ということであります。これにつきましては、基本的に国及び北海道から新型コロナウイルス感染症に関する対策についての通知がかなり多く届いておりますので、また市に通知があったものについては速やかに各事業所に通知をしております。各事業所におきましては、高齢者介護支援における感染症対策マニュアルに基づきながら、職員も含めて感染予防対策に万全を期すよう市としても要請をしております。今後におきましても各事業所の状況を確認しながら、それぞれがしっかりした対応しているかどうかも確認もしながら、特に高齢者が重篤化されているという状況がありますので、万全の対策取るように心がけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（東　千春議員）　渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君）　私からは、大項目１の３点目、名寄市立大学の対応についてということで、３月１２日の後期入試、３月１９日の卒業式、あと４月３日の入学式について大学

の対応についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、３月１９日に予定しておりました卒業式についてでありますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑みまして、本学教授会において中止を決定し、既に大学ホームページのほうで周知させていただいているところでございます。

次に、３月１２日に予定しております札幌会場での後期入試につきましては、例年の状況から実際に受験される学生につきましては志願者の約４割程度、４学科合わせて大体１００人程度と想定しております。試験会場の広さですとか環境を踏まえまして、受験生の席の配置間隔を十分に空けたり、換気を頻繁にするなど感染予防対策に十分配慮しながら予定どおり実施する方向であります。

次に、４月３日に予定しております入学式につきましては、今後の状況を踏まえまして学内において実施の有無などについて決定することとしております。

以上です。

○議長（東　千春議員）　岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君）　私からは、小項目４点目、市立総合病院の体制についてということで４点にわたって御質問頂きましたので、お答えをさせていただきます。

１点目、病院の検査体制ということでございますけれども、保健所のほうから要請を受けました疑い患者の場合につきましては、院内でレントゲンの撮影ですとかＣＴの撮影を行いまして、バイタルの状態なども見ながらＰＣＲ検査を必要とする状況かどうかを診断をいたしまして、必要な場合に検体を採取して、保健所を経由して道立衛生研究所のほうで行政検査を行っております。現在まで、万一を考慮したというような場合が多かったですけれども、５例を検査しまして、全て陰性というお答えが返ってきております。

あと、検査が保険適用になりましたということでございますが、民間の検査機関に委託するということが可能になりましたけれども、道内でまだ受入れというところができていません。現時点で受けることの可能な事業者との協議を行っておりますけれども、現時点におきましては当院で検体を採取して民間に出す場合、東京のほうまで陸送をするということが条件になりますので、相当の時間と冷凍保存処理など大変な時間、日数がかかるということでございまして、現状よりも悪化するということが判明をしております。そのため、事実上機能しないということでございます。迅速検査キットが供給される時期まで十分に検査を希望される方にすぐ検査をするという体制は整ってこないのではないかというふうに現状判断をしているところでございます。

あと、検査の結果陽性が確認された場合には、症状に応じて感染症病棟か、またほかの対応とするかを判断するということになります。感染症病棟のほうは、もう２月の段階から準備をしておりましたけれども、優先度が低いという状況でございましたが、リスク回避のために２症例感染症病棟のほうで検査結果が出るまで待ったという対応がございました。共に陰性でございましたので、すぐに他の病棟のほうへ転棟をしているところでございます。今後多数の陽性が確認された場合には、状況に応じて院内の体制を変化させていくということを検討しております。その場合には外来診療や予定手術の制限といったものも想定されるということになりますけれども、適宜対応してまいりたいと考えております。

あと、院内の感染リスクを低減させるということで、２月１９日から３月末までをめどとしまして入院患者への原則面会禁止、それから各事業者の不要不急な営業活動、これにつきましては院内への出入りを制限をしているという状況にございます。

以上です。

○議長（東　千春議員）　田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君）　私のほうから、大項目２番目、市内経済への影響に対する対応ということだったと思います。この中で２点、名寄市としての状況調査と具体的な支援策ということと２点目が休業補償対応についての周知の対応ということだったかと思います。

１点目ですが、経済対策に対しては、国では経済対策は経済産業省、雇用対策は厚生労働省のほうでそれぞれ所管して対応を打ち出していただいておりまして、まさに矢継ぎ早に様々な対応を打ち出していただいておりますけれども、市内の中小企業、あるいは小規模事業者の皆様ができるだけ負担の少ない形で事業を継続していただけるようにするためには、市独自の対応が必要ではないかと考えているところでございます。そうしまして、市のほうで対策本部がつくられて、速やかに名寄商工会議所と風連商工会と私どもで３者で協議をいたしました。その中で、通常の運転資金の貸付けという制度持っているのですが、それとは別枠で新たにより利率が低くて、保証料を２分の１、それから据置き６か月の間の利子について、これを市で負担すると、こういう内容の新しい制度の創設、そして実施に向けて現在具体的な作業を進めているところでございます。またさらに、今後必要な対策についても検討しているところでございます。

それから、調査につきましては、先ほどの３者協議におきましてまずは調査よりも対策の構築が優先だろうという共通認識の下これまで作業進めておりましたが、実際に商工会議所さんですとか商工会さん、あるいは金融機関さんに複数件相談があると聞いておりますので、今回の新しい融資制度の申請状況なども踏まえて、調査の手法も含めて商工会議所さん、商工会と検討しているところでございます。

それから、２点目の休業補償についてですが、国からの通知によりますと、今度新しい休暇取得支援といいますのが小学校等が臨時休業した場合にその小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対して正規、非正規を問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有休の休暇を取得させた企業に対して新たな助成制度を設けるということで、休暇中に支払った賃金の相当額を8,３３０円を日額の上限として１０分の１０支援するというものでございまして、さらに詳細な内容については現在国のほうで検討を進めているというところでございます。この制度については、厚生労働省のほうで所管しておりまして、名寄においてはハローワーク名寄で窓口として受け付けるということで、私どものところに御相談があったときにもハローワーク名寄さんにおつなぎするということで所長さんとも確認をさせていただいているところでございます。したがいまして、国のこの制度については、国のほうで公表された上で私どもで確認をして、速やかに情報提供するとともに、現在既に市のホームページで公表しておりますが、そういったものの情報も含めて関係機関、あるいは団体の皆様への周知、情報共有に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（東　千春議員）　小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君）　続いて、私から大項目３の的確な情報発信ということでお答えさせていただきます。

まず、１つ目の市民生活に直接影響を及ぼす職場で担当者が感染した場合の対応等についてという御質問だと思います。現在当然のことながら職員が感染しないようにそれぞれの職場に応じた感染予防対策を実施しているところであります。その対応法だったり、仮に職員が感染した場合につきましては、病院においては一般社団法人日本環境感染学会から出されております医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドを参考にしながら、病院にありますマニュアルに基づいて対応していくこととなります。また、消防に

つきましては、消防のほうに上川北部消防事務組合新型インフルエンザ等対策業務継続計画がありますので、これに基づきまして対応することとなっております。

それと、市民の日常生活に影響を及ぼすライフラインを止めないために基本的な感染予防に加えて、各職場では勤務体制などの変更をしながら現在対応をしているところであります。浄水場と下水処理場では、職員と臨時職員で２班体制をつくりながら交代勤務制で業務を行い、また発熱やせきなど症状出た場合の対応策なども講じながら現在業務を行っているところであります。炭化センターでは、受入れは通常どおり行っておりまして、ごみ処理は３班体制で４８時間の連続稼働を行い、稼働停止日も設けながら対応を実施しているところであります。いずれの職場におきましても勤務中できる限り濃厚接触にならないような工夫をしながら業務を行い、市民生活に影響出ないように、仮に職場で感染者が発生した場合においても最小限に食い止めるような、そういった対策も講じながら今現在業務に当たっているところであります。

次、２点目の情報発信の一元化であります。連日国や北海道から様々な情報が発信されて、感染の状況によって日々要請内容も変化している状況にあります。市といたしましては、そういった情報をしっかり精査しながら、市民に必要な情報を提供するように努めているところであります。市のホームページでありますけれども、議員の皆さんも見られているかと思いますけれども、一番分かりやすいところに緊急情報ということでコロナウイルス感染症に関する情報を一括管理するようなふうにして、そこに全てのコロナウイルスに関する情報を集めているところであります。その中でもできるだけ分かりやすいように区分を分けながら市民の皆さんが必要な情報を見られるようにしていきたいと思います。ただ、これから、情報が膨大に来ていますので、市民の皆さんにはできるだけ精査しながらきちんとした情報を伝えるように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。また、ホームページを見られない方もおられますので、そういった方に対しましては報道機関などの御協力をいただきながら、市の対応も含めて速やかな的確な情報を発信するように努めてまいりたいというふうに思っています。議員からありますとおり、今回も様々な誤った情報が拡散されていますので、市民の皆さんには国や北海道、市が発信する情報を確認していただきながら、冷静な対応していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（東　千春議員）　東川議員。

○１５番（東川孝義議員）　それぞれ担当部署から丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。確認も含めて２点ちょっとお願いをしたいと思います。

特に高齢者の方ということで、道内のあるまちでは７５歳以上の方を対象に担当職員が電話で状況確認をしているというふうなところもございます。名寄市の場合、７５歳以上の世帯、現在2,６９２世帯、そのうち1,８７４世帯が単身というふうに聞いております。該当職場で通常の業務と重なってこれをやるというのは非常に名寄市の場合難しいのかもしれないのですけれども、作業分担を含めて、特に７５歳以上の単身の方の状況確認、こちらのほうの対応というのはお願いできないものか検討をお願いをしたいというふうに思います。

それと、もう一点、市内経済の影響ということで先ほど御説明、御答弁を頂きました。名寄市の危機対策本部、名寄商工会議所、風連商工会、それぞれ今状況を把握をしながらというようなことで進められて、新しい融資制度も進めていくというふうなお話も頂きました。たしか３月６日から昨日締切りで、名寄商工会議所ではそれぞれの、恐らく商工会議所に加入されている方だとは思うのですけれども、昨年の２月、それから３月の見込みというふうなことで影響がどれぐらいなのか

というふうな調査をされていると思いますけれども、その辺の対応と今後の施策、非常にシビアといいますか、早い段階でのいろんな支援策というのが必要なのかなという気がしますので、その辺について改めてちょっとお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（東　千春議員）　小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君）　私のほうから、まず高齢者の対策ということで御質問を頂きました。以前の例えばブラックアウトのときは、停電も含めて、食料も含めて、いろいろ短期間の中で安否確認も含めて情報が必要だということで、一斉にいろんな方に御協力いただきながら高齢者のお宅に確認作業しましたけれども、今回の場合については、これから期間がどんなふうになっていくかという状況もあって、どのタイミングでそういったことやったほうがいいのかというのもありますので、現在のところは、通常高齢者の見守りということで町内会や民生委員児童委員の皆さんからの情報提供ということで受けていますけれども、ただ今回の場合、濃厚接触をできるだけ避けるということもありますので、民生委員児童委員の方につきましては電話とか確認作業を実際対応するようにと指示が来ていますので、そういった情報提供を受けながら対応したいというふうに思っていますし、あと介護サービスを利用している方につきましては、当然介護居宅支援事業所の方が定期的に訪問していますし、定期的なサービス利用をしておりますので、その中でそれぞれの利用者の健康管理も常にこれは行っていますので、状況も含めて確認をしておりますので、そういった情報も何か変化があれば市のほうに入るようにしていますし、そういった点についてもさらに情報提供するように求めていきたいというふうに思っています。また、名寄市地域見守りネットワーク事業もやっておりますので、これにつきまして公的機関であったり、各事業者、そして介護、障がいのそれぞれの事業者に対して気づきのポイントという、そういったもの配付しながら、何か変化があった場合には情報下さいというふうになっていますので、こういったことを通じながら、高齢者の皆さんに何か変化があった場合については市のほうに情報を頂きながらも対応をしていくということで現在のところ進めていきたいというふうに思っております。ただ、今後感染の状況によってやっぱり一斉にそういった確認作業も必要になってくるというふうに思っていますけれども、ただ濃厚接触するわけにはいきませんので、その方法についても電話とかメールとか、そういったことも含めていろいろ検討していますけれども、いざというときに備えた体制づくりについても今から準備を進めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　２点目にありました経済の関係について私のほうから申し上げたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの対応については、かつてこれだけ日本全国で、しかも長い期間にわたって市民の活動を制約を要請したことというのはなかなかなかったのではないかなと思っています。その結果として、消費活動についても当然抑制をしなければいけないということで、市内の経済に対する影響は極めて大きいだろうという認識をしております。先ほど市長からお話ししたように、３者での協議を進めさせていただいておりますし、中には金融機関にも相談をさせていただいている部分がありまして、まずこの期間中について先行して進めるべきは事業者にとって必要な運転資金をどうやって確保していくかということだというふうに考えましたので、まずはこれまでよりもより借手にとって有利な融資制度が必要だろうということで考えています。国のほうでも非常に有利な融資制度はありますけれども、全てがそこで拾えるということは限られておりませんので、市としては国から、言葉悪いですけれども、漏れ

た分なんかも含めて小回りの利く融資制度としてまずは先行して走らせたいというのが一つの考えであります。

もう一つは、消費活動が抑制したということでありますので、今後の消費喚起をどうするかということがもう一方で考えなければいけないのだというふうに思っています。これについても長期間にわたっておりますので、必ずしも結果を待ってということではなくて、場合によっては先手を打って、当然これは一定の抑制が解除されたというのが前提になりますけれども、先手を打つことも必要かというふうに思っています。これは、市だけということでなくて、当然各事業者の皆様にも、あるいは経済団体にも協力をいただかなければ取り組めないところでありますので、より一層連携、情報共有を密にしながら取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東　千春議員）　東川議員。

○１５番（東川孝義議員）　今改めてお伺いをした分、理解をさせていただきました。いずれにしても、市内経済の影響、非常に甚大なものが予想されますので、今臼田部長のほうから御答弁をいただきました内容を含めて今後の対応をお願いをしたいというふうに思います。

最後に、要望ということで、的確な情報発信ということで改めてお願いをしておきたいというふうに思います。インターネットだとかＳＮＳの情報も見る側では選択することができません。仮に間違った情報であっても拡散をされてしまうというふうな危険性があります。今後目に見えない新型コロナウイルス感染拡大に向けては新たな対応も必要になってくるのかなというふうに思います。的確な情報発信に向けてより適切な体制の構築をお願い申し上げまして、私の緊急質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東　千春議員）　以上で東川孝義議員の緊急質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について、山崎真由美議員。

○３番（山崎真由美議員）　ただいま議長より発言のお許しを頂きました。正副議長をはじめ今回の緊急質問の機会を与えていただきました皆様に心から感謝申し上げます。また、コロナウイルスの感染拡大予防に国を挙げての取組がなされている時期であります。先ほどの東川議員からありました緊急質問との重なりを極力避け、簡潔に質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、大項目１点目です。名寄市における感染拡大予防の対応状況については、先ほども２月２５日に名寄市感染症危機管理対策本部が設置され、その後北海道の緊急事態宣言を受けての状況等るる説明がございました。その中で主に小中高等学校、特別支援学校の臨時休校に対する対応についてお伺いいたします。先ほどの質疑のやり取りとの重複を避けさせていただきますが、可能な限り予防の対策を取りつつの分散登校の話が先ほども出ておりました。今後子供たちの心の安定を考えると必要なことという判断もなされていくと思いますが、その際のスクールバスの対応と予防対策として今現在考えられる手だてについてお伺いしたいと思います。

それから、未習学習の内容について、致し方なく長期間の学校休校となっております。解除された後の対応になるとは思いますが、今後未習部分の学習についての対応はどのように計画されているでしょうか。

次に、給食費、教材費等の返金についてお伺いいたします。時期が１か月を残すところでの臨時休校となりましたので、給食費、教材費等についての返金もあるやに想像しております。この場合の対応について、また給食費の食材についての取扱いについてお伺いしたいと思います。

次に、幼稚園、保育所、認定こども園など幼児への対応についてお伺いいたします。１点のみお

伺いいたします。登園される、通所される子供たちが出たときの健康管理のチェックについては、先ほど小川部長からの答弁もありましたが、それぞれの事業所においての健康管理の状態を名寄市として掌握されているその仕組みが出来上がっているのかどうかお伺いいたします。

次に、公共施設等の臨時休館についての対応についてお伺いいたします。公共施設が閉鎖され、市民生活に大きな影響が出ている中、公共施設の中では一部閉鎖されていない施設もあります。感染拡大予防の観点から一貫した対応が望ましいのではないかと思います。また、市役所の窓口に来られる方は、急を要しないということに配慮されながらも市民生活の中で市役所を利用されていると思います。不特定多数が利用される市役所の窓口での対応についての感染拡大予防についての対応策をお伺いいたします。

次に、大項目２点目、先ほどもありましたが、支援を要する高齢者への対応についてお伺いいたします。独り暮らしの高齢者の方への安否確認につきましては、先ほどのやり取りをぜひ実施していただきたいと思いますが、それらの皆様の買物等について、買物は人混みの少ない時間帯が望ましいとされています。独り暮らしで外に出ることもままならない、一日の中で誰とも言葉を交わすことがない、そういう皆様への対応策を講じる必要があるのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

大項目３点目、医療従事者に対する感染予防対策についてお伺いいたします。この地域の大きな役割を担う名寄市立総合病院、今回の感染症への対応は先ほどお伺いいたしました。特に医療従事者の感染予防策、マスク、手袋、消毒液、注射をされる場合の酒精綿等、必要な品物は十分確保されているでしょうか。お伺いいたします。また、医療関係者の感染も報道されている中、一人一人が基礎体力を落とさないことが大切であると考えます。配慮されているとは思いますが、無理な勤務体制となっていないかあえてお伺いいたします。

最後に、４点目、市内経済への対策についてお伺いいたします。先ほども質疑がありましたので、対応策について講じられていることを確認させていただきました。個人の事業所に属さない方への経済的な支援について１点お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　河合教育部長。

○教育部長（河合信二君）　それではまず、私のほうから小中高等学校、特別支援学校の臨時休業に対する対応ということですけれども、名寄市におきましては小中学校のみでございますので、小中学校の部分についてお答えをさせていただければと思います。

まず、分散登校の在り方です。これにつきましては、道のほうから春休みまでの長期の休業になるということで、分散登校の可能性についても言及をされておりますけれども、先週末から各学校及び保護者の御意見を伺っていただきたいというようなことで道教委から参っています。それに併せまして道教委から考え方は出ると思うのですけれども、名寄市としては、さきに東川議員にお答えいたしましたけれども、分散登校をするという方向で検討いただきたいということで、各学校に準備をしていただいております。その準備の内容というのは、分散登校時の予防対策の在り方、例えば体育館で、大きなところで実施していただくですとか、スクールバスにつきましては、例えば智恵文みたいに月、水、金に医療バスとして使っていますから、分散登校するのであれば火曜と木曜日にしていただきたいというようなことで、スクールバスについても当然配車するということで、ここを基本に考えてございます。そのような内容等含めて、臨時校長会について２回ほど今までもやってきておりまして、内容の周知について行ってきているところでございます。分散登校については、そのような形で準備を進めていきたいとい

うふうに考えてございます。

また、未習部分の学習の取扱いですけれども、これにつきましては新年度に送り込むということも一つの方法なのですけれども、その次の学年で履修する予定の中に組み込んでやるということも方法としてあるということですので、その辺については指導主事のほうと検討しながら、なるべく未習で残ることがないように例えば家庭学習、プリント等でその部分をやっていくというようなことも一つあるのかなというような、方法も考えられますので、その辺も含めてちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

給食費と教材費です。具体的に給食費につきましては、２月２７、２８につきましてはもう既に予約と言ったら変ですけれども、各業者にお願いしておりましたので、これはストップできませんでした。それに関連して、その２日分の給食費につきましては頂くことになっております。ただ、３月２日から３月２５日分の１７日分の給食については、既にオーダーしていません。ストップしていますし、給食費について徴収はしないということで進んでおります。ただ、２日分だけはどうしても、準備等もありましたので、お支払いをいただくというようなことで進んでおります。教材費につきましては、特に、例えば図工みたいなやり残したような教材が残っているような場合、それぞれの皆さんに持っていってもらって、持って帰っていただくというような対応をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（東　千春議員）　小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君）　私から、保育所等における子供の健康管理ということの御質問だというふうに思っております。

先ほども答弁申し上げましたとおり、登所する前には家庭において発熱がないか、せき等の風邪の症状がないか等のきちんと健康管理をしていただいて、それをもって登所してもらうような、そういったお願いをしているところであります。保育所におきましても常に子供の健康について保育士、幼稚園の先生含めてきちんと観察しながら対応しておりますし、これまでは保育所においては３８度の熱が出たら保護者の方に迎えに来てもらうという状況ですけれども、現在においては３７度５分になったら子供たちを迎えに来てもらうという、そういった対応をしているところであります。また、そういった状況につきましては、こども未来課のほうに報告毎日受けるようにしておいて、どういった状況になっているかというのを日々変化を確認しながら、その状況に基づいてまた新たな対策も含めて検討していきたいというふうに考えているところであります。そして、先ほどの東川議員の答弁の中でも保育に関わっても、感染症の予防の対策のために保護者の方が自宅で子供の面倒見られる場合については登所をできるだけ控えていただきたいという要望しているところであります。３月の上旬頃は公立保育所行くと３０名前後だったのですけれども、先週は７０名か８０名の方がそういった協力していただいているところであります。そういった面では、先生方も子供を見る数が少なくなったことによってより感染予防に対する対策が十分にできているという状況にありますので、保護者の方にもそういった御協力をいただきながら、それぞれの園内での感染予防を、対策しっかりできるようにしたいというふうに思っていますし、消毒についても１日５回から７回ほど状況に応じて適時やるような形で対策をしているところであります。

あと、市役所の対応でございますけれども、先週から職員や市民の皆さんが手を触れるカウンターや手すり、トイレ等の消毒作業を定期的に行っているところであります。ただ、職員のマスク着用につきましては、御存じのとおり、マスクが不足している状況の中では個々の判断にちょっと委ねざるを得ないという状況があります。また、もし感染者が出た場合の業務継続についても総務部

中心に最低限市民に必要な業務を停止しない、そういった体制づくりも含めて今取り組んでいるところであります。それぞれ職員において自己の健康管理、感染予防に対する対策をしっかり取るように、不急の外出もできるだけしないような、そういった要請もしながら対応しておりますので、御理解をお願いいたします。

もう一つ、買物関係です。独り暮らしで外出されない方というふうに言われていましたけれども、基本的に要支援とか要介護の方につきましては買物支援も含めてヘルパーのサービスを利用して、外出ができない方については買物支援も受けている状況にあります。それと、自立ヘルパーというのも、そういった要支援とか要介護に至らない方についてもそういった何かの事情で買物に行けないという場合については自立支援ヘルパーの制度ありますけれども、これについてはちょっと最近使われていない状況があります。そういった面では、なかなか要支援とか要介護認定を受けていない方が一人で自宅にいるという、そして外出ができないという状況ではちょっと把握もし切れていない状況がありますけれども、そういった面については先ほど申し上げました町内会、民生委員児童委員の皆さんのこれまでの情報も参考にしながら、そういった人がいるのかどうかも確認をしながら、今後必要があれば電話等の連絡であったり、対策を講じていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（東　千春議員）　岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君）　私からは、大項目３点目についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、医業用の材料の不足ということでございますけれども、全体的に不足する状況は改善をされているという状況でないのは御存じのとおりかというふうに思います。この間、マスク等につきましては市立大学ですとか特養のほうから少し余裕のある在庫の分から調達をさせていただいて、後々充足した段階でお返しをするというような対応させていただいているところでございます。それから、グローブ等についても非常に不足をしているというような状況がございます。これらにつきましては、市内の業者さんのほうで配慮いただきまして、一定数の確保をしていただいて、納品をしていただいたというような協力もいただいているという状況でございます。マスクにつきましては、一部納品がございましたので、節約は続いている状況でありますけれども、職員が必要とする分につきましては当面確保しているという状況でございます。ただし、御来院される皆様方につきましては御自身で御用意していただきたいという状況は改善されておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、政府のほうでも国内生産分の需給調整を行っているということでございますので、これから少し改善されるかというふうに思います。ただ、これから我々も各方面を通じて指定医療機関への優先的な配分をお願いをしてきたというところでございまして、国のほうもそうした対応をこれから行うという情報は得ているところでございます。ただ、マスク等につきましては、中国のほうに生産拠点が多くございますので、中国が今国外の輸出を制限しているということで、製造はされていて、中国国内に在庫はたまっていても日本に輸出できないという状況が今続いているということでございますので、劇的に改善するというところまではまだいかないのかなというふうに思っています。

あと、今大変厳しい状況になっているのは先ほど申されました酒精綿の部分です。これにつきましては、ちょっと発注かけておりますけれども、いつ納品になるか分からないということでございまして、不足するような状況がございましたら材料を買いまして、昔もやっておりましたけれども、薬剤部のほうで作るということも可能ですので、

そうしたテクニックを駆使して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、今後感染が拡大をしていった場合ということを想定した場合には一度に材料が使われることが多くなるということもございますので、そうしたときには非常に厳しい状況が起こるかもしれないということについては対応を検討しているところでございます。定期的に在庫状況は調査も入っておりますので、確認をして、報告をしているところでございます。今後も指定医療機関への優先的な配分等について要請を続けていきたいというふうに考えております。

それから、職員の勤務体制ということでございますけれども、院内のほうでは緊急対策チームを設置をしまして、対応の中心を担っていただいております。疑似症例の患者さんが多くなってきますと、一部の診療科の医師に負担が集中するということが発生いたします。その緩和策について今現在ちょっと院内で調整を行っているところでございます。それから、看護師などのスタッフにつきましては、入院の受入れに向けて各部署から一定の経験と対応能力を有する職員を指名いたしまして、当番制を構築して体制を整えたというところでございます。先ほども申し上げましたが、２症例感染症病棟への入院がありましたので、そのときにそうした当番で対応しているということでございますが、現状は通常の勤務体制に戻しております。ただ、お子様方の学校の休校の関係で対応が必要な職員も一部いますので、そうした職員等については半日の休暇が必要とか、そういうものにつきましては臨機応変に対応しているところでございます。

また、どうしても医療系の職員と医療従事者はこうした有事の際に頑張り過ぎてしまうところがございますので、いつまでこの状況が続くのかというのが分からない状況の中ではそうした疲労が蓄積しないような配慮も行っていくということで確認をしているところでございます。いずれにしましても、今後陽性患者の受入れがあったり、職員が感染者というようなことになった場合には院内の体制をこれは大きく変えていかざるを得ないというのが実情でございますので、状況に合わせて体制を組み替えていくということを考えております。

○議長（東　千春議員）　田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君）　私のほうから、市内経済の対応策ということで、市の支援策に関して事業所に属さない個人への対応ということで御質問頂きました。これは個人事業主様ということであれば、私どものこの制度で対応可能ということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　山崎議員。

○３番（山崎真由美議員）　御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。再質問させていただきたいと思います。

まず、小中学校に関わっての分散登校についてでありますが、子供の安定を図るということで、本当にこの時期にとっては大変重要な対応であるというふうに認識しています。その上でスクールバスの対応も整えていただくということでありましたので、感染拡大予防に十分配慮しつつ学校での子供たちの一年間の締めくくりに当たる心の安定をしっかり取っていただける対応がこの後知らされてくるのではないかというふうに思い、期待するところであります。その中で、先ほどお話がありました智恵文地区の医療バスとの関係についてでありますが、医療バスについて、週３で、空いているところの曜日を分散登校というふうにしますと、子供たち、全体数が少ない状況でありますので、比較的対策も取りやすいのかなというふうには思いますけれども、スクールバスでの感染予防についての対策について再度確認をさせていただきたいと思います。御高齢の方も乗られる状況が智恵文地区では取っていただいております。それぞれ重要な役割を持って運行していただいて

いると思いますので、消毒等の関係について再度確認させていただきたいと思います。

それから、未習内容についての話でしたが、やむを得ないことだなというふうに思います。しかし、子供たちの中でなかなか受け入れ難いところもあるということを認識していただきますと、やはり丁寧な対応が必要になってきます。特に小学校６年生は、早めに授業が終わっているというところもあろうかとは思いますけれども、新しく中学校という学校自体が替わる環境の中に入っていきますので、丁寧な対応を求めたいと思います。

それから、給食費についてであります。先ほどの御答弁、了解いたしました。しかし、給食費、年間通して先にお支払いいただいている保護者もあるのではないかと思いますので、そういう細かい返金等について学校の事務負担が大きく膨らまないような対策については御配慮いただきたいというふうに思っております。それと、給食費の食材については、一部自治体によっては食材を無駄にしないということで、業者も関わってですが、ふるさと納税の返礼品に使うですとか、一般に販売するとか、そのような対応を取られているところもインターネットの中では確認させていただいているところであります。名寄市の食材について、十分対応をしていただいているとは思いますけれども、無駄をなくす、次につなぐための対応について再度お聞かせいただきたいと思います。

それから、幼児教育の部分につきましては、十分対応していただいているということで了解いたしました。それぞれの保育所等の対応について市としてもこども未来課で掌握していただいているということでありますので、子供たちはおじいちゃん、おばあちゃん、高齢者の方たちとも密接に関係を持つところが多くあると思いますので、そのことも踏まえての対応、今やられている対応について大事にしていただきたいと思います。

公共施設についてであります。市役所の窓口対応については、丁寧な対応していただいているなというふうに思っております。いつも清掃等も念入りにしていただいていると思いますが、さらに丁寧な対応していただいているのではないかと庁舎に来るたびに思っております。その中で、実は道立サンピラーパークの対応については、クロスカントリーコース、カーリング場、一部開いています。子供たちが遊ぶ施設については閉鎖されていますが、クロスカントリーコースは屋外でありますので、ある意味感染予防をするということについて、密閉された空間ではありませんので、逆に精神的な安定ですとか気分転換ですとか、そういう意味では利用していただきたい施設かなというふうには思いますが、フォレストを閉鎖しているのにカーリング場は開かれているということについて一部市民の方からも声を頂いているところがありますので、市立、市が管理しているところと道が管理しているところという違いはありますけれども、同じ名寄市にある施設でありますから、この辺どのような考え方で受け止めればいいのか。また、感染拡大予防についてはもちろん対応していただいていると思いますので、その対応策についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、人材開発センターも閉鎖されていないのではないかと思っておりますが、公共施設の閉鎖が一応１９日までということになってはおりますが、その後の見通しもちょっと見通せない中でなかなか市民の方からも状況について厳しいというような声も上がっております。もちろん感染拡大予防が何よりも大事な時期であります。命に関わることでありますので、ここは全く譲れないところでありますけれども、市の中にあるそれぞれの施設についての対応の考え方についてもう一度確認させていただきたいと思います。

高齢者への支援については、先ほど対応についてお話ししていただきましたので、ぜひそのように進めていただきたいと思いますし、本当に市役所の職員の方たち、大変だと思います。よくやっていただいていると思います。こういうときこそ

民生委員児童委員の方ですとか地域を挙げての支援ということが必要になってくると思いますので、対面での確認はなかなか厳しいと思いますが、やはり電話で確認をするですとか、玄関先でドアを開けないでのやり取りということにもならないとは思いますが、その辺につきましてはしっかり安否確認、そして先ほど東川議員からの質問にもありました情報発信していきますということでありましたけれども、具体的にどんな手だてを取っていただけるのかについては確認させていただきたいと思います。

経済対策について、個人の方であっても個人事業主であればということでありました。そうではないパートの方につきましては、先ほどの国の支援策ということで受け止めるべきなのかなというふうに思っておりますが、名寄市独自での支援策というのが考えられていないのかどうか、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東　千春議員）　河合教育部長。

○教育部長（河合信二君）　小中学校の休校に関する対応についてですけれども、まず分散登校、智恵文については医療バスを使用しているということですけれども、それが月、水、金ということですから、逆に言うと火曜と木曜に登校ということで考えていたのですけれども、その中で医療バスで使って、次また分散登校というような形になりますので、感染対策については十分配慮するように担当のほうにはお話をしておきたいというふうに思っています。

それと、未習の関係ですけれども、まずは教科書についてはそのまま持っていってくれということで各学校、校長会の中で要請をさせていただきました。また、小学校から中学校へということで、同じ学校内でしたら簡潔に終わるのですけれども、小から中に引継ぎをしなければならないということもこの間の校長会の中でも確認させていただいていますので、その辺についてもきちっと引継ぎがなされるような形を考えていきたいなというふうに考えております。

また、給食費については、返還作業等が出てくるとは思いますけれども、これについては給食センターと各学校で十分連携を図りながら淡々と事務を進めていくように担当のほうにお話をしておきたいというふうに思っております。あわせて、食材の関係ですけれども、納入を予定されているということもあるのですけれども、とりあえず給食がストップしていますから、給食センターで購入するというわけにはいきませんので、これにつきましては国のほうからも支援策というような形で今検討されているということですから、どのような支援になるのかというのも含めて、国の動向を見ていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　私のほうから２点について申し上げたいと思います。

まず、最初について、公共施設のところの統一した取組ということで、所管する施設が多いものですから、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。先ほど山崎議員からあったように、１つはクロスカントリーコースの関係です。これについては市が設置しているということありますので、市の判断で継続をしているということです。これ対策本部の中で各公共施設、具体的に挙げながら感染防止の観点からどこまで臨時休館、あるいは閉鎖をするかということについて検討させていただいたということです。先ほど山崎議員が言われたように、クロカンコースについては屋外の施設ですし、個々人が非常に近くに接触するということも少ないだろうということから、ここについては引き続き継続すべきだろうという話になったということです。もう一つ具体的に挙がっていたサンピラー交流館のカーリングの施設について、これ北海道の施設でありますので、基本的には北海道の判断というふうになりますけれども、私たちが道からお伺いしているところでいきますと、

カーリングのところについては大勢の幼児、児童などが直接手で触れる屋内遊戯施設には当たらないということで、そこについては継続をしていると。御存じのように、当然施設を予約して、そこに特定の人が入るということと競技の性質上それぞれのそこに来た人が密接をするというものではないので、そういう判断をされたのだろうというふうに思っています。

３つ目にありました人材開発センターの関係について、これは市とすると財産を貸し付けて、その運営自身については人材開発センターが行うということですので、そこを継続するか、あるいは休館するかについては基本的にはそこを運営している人材開発センターのほうで判断するべきものだというふうに思いますが、当然私どもも指導すべき立場にありますので、しっかりと感染対策等については行ってほしいということの申入れはさせていただいておりまして、具体的には席を離れて受講者に座っていただくなど、あるいは消毒関係についても対応しながら進めているということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、もう一点については事業主ではなくて、パートも含めた働く方の就労対策のところについては、これは先ほどの東川議員のところでの説明もありましたとおり、国の制度を活用しながらということです。国は新たな制度として学校の臨時休業等に対する対策として新たな制度を設けてきている分もありますし、これまではなかなか短期の労働者については国の制度も適用にならないという分がありましたけれども、そこについても拡充がされてきておりますので、ここ国の動向、制度設計をしっかりと注視してまいりたいと考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（東　千春議員）　小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君）　情報発信の関係で御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

民生委員児童委員の皆様の動きについては先ほど答弁もいたしましたが、上部組織から対応についてのマニュアルを含めて届いていますので、それに沿ってできるだけ接触を避けながら、ただ必要な方の見守り等確認が必要な場合については電話等での対応するということで来ておりますので、そういった対応をしながら再度お願いをしたいというふうに思っているところであります。市からの情報発信につきましては、現在行っている状況を継続したいと思いますけれども、特に感染予防につきましては国や北海道から出されたものは報道等で大きく取り上げられて、皆様の目に触れていると思いますので、それによって感染に対する意識も高まっているというふうに思っております。市につきましては、これまで言ったとおり、市のホームページだったり、報道機関等の協力得ながら対応していきたいというふうに考えているところでありますけれども、ただ万が一感染者が発生した場合については、これについては状況は大きく変わりますので、これにつきましても北海道から情報提供いただきながら、また他自治体で感染が発生している自治体の対応状況等も事前にできるだけ情報を得られるものは得ながら、市として何ができるか、そういったものも考えながら準備をしていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんに正確な情報をしっかり広く提供する、そういった方法を考えながら今後も対応していきたいというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（東　千春議員）　山崎議員。

○３番（山崎真由美議員）　貴重な時間を使わせていただいて、多くの質疑をさせていただきました。先ほどの岡村部長の御答弁にもありましたように、この名寄市だけではなく、地域の医療の拠点であります名寄市立総合病院の医療従事者の方におかれましては、本当に体調管理に御留意されて、何とかこの危機を乗り切っていただきたいというふうに思っておりますし、その中でも長期化

するかもしれないという不安が市民の中に大きく広がっているところであります。心の健康を思うと、いろんなものを閉鎖すればいいということだけではなくなってくる時期が来るのかなというふうにも思っております。

最後に、加藤市長に今後、先ほどのカーリング場やクロスカントリーコースの考え方についても説明いただきましたが、一定程度確認をしっかりする、予防対策を確認するというところで市民生活を元に戻していくということについて加藤市長はどのようなお考えをお持ちかどうか、その点だけお話を聞かせていただいて、終わりたいと思います。

○議長（東　千春議員）　加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　なかなか先行きが見えない中で、今後元に戻していくのどうしていくかということを今答えられる状況にはないなというふうに思っています。改めて国や道で様々な要請、あるいは指針等が示されている中で、当然そこをしっかりと科学的に我々も受け止め、またそこしっかりと認識をしながら、一方で我々やっぱりきちっと自治体として、住民の皆さんの一番身近にいる存在としてその要請を受けながらもより細かい対応が求められていくのかなというふうに思っています。しっかりと予防対策をし、できるだけ万全な対策で感染をさせない体制を整えていくと、あるいは万が一なったときにもしっかりとした対応をしていくと。そして、このことがずっと長引いたときに対しての市民の皆さんへの健康への配慮でありますとか、経済的な対策、こうしたことも自治体の状況をしっかりと刻一刻と状況が変わる中でも的確に把握をしながら、スピード感を持って対応できる対策を打っていくと、このことに尽きるのかなというふうに思っています。引き続き様々なところからの情報収集しながら、適宜的確な対応に努め、また情報発信もしっかりと行っていきたいというふうに考えますので、今後とも議会の皆様の御提言もしっかりといただきながらこの対策を前に進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　以上で山崎真由美議員の緊急質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大への対応について、川村幸栄議員。

○１０番（川村幸栄議員）　今私たちは新型コロナウイルスへの対応でかつて経験したことがない対応が求められているところであります。市民みんなで協力するべき重大な課題と受け止めています。そして、一日も早い終息を願っているところであります。市中では、小中学校の休校における児童生徒に対して心配の声が多く聞かれるところであります。また、市内経済への影響を危惧する声も多く、併せて振興公社の経営状況まで心配する声も多く寄せられているところであります。そこで、緊急的に次の２点についてお伺いをしたいと思います。

１つ目に、市内全小中学校の休校への対応について伺います。当初３月４日までの１週間を休校としていた全小中学校を春休み、２５日まで臨時休校と判断したことについてお伺いをしたいと思います。３月３日の参議院予算委員会の質疑の中で、我が党の小池議員が学校には保健室や給食があり、生徒の様子を見る教員がいるなど安全装置としての大きな役割があるとして、１か月近い休校は親にも子供たちにも大きな負担を強いることになる、全国一律の方針を見直して、科学的根拠に基づく感染予防の道に進むべきではと提起をし、改めて各自治体の自主的な判断に委ねるべきと主張したところであります。これに対して、萩生田文科相は設置者が学校を開くという判断をされればそれは尊重するというふうに答えていらっしゃいまして、それは全国一律ではなくなったと理解できるものと私は考えています。休校して２週間が経過しています。この間の混乱や、また保護者からの相談などはあったのかどうかについてもお知らせをいただきたいと思います。

次に、給食用食材納入業者への対応はどのようになっているのか伺いたいと思います。給食費の対応については先ほど議論があったところですけれども、納入業者への対応について伺いたいと思います。給食の問題では、従来の夏、冬の長期休暇の場合、保護者の大きな負担になっているところであります。給食が唯一栄養バランスの取れた食事という児童生徒もいると聞いています。地場産品使用が７割近い当市であります。納入業者への対応はどのようになっているのか、また給食センターで働く方々、調理等に関わっている働く方々の補償はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

さらに、保護者の休業補償ですが、先ほど来議論があったところでありますが、国も対策を考えているということですが、名寄市の実態を早急に把握をして、そして国に、また道に求めることが必要だと思います。その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

今後の対応についてであります。お二人の議論の中でもるる述べられていたところでありますけれども、保護者等への文書の中で、保護者の皆さんへというふうなことで教育長からの文書がありますけれども、保護者への文書では北海道教育委員会の要請に基づいて延長すると、このように言われています。北海道教育委員会教育長は、児童生徒の安全安心と感染拡大の防止に向けて道内全ての小中学校を臨時休業するよう市町村教育委員会に要請し、実施することとなったということであります。私は、児童生徒の皆さんはもちろんのこと、保護者や、また現場で頑張っている教員の皆さんの声を、意見をしっかりと受け止め、向き合っていただきたい、このように強く思います。その上での判断が求められているのではないでしょうか。一律でない独自の判断も必要ではないでしょうか。改めて今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

２つ目に、市内経済の影響への対応について伺います。ピヤシリスキー場の休止について伺いたいと思います。市民の方々からは振興公社の問題もあり、少しでも営業成績を期待したいところだが、オープンも遅れた、そしてここで営業休止ならトリプルパンチだと、こんなふうにおっしゃって、立ち直ろうとしても立ち直れない、どうしたものかと善意の心配の声が寄せられているところであります。先ほど公共施設を休止にした報告もありましたけれども、ピヤシリスキー場を休止にした理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つは、緊急融資など市独自の支援策の検討中ということでありました。これについては、先ほど詳しい御報告もあったところであります。私は、今定例会において一般質問で名寄市中小企業振興条例の有効活用について取り上げる準備をしていたところであります。当市においては、株式会社王子マテリアさんの撤退等で市内経済の大きな影響が予想されていました。そして、今回のコロナウイルス感染拡大、こうしたことで飲食業、観光業、理美容、そして運輸などあらゆる業種に影響が及んでいるところであります。手厚い支援が必要だと考えています。中小企業や事業所には緊急融資、そして働く方々へは休業補償や雇用助成などが必要ではないでしょうか。ぜひこの部分についてのお考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（東　千春議員）　河合教育部長。

○教育部長（河合信二君）　私からは、市内小中学校の休校の対応についてお答えをしたいと思います。

まず、春休みまで臨時休業と判断したことについてですけれども、今回の新型コロナウイルスの感染症に対応した臨時休業につきましては、道教委から出された臨時休業の要請に基づき２月２７日から市内全小中学校で実施してきました。その後、さらに国のほうから春休みまで臨時休業を行っていただきたいというような要請があったこと

を受けて、本市といたしましても何よりも子供たちの健康と安全を第一に考えて、さらに集団による感染の拡大を防止するという観点から春休みまでの長期臨時休校を決定したところです。また、この件に関して保護者からの御相談ということですけれども、実質、お子さんがいて、仕事との両立でというお話は２件ほど頂いておりますけれども、これにつきましては、うちにつきましては臨時休校の初日から放課後児童クラブを開設をしていますし、それにつきましても本来４時から６時半程度のものですけれども、朝の８時から６時半までということで通して開設しておりますので、その辺では対応はできるのかなというふうに判断をしております。ただ、放課後児童クラブに登録をしていないで、長期になるものですから、登録はしていませんけれども、預かっていただきたいというような要望につきましては、その要望があればこちらのほうとしても受け入れる方向で検討は今後も進めていきたいというか、そのような対応を取っていきたいというふうには考えてございます。

また、給食用食材納入業者への対応ですけれども、先ほど答弁させていただきましたけれども、実質３月２日より供給を停止しておりますが、給食が停止したことで直接食材の納入業者に対して市としての具体的な支援策というのは今持ち合わせてございませんけれども、先ほどのとおり、国等で何らかの経済支援策を打ち出すというか、その方向性だということですので、その推移を見て、見極めていきたいなというふうに思っております。また、働いていただいている方々については、当然休業補償ということで考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺の対応はさせていただければというふうに考えてございます。不利益にならないような形を作っていきたいというふうに考えております。

今後の対応についてですけれども、逐次保護者等への周知につきましては教育委員会、さらに各学校等から発出をさせていただいているところでございます。これからも卒業式等いろいろな行事ございます。それについては、各学校の判断にもなりますけれども、感染対策等十分した中で執り行っていただくようなことで今後も各学校と連絡、調整しながら進めていきたいと思います。これからまた分散登校等も実際進んでいくのかなというふうに考えていますので、その辺も十分見ながら、子供たちの健康と安全をまずは第一に考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（東　千春議員）　田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君）　私のほうから市内経済の影響ということで、まずはピヤシリスキー場の休止についてですけれども、市の施設が臨時休館となったときにピヤシリスキー場に関しましてはスキーロッジがその対象となりましたことから、利用者に対して十分なサービスができないというふうに判断をいたしまして、スキー場についても同じ期間休止することといたしました。振興公社といたしましては、北海道赤十字パトロール競技大会ですとかジュニアオリンピックですとか、そういった大きな集客を見込める大会などが休止となりまして、大変厳しい状況で、私どもとしてもこの振興公社としましても一日でも長く営業を続けたいところではございましたが、不測の事態、あるいは健康被害を最小限にとどめるといった観点からやむを得ない処置だったと考えているところでございます。また、なよろ温泉サンピラーにつきましては通常営業しておりますので、宿泊、レストラン、日帰り入浴、こういったお客様に対して誠心誠意サービスに努めているところでございます。

それから、経済対策の支援策についてでございますが、先ほど東川議員の質問に答弁させていただきましたけれども、私どもで市独自の融資制度を検討し、実施に向けて作業を進めているところでございますが、市内の中小企業、小規模事業者

の皆様にとって負担ができるだけ少なく、そして簡素な手続で迅速に対応できるというものとしてこの制度を創設しようとしているものでございます。一方で、雇用のことでの御質問ありましたけれども、これも先ほど東川議員の質問に御答弁させていただきました保護者の休暇取得制度のほかにも厚生労働省のほうで雇用調整助成金の特例措置もございます。これは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業などをして労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金などの一部を助成するというもので、北海道が自治体が緊急事態宣言を出して活動の自粛を要請している地域に指定されておりますので、この助成率が５分の４まで中小企業に対してはかさ上げされております。こういったこともありますので、こういった利用について私ども情報を入手し次第皆様に周知を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　川村議員。

○１０番（川村幸栄議員）　小中学校の休校の問題なのですが、全国探してみるといろんなところが出てまいります。校内を開放して児童を預かる小学校だとか、また要請を受けて休校したけれども、それを撤回して、通常どおり授業を実施することを決めた自治体も栃木県のほうでは出ているというふうに言われています。栃木県のほうで出されたところの教育委員会の担当の方は、子供の安全を確保し、健康を維持、向上させることがまちの仕事だというふうに話されているところで、近隣で感染者が出た場合はもちろんすぐに休校にするというふうにはしていますけれども、現段階では通常授業を行ったほうがよいとそこの自治体で判断をしたというふうなことも出されているところであります。ですから、先ほども申し上げたように、やはり一律で要請があって、一律に休校ではなくて、自治体、自治体でその状況を把握しながら取り組んでいく。先ほども申し上げたように、やはり児童生徒の声はもちろんのこと、保護者や、また現場で頑張っている先生方の声にしっかり耳を傾けていただきたい、そのことを重ねてお願いをするところであります。

心配の相談が２件ほどだったというお話がありました。私といろいろお話しする人は大体年配の方で、お孫さんを見ている人が多いのですけれども、やっぱり自分がお孫さんを見ているうちはいいのだけれども、そういうふうなおじいちゃん、おばあちゃんがすぐそばにいない子供たち、どうやっているのかな、心配で心配で人ごとでない、そのことが本当に伝わってきます。学校からはいろいろ外に出てはいけない等々言われているわけですから、おうちの中で何をしているのかな、人ごとではない、そんな心配の声が聞かれているところであります。先ほど児童クラブの対応も御報告がありました。ある学童保育に関わっている方からもお聞きをしたところ、やっぱり心配と不安の声があります。できる限りのことやりたい、子供たちのためにできる限りのことはしたいのだ。消毒はもちろん、検温もきちっとやり、そして勉強するときでも近くならないように机を離して、おやつも袋、個々に入ったおやつ、それぞれ持ってきているものもあるのですけれども、用意しているものもある。それも離れ離れになるようにして、なるだけ感染しないように、こういった努力をされている方々もいらっしゃいます。こうした方々への支援も私は必要ではないかなというふうに思っているのですが、その点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

あと、市内経済への影響の点についてであります。ピヤシリスキー場の休止についてなのですが、２月に入ってから大会がそれぞれたくさん中止になって、本当に、先ほども言いましたように、善意の市民の方から心配の声が聞かれるところであります。本当に心配なのです。そういった中で、今温泉、またレストランは通常の営業となっているということであります。先ほど山崎議員とのや

り取りでクロスカントリーコースは開放されているというと、ピヤシリスキー場、リフトだからかなといったり、いろんな不安といいますか、不審な声も出てくるところであります。どうして休止にしてしまったのだろうか、これだけ大変なときに、経済的に。そういったところでやはりきちっと説明する必要があるのではないかなというふうに思うのですが、再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど事業所、また小さな飲食店等々含めて、理美容店なんかも本当に大変な思いをされているところです。御説明があったように、負担が少なくて、そして簡潔、簡単な手続で済めるような、そういう融資制度をしていくというふうにおっしゃっていました。また、国の雇用調整助成金もありますけれども、これを多くの皆さんにお知らせしていくことが必要だというふうに思うのです。そのお知らせする、今早くお知らせしていきたいということでしたけれども、どういった丁寧なお知らせをしていこうとされているのか、その点についてもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東　千春議員）　河合教育部長。

○教育部長（河合信二君）　保護者の皆さんのやっぱり一番心配なところは、例えば仕事をしながら子供たちをどう学習させるのかと、家にそのまま置いていっていいのかというようなことだと思うのですけれども、まず先ほど申しましたとおり、放課後児童クラブにつきましては休校初日から開校しているということで、５か所のうち今大体２０％から３０％程度の預かり状況なのです。当初児童クラブに登録していない方でもやはりなかなか預けるところがないということで、臨時に預からなければならない児童も出てくるのではないかということを想定しまして、５つの施設でもしオーバーフローした場合は第２段階として児童センターを開所して、対応しようと。それでもまだオーバーフローするようでしたら、各学校にお願いをしながら受入れ態勢を確保していこうということで、対策本部の会議の中でも検討させていただいております。その中では、見ていただく方が必要になりますので、例えば各学校に配置をさせていただいております特別支援学習支援員の方に、強制ではないのですけれども、お願いをしたり、それでもなお足りなかった場合につきましては学校の先生にも協力をお願いしながらというようなことで、第２、第３のステージを検討しながら進めてきているという状況もございます。

それと、休業の期間設定についての各自治体の判断ということでございますけれども、今回の新型コロナウイルスについては子供を通して高齢者に感染するというケースがあるということもありましたので、やはり学校を閉校にするのが一番いい戦術と言ったら変ですけれども、ことなのかなというふうな判断をさせていただきました。ただ、自治体判断ということですから、１点申し上げたいと思うのですけれども、昨日の東中学校の卒業式ですけれども、実は道からの要請では保護者の参加は取りやめていただきたいというような要請が来ましたけれども、名寄市としては独自に、卒業式というのはやはり保護者にとってもすごく重大なステージですから、名寄では参加をする、東中では参加をさせるというような形で、これについても自治体判断ということで進めておりますので、いろいろケース・バイ・ケース、今後ともいろんな様々な、何せこんなに長期の臨時休業というのが初めてですから、どんなようなことが起きてくるかというのも正直未知なところもございますけれども、いろんな対応を模索しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東　千春議員）　小野教育長。

○教育長（小野浩一君）　今部長のほうから教育委員会の主体性ということで一部東中学校の卒業式の在り方についてお話を申し上げたところでございます。やはり卒業式の在り方については、保護者の皆さんと、それから学校の教員の先生方の

意向は十分に酌み取って、教育委員会として対応していかなければならないという判断に基づきまして、道教委の指示とはちょっと違いますけれども、それを取りやめて、対応させていただいたところでございます。今後も、分散、会の在り方についてと一回方針ちらっと出たのですけれども、またちょっとへこみましたので、ただこれから分散登校については道教委のほうから通知が来ると思いますが、その通知は受けますけれども、あくまでも名寄の子供たちの状況を踏まえて、それと学校と保護者の意見、これを十分伺いながら適切に対応していきたいと思います。まだまだ子供たちの休業期間が大きく延びていくのでないかなと思いますけれども、今後の新型コロナウイルス感染に対する対応については今後も、世界的な状況もありますので、いろんな状況の変化に応じてこれからも道からはもちろんですが、国からも通知でありますとか事務連絡がかなり入ってくるのでないかなと、そんな押さえをしているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、道教委の通知は国等の事務連絡等を含めて尊重はしていきたいと思いますけれども、あくまでも名寄市が主体性でございますので、ここをしっかりと踏まえながら、市の対策本部会議ともしっかりと連携を深めながら対応してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　２点についてお話をさせていただきたいと思います。

１つはピヤシリスキー場の休止について、理由については先ほど市長のほうから説明させていただきましたので、そういった理由についても善意で心配される方等にしっかりと説明する必要があるのではないかということだというふうに思います。まず、善意のお気持ちで心配いただけることについては大変ありがたいと思いますので、お礼を申し上げたいというふうに思います。今回は感染の拡大を防止するという観点からまずは施設の開閉について、そこの判断を優先して進めたということです。ホームページ、あるいはマスコミの皆さんの御協力をいただきながら周知をさせていただいたということで、それを判断するのは、先ほどの答弁で言いましたけれども、個別の施設を挙げながら、これは本当に開けて大丈夫なのか、これはどうなのだという議論を対策本部の中でしっかりとしながら判断をしたということであります。ただ、まずはそこを皆さんにお知らせするということで、なぜ個別の施設の開ける、開けないの判断をしたかについての丁寧な説明は確かに不足していた分はあったのかもしれませんので、ここについては一つずつ説明するということはできませんけれども、皆さんからお尋ねがあったときについては、それぞれの所管を通じながら丁寧な対応をさせていただきたいと思いますので、ぜひ御理解いただければと思います。

もう一点の経済対策の関係について、対策については先ほど市長のほうから説明させていただきましたので、内容については一定の御理解をいただけたかと思いますけれども、ここについてもしっかりとしたアナウンスが必要だろうということで、特に事業所の方については一定のルートがあるのかもしれませんけれども、休業される、いわゆる働く方たちについては個別の対応になりますので、そこも含めてしっかりと情報提供してくださいということですので、私どもそこはしっかりと受け止めたいと思います。現状の中でも経済対策については経済団体、いわゆる商工会議所であったり、商工会のほうでそれぞれ、商工会議所はホームページの中で紹介もしていますし、窓口を設けて相談等に応じるようになっています。ここについては必ずしも事業者ということだけでなくて、個別の従業員の方についても相談は受け付けると思いますし、私どものほうでも市のホームページを活用しながら、今国、あるいは道から出ている情報については周知をさせていただいているということであります。少しタイミングはどうか

というのはありますけれども、４月号の広報にも、詳しくは説明できませんけれども、こういう対策はあるのだということについては周知をさせていただきたいというふうに思っています。また、市独自の融資の関係等については、これの制度設計に当たって各金融機関、これは私どものほうで商工会議所、商工会も一緒に回らさせていただいて、協力求めたところであります。金融機関の皆さんからは金利の配慮もいただきましたし、この制度については他の制度と併せてしっかりとアナウンスをしたいというところもいただきましたので、それぞれの団体、役割の下に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（東　千春議員）　川村議員。

○１０番（川村幸栄議員）　それぞれ御丁寧な御答弁を頂きました。教育委員会のほうも２段、３段の構えで対策を練っている、また名寄市独自として、名寄市教育委員会として独自の判断をされて、東中学校の対応をされた、このことを聞いただけでも心配されている保護者の皆さん方、私は市民の皆さん方、胸をなで下ろしているというふうに思います。コロナ、感染だけが心配なのではなくて、やはりそれにまつわる子供たちの対応、また市民の皆さんへの対応が不安や心配を大きくしているというふうに思います。その大きなところを解決のために御尽力いただいているということに敬意を申し上げたいと思います。また、経済問題でも、今臼田部長からもお話がありましたけれども、やっぱり一つ一つ対応に対して市民の皆さんに伝わるようにしていただくというところが本当に必要な、このときだからこそ、日常的にもそうなのですけれども、こういうときだからこそ特に皆さん方本当に大変な思いをされて取り組んでいらっしゃることは重々承知しながらも、皆さんの不安を解消するために求めなければならないということでありますので、ぜひとも引き続き丁寧な対応に努めていただくことを心からお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東　千春議員）　以上で川村幸栄議員の緊急質問を終わります。

以上で緊急質問を終結いたします。

○議長（東　千春議員）　お諮りいたします。

議事の都合により、明日３月１０日から３月１９日までの１０日間を休会とし、３月２０日は祝日でありますが、本会議を開催することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、明日３月１０日から３月１９日までの１０日間を休会とし、３月２０日は祝日でありますが、本会議を開催することに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　ここで一言申し上げます。

世界的な広がりを見せる新型コロナウイルスは、目に見えないものとの闘いで、どのような取組が明確な正解であるかは分からない中で感染拡大を防ぐために今定例会の日程や手法について協議を重ね、北海道の緊急事態宣言の日程に合わせた名寄市に足並みをそろえ、議事日程の変更とそれに伴い議場での代表質問と一般質問は行わず、通告に対する答弁を書面でのやり取りとして、この概要を議会報にて市民の皆さんにお知らせすることとさせていただきました。また、名寄市では今年度中の経済対策を検討しており、緊急事態宣言期間明けの２０日に議会を開会し、補正予算を審議し、議決を見ることができれば即時の対応から市内経済の打撃を少しでも緩和できるよう進める考えであります。これまで経験したことのない議会対応といたしましたが、今は名寄市、名寄市議会、そして市民が協力し合いながら、市内からは感染者を出したくない、そしてこのことによる経済損

失により倒産や廃業に至る事業所がないよう難局を乗り越えたいと考えていますので、皆様には御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（東　千春議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会　午前１１時５９分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議　　長　　東　　千　春

署名議員　　山　崎　真由美

署名議員　　五十嵐　千　絵

令和２年第１回名寄市議会定例会会議録

開議　令和２年３月２０日（金曜日）午前１０時００分

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員指名
日程第２　議案第２７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１０号）

１．本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員指名
日程第２　議案第２７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１０号）

１．出席議員（１８名）

議長	１８番	東　千春	議員
副議長	１１番	佐藤　靖	議員
	１番	富岡　達彦	議員
	２番	倉澤　宏	議員
	３番	山崎　真由美	議員
	４番	佐久間　誠	議員
	５番	三浦　勝秀	議員
	６番	今村　芳彦	議員
	７番	五十嵐　千絵	議員
	８番	遠藤　隆男	議員
	９番	清水　一夫	議員
	１０番	川村　幸栄	議員
	１２番	高野　美枝子	議員
	１３番	高橋　伸典	議員
	１４番	塩田　昌彦	議員
	１５番	東川　孝義	議員
	１６番	山田　典幸	議員
	１７番	黒井　徹	議員

１．欠席議員（０名）

１．事務局出席職員

事務局長	久保　敏	
書記	渡辺　敏史	
書記	開発　恵美	
書記	加藤　諒	

１．説明員

市長	加藤　剛士	君
副市長	橋本　正道	君
教育長	小野　浩一	君
総務部長	中村　勝己	君
総合政策部長	石橋　毅	君
市民部長	宮本　和代	君
健康福祉部長	小川　勇人	君
経済部長	臼田　進	君
建設水道部長	天野　信二	君
教育部長	河合　信二	君
市立総合病院事務部長	岡村　弘重	君
市立大学事務局長	渡辺　博史	君
こども・高齢者支援室長	廣嶋　淳一	君
産業振興室長	田畑　次郎	君
上下水道室長	鈴木　康寛	君
会計室長	末吉　ひとみ	君
監査委員	鹿野　裕二	君

○議長（東　千春議員）　ただいまの出席議員数は１８名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東　千春議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第８７条の規定により、

８番　遠　藤　隆　男　議員
１３番　高　橋　伸　典　議員

を指名いたします。

○議長（東　千春議員）　ここで、加藤市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　ただいま議長から発言の機会のお許しを頂きましたことに感謝を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応につきまして報告をいたします。去る２月２５日に名寄市感染症危機管理対策本部を設置をいたしまして、これまで７回の会議を開催をいたしまして、国や北海道の取組、感染の状況の推移を見ながら具体的な感染予防対策に取り組んでまいりました。このたびの新型コロナウイルスにより市民のウイルス感染に対する不安、不要不急の外出自粛や学校の休校などによる生活リズムへの影響、多くの業種への経済的な影響などが出ております。市といたしましては、継続して感染予防対策に力を注ぐとともに、様々な影響に対する対策を講じてまいります。市民の皆様が日常の活動を徐々に取り戻していくために公共施設の臨時休館の一部解除や学校での分散登校などに取り組んでおります。また、経済への支援策も重要でありまして、大きな影響を受けております企業や事業所、飲食店など、この苦難を乗り切るために関係する団体などの皆様と連携をし、市といたしましても独自の効果的な支援策を実施してまいります。新型コロナウイルスはいつ終息するか全く見通せない状況にございますが、市民の健康や経済を守るために全ての皆様と協力し合いながら対応をしてまいります。

次に、去る２月２５日に行いました令和２年度市政執行方針及び令和２年度予算の提案理由説明につきまして病院事業会計の総額数値に誤りがございましたので、次のとおり訂正をさせていただきます。初めに、市政執行方針の令和２年度の予算編成につきまして、企業会計予算は１５９億1,０９４万5,０００円、全会計の総額では４５４億4,７９９万8,０００円と御報告をしたところでございますが、企業会計予算は１５９億2,５２５万5,０００円、全会計の総額では４５４億6,２３０万8,０００円の誤りでございました。

次に、令和２年度の予算に係る議案第１７号から２５号までの提案理由説明におきまして、病院事業会計は前年度比5.１％増の１２３億8,８００万3,０００円、令和２年度全会計の予算総額が４５４億4,７９９万8,０００円と御説明をしたところでございますが、病院事業会計では前年度比5.２％増の１２４億２３１万3,０００円、令和２年度全会計予算総額が４５４億6,２３０万8,０００円の誤りでございました。おわびをし、訂正をさせていただきます。

○議長（東　千春議員）　日程第２　議案第２７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第２７号　令和元年度名寄市一般会計補正予算につきまして、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策などが主なものでありまして、歳入歳出それぞれ5,０００万円を追加し、予算総額を２０３億5,１２３万3,０００円にしようとするもの

でございます。

補正の概要を歳出から申し上げます。４款衛生費におきまして感染症対策事業費３０万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒用資材の購入経費を追加しようとするものでございます。

７款商工費におきまして新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内中小企業者の経営安定を図るため、中小企業金融保証料補助金７４２万5,０００円及び中小企業特別融資預託金5,０００万円を追加しようとするものでございます。

同じく７款商工費におきましてなよろ温泉整備事業費２３万4,０００円の追加は、なよろ温泉サンピラーの浄化槽の原水ポンプが故障をし、緊急的な修繕が必要となったため、予算を追加しようとするものでございます。

１２款公債費におきまして決算の見込みにより長期債償還利子を７９５万9,０００円減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。２２款諸収入におきまして中小企業特別融資預託金元金収入として5,０００万円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

倉澤宏議員。

○２番（倉澤　宏議員）　御指名をいただきましたので、何点か御確認をさせていただきたいと思います。

議案第２７号、４ページ、５ページ、７款１項１目商工費、商工業振興費について御質問させていただきたいというふうに思います。初めに、中小企業特別融資預託金に関してでございます。この融資制度の内容、さきに行われた各会派代表者会議において既存の融資制度の要綱を改正して執り行うといった説明があったところですけれども、ホームページをちょっと確認したところ、新たな要綱が制定されて、運用を行っているといった状況が確認できたところでございます。これについては、経済建設常任委員会でも説明があったのかもしれないですけれども、前段、名寄市のホームページに関して御確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、ホームページに新型コロナウイルス関連ページ、同ウイルス感染症に関わる経済支援策ページにリンクされていた新型コロナウイルス感染症対応、対策、これどちらが正しいのか分からないですけれども、緊急資金に関する要綱というリンクが貼られていましたけれども、これ昨日夕方ちょっと確認させていただくと、ページが更新されていて、この要綱、開けなくなっておりました。これちょっと私今日の質疑の準備をするために要綱を改めて確認しようと思ったところ、ページが更新され、更新された理由も記載されておらず、そこのリンクは新型コロナウイルス感染症対策緊急資金に関する概要というものに変わっておりましたけれども、これ変えた意図、また目的、誰の指示で変えたのか、副市長等これ御存じだったのかどうなのかちょっと御確認をしたいというふうに思います。この関係では、質疑予定していた部分変えなければいけないので、ちょっと先に御説明をいただきたいというふうに思います。

補正予算の関係に入らせていただきますけれども、報道では既にこの特別融資制度に関しては運用されているといった報道がございました。日本政策金融公庫においても実質無利子、無担保、また都道府県においても制度融資、貸付けを新たに実施していると。名寄市においては、国や道の制度を補完するといった意味合いで本制度融資を創設したというふうに考えておりますけれども、この制度融資、創設した具体的な部分での事業者に対するインセンティブ等お考えがあれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

続きまして、今運用開始して１週間程度たったのかなというふうに思いますけれども、現時点において各金融機関で取扱いを行い、融資を実行した件数、直近で分かればお知らせをいただきたいというふうに思います。

あと、補正予算の金額についてですけれども、保証料の補助金について、算出根拠は別として、こちらについては今年度中に融資が実行され、申請があれば２分の１の補給ということで、今年度予算での執行というところは一定程度理解ができるところですけれども、預託金に関して本定例会初日に提案された補正予算で同事業費、不用額調整として１億1,４１０万円減額補正を行っております。そのうち中小企業特別融資預託金については3,９００万円の減額補正をしていることを踏まえて、この期間に若干情勢が変わってきているというところもありましたけれども、今回新たに5,０００万円を増額補正する必要性、ここ私なかなか理解できないところあるので、ちょっと御説明をいただきたいというふうに思っております。

あと、ちょっと補正予算から外れますけれども、資金繰り施策として決算書で、信用保険法第２条第５項第４号でいわゆるセーフティーネット保証、４号についても一般枠とは別枠で最大2.8億円の債務保証、併せてセーフティーネット５号についてもそれぞれ地域や業種等を拡大して適用するということとしておりますけれども、対象中小企業者の認定は市町村が行うということになっておりますけれども、今回の感染症に係るこれまでの認定件数、お分かりになればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　何点か御質問頂きましたけれども、私のほうからは最初に頂いた部分と、それと４点目のところについて、補正の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の特別融資の関係であります。当初は既存の要綱を改正しながら対応を進めたいという考え方しておりましたけれども、緊急的かつ臨時的な措置でもあるということから、これ法制とも相談の上、新しい要綱でスタートさせるほうが適切だろうということから、新しい要綱で対応させていただいたということがあります。ここについては、当初３月１３日からスタートをさせたいということで、３月１３日にこの新しい要綱の公布というのを予定しておりましたけれども、ここについては本来の形であります今日の補正議決をいただきまして、速やかに公布の手続をさせていただきたいというふうに考えております。ただし、この対応については速やかな対応が必要ということでありますので、内部決裁を済ませまして、３月１３日から事前行為として相談、あるいは申請行為について受け付けると。さらには、その期間についても新要綱の適用をするという内容で進めさせていただいたということであります。この事前準備を進めていただくに当たっては、当然その事業の趣旨ですとか内容ですとか手続について周知をする必要があったことから、ホームページを一つの媒体として活用させていただいたと。ここについては、できるだけ詳細な内容をお知らせしたいということもありましたので、要綱形式で掲載をしたものでありますけれども、ここについてはより慎重な取扱いが望ましかったというふうに私ども考えておりまして、改めてホームページを確認させていただきまして、私の指示の下に新たな形で、今現在は制度に対する考え方ということで、概要ということで表させていただいておりますけれども、要綱形式から異なる形で内容が伝わるものを今お示しをさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

それと、もう一点の補正の関係についてであります。先ほど議員からお話がありましたように、今定例会初日、２月２５日に補正予算の議決をいただきまして、中小企業運転等融資事業費、予算科目でいいますと節で貸付金となりますけれども、当初予算額５億8,９００万円から今後の執行まで

に備えた額を除きまして１億1,４１０万円を補正し、減額をさせていただいたところであります。減額の内訳についてでありますけれども、中小企業特別融資のうち運転資金で先ほどお話がありました3,９００万円、同じく中小企業の特別融資のうち設備資金については据置きです。ゼロということでした。さらには、新規開業資金のうち運転資金で3,５５０万円、同じく新規開業資金のうち設備資金で3,９６０万円、これら合わせての１億1,４１０万円の減額をさせていただいたところであります。この減額補正でありますけれども、補正予算の編成上のスケジュールと申しますか、その作業上今回の新型コロナウイルスの影響を見込むことは極めて困難であったということで、この減額をさせていただいたものであります。また、今回の新たなコロナウイルスの対応としての融資につきましては、臨時的な措置でありますことから、新たな要綱で運用するものでありまして、今回の増額の補正を提案させていただいたということでありますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（東　千春議員）　田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君）　私から残る３点だったと思いますが、御説明させていただきます。

まず、国のほうでも無利子、無担保ですとか、そういった融資がある中で、市のほうで新たに創設するインセンティブといった御質問だったと思います。私どもとしては、今回のこの新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市内中小企業者の皆さんの資金繰りを支援する新たな融資制度を創設いたしましたが、国のほうもその対策を矢継ぎ早に緩和、拡充してございます。市におきましても、まず先ほど議員御指摘の国のほう、あるいは日本政策金融公庫の実質無利子、無担保の制度につきましては、この新型コロナウイルス感染症特別貸付という制度と、それから新型コロナウイルスの特別利子補給制度を併用するということで、当初３年間を無利子とするものでございます。本市といたしましても、市内中小企業者の資金繰り事業により広く対応できるように国と同様の支援内容となるように拡充することとしておりまして、国の制度では先ほど申し上げた特別貸付けについては売上げが５％減少した事業者を対象としておりますのに対しまして、特別利子補給制度というのは小規模事業者で１５％、中小企業者で２０％の減少が要件となっております。私どもの融資制度は、原則として最近１カ月の売上げなどが前年同期と比較して１０％以上減少したというものを対象としておりますので、この入り口のところで若干国のほうがハードルが高いかなと。逆に言うと、私どものほうがハードルが低くなっているところでございます。また、手続のために国のほうでは日本政策金融公庫の旭川支店まで行かなければならないのですが、私どもの制度では身近な取引金融機関を窓口として、簡素な手続で迅速な融資の実行ができるということがメリットでありまして、より使いやすい制度だと考えております。

あと、２点目で、現時点で各金融機関のほうで取扱いを行い、融資を実行した件数という御質問だったと思います。昨日時点で各金融機関に確認、問合せさせていただきましたところ、相談件数が１５件、申込み件数は４件となってございます。金融機関におきましては、事業者からの申込みを受け、信用保証協会との手続を経た後に融資を実行するということでございますので、現時点で融資を実行したというものはありません。

最後になりますが、セーフティーネットの関係で、このセーフティーネットについては市町村が認定することになってございますけれども、今回の感染症に係るこれまでの認定について本市のところで認定したものは今のところまだございません。

以上でございます。

○議長（東　千春議員）　橋本副市長。

○副市長（橋本正道君）　要綱につきましては、今臼田経済部長のほうからお話ししたとおりでありますけれども、この告示の部分について手順が不適切であったということは現在私のほうで報告を受けているところであります。支援についてはその要綱のホームページの改定後に私のほうにお話がありましたので、今の話のとおりであります。改めて不適切な手順ありましたことにつきましておわびを申し上げます。

○議長（東　千春議員）　倉澤議員。

○２番（倉澤　宏議員）　今副市長からも御説明いただきましたホームページの掲載の関係ですけれども、私今回の質疑させていただくに当たって、円滑に質疑が進むようにちょっと昨日各関連の部課長のところに内容の確認と質疑の項目をお届けに回って歩かせていただきました。その前の部分では、ホームページの要綱、記載されていたのですけれども、回り終わって、夕方自宅に戻って、ホームページ確認したところ、その掲載がなくなっているといった状況が確認され、これ今回私が事前に回った部分で内容を書き換えて、要綱がもう見られなくなったといったことを意図的に行ったといえばこれかなり問題だと思うのですけれども、今後各議員の皆さんが総括、代表、一般質問を行うに当たって事前通告、聞き取り等行う際にこうしたような操作が行われるといった部分がもし今後もあるということになれば、きちっとした議論ができないような危険性があるのではないかというふうに思っていますけれども、そちらについてもう一回お考え、お願いをしたいと思います。

国の融資制度、道の融資制度に係るインセンティブの部分については、理解をさせていただきました。まして今融資が、名寄の新しい制度融資の相談件数１５件、申込み４件ということで、こちらについても内容確認させていただきましたけれども、私も市内の金融機関、融資担当者のほう回らせてもらって、現状も確認してきているところでありますけれども、今やはり借入れの関係、かなり保証協会のほう、立て込んでおりまして、なかなか保証が下りないといったところも現状もお聞きしているところでもあります。今回5,０００万円の補正予算たたき上げまして、１億円の融資枠を確保というところで、融資の実行して、この預託金に関しては予算の執行という形になると思うのですけれども、これ補正上げて、今年度中に融資が実行されないと、こちらについては5,０００万円補正上げても執行されないで、そのまま不用額で残るといったところもあると思うのですけれども、そちらの見通しについて改めて御確認をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、セーフティーネットの関係、まだ認定はないということで、こちらについては理解をさせていただきましたけれども、こちら保証料の部分併せて、金融機関の部分では１００％の債務保証というところもありますので、制度の関係の周知、市内事業者についてもこちら積極的に名寄市としても周知のほう行っていただきたいというふうに思っております。

あと、今回補正予算に上がっているのは融資に係る利子補給、保証料の補給でありますけれども、こちら直接的な支援が必要な業種があるというふうに考えております。例えばですけれども、固定資産税の減免であったり、たな子として店舗借りている事業者の家賃補助、負担軽減につながる、今後中小企業振興条例に基づく助成制度の創設、また改正が必要ではないかというふうに考えておりますけれども、そちらについての考え方、もしございましたらよろしくお願いをいたします。

あと、こちらもちょっと事業者の方、金融機関の融資の担当者からもお聞きした内容でありますけれども、融資の相談に行った事業者、既に借入れをしている場合、借り増しとなるため、保証協会の保証つきにならないケース、今回の融資制度では保証つきといったところが条件としてなっておりますけれども、併せて借換えにも対応できていないということもありまして、相談に行っても

利用できない事業者があるということをお聞きしております。そうした事業者への対応についてどのようにお考えなのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東　千春議員）　橋本副市長。

○副市長（橋本正道君）　今回の要綱がホームページから消えていたという件でありますけれども、公布前でありましたら本来案なり考えとして示すところで、要綱でいってしまったためにこのような不手際を起こしてしまいました。このためホームページから削除したということでございますけれども、改めてこの点についてはおわび申し上げます。議会での議論を深めるということにつきましては、私どもも十分配慮しなければなりませんし、結果として議員に御迷惑をおかけしましたことに改めておわび申し上げます。このような事例が今後出ないように進めるとともに、改めて議会での議論をどうしていくかにつきましては様々な手法もあると思いますので、いろんな情報やり取りしながら今後も進めさせていただきたいと思います。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　私のほうからは、今回の制度の年度内の実行の見通しについてまず申し上げたいというふうに思います。

先ほど室長のほうからお話あったように、既に相当の相談があったということと実際に申請書を出しているというのがあります。信用保証協会との時間がどの程度かかるのかについては混み具合によって変わると思いますけれども、これまでは１週間程度という話を伺っておりますので、実際に今年度内の予算が実行されるかどうかについてはその様子を見ないとはっきり申し上げることはできませんけれども、ただ今年度の予算を頂いたことでこの１３日からの受付が可能になったということでありますので、今年度に実行になるのか、新年度枠での実行になるかは別として、少なくてもこの４件の申請があった、この方々については今回の補正、あるいは制度を１３日からスタートしたことによって対応ができたということでありますので、制度としての効果は私どもあるというふうに認識をしております。

それと、もう一点でありますけれども、固定資産の減免等について新たな追加の策がないのかということでありますけれども、ここ先般の所管の常任委員会のほうでもお話をさせていただきましたけれども、第２弾の経済対策は必要だろうという認識はしております。ここについては、国の動向などもしっかりと見定めた上で、さらには実態も把握した上でどういった対策が必要かについて検討してまいりたいと思っておりますし、ここについては当然議会の皆さんとも相談をしながら進めなければいけない分だというふうに考えていますので、今後ぜひ議論を深めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東　千春議員）　田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君）　私のほうからは、まずセーフティーネットの関係では今回国のほうでセーフティーネット保証４号とセーフティーネット保証５号の認定されたものですから、発動がされたものですから、私どものホームページの経済対策のところでセーフティーネット保証の認定に関する手続の申請書類などを上げさせていただいております。

それから、今回の融資と別に当初から融資されている件についてですけれども、今回私どもの新しく創設した制度につきましては、この新型コロナウイルス感染症による影響ということで、従前のものよりも非常に有利なものになっておりますことから、考え方としてはやはり今回の事案といいましょうか、コロナウイルス感染症で苦しい状況になったということで、借換えではなく、この制度を新たに使うものについて対象とさせていただいたところです。保証つきのところにつきましては、この制度を創設するに当たりまして各金融

機関さんと相談させていただいたところですけれども、やはり保証があったほうが、あるいはないとなかなか融資は難しいと、実行しづらいというところもありましたので、今回融資つきということにしておりますが、拡充をした部分で、当初保証料の２分の１を見ることにしておりましたが、今回拡充することで全額を見ることにさせていただきましたので、そこについてはそこを活用していただければと考えているところでございます。

○議長（東　千春議員）　倉澤議員。

○２番（倉澤　宏議員）　借入れ、なかなかできない事業者に対する部分について、第２弾での融資制度の部分で保証料の補給の部分で対応していきたいというようなお話ありましたけれども、保証料の部分よりもまず借入れができないと運転資金が捻出できないといった事業者も現実的に出てきているところもお聞きしておりますけれども、今後３月よりも４月以降のほうがさらに資金繰り、なかなか困難になってくる事業者が増えてくるといったことが予想されますけれども、今後の資金繰り対策、改めて借換えの対応、また保証つきの条件、こちらの部分についての緩和も含めた対応、お考え、対応していく部分であるのか、また市が債務保証を行うなりのさらに踏み込んだ内容の融資制度の取組への考え方、あるのかどうなのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

国のほうでも様々な経済対策、今話が出てきておりますけれども、名寄市としても報道では新年度の補正予算でプレミアム付き商品券の発行というようなお考えを示されているところがありますけれども、先ほどお話ししました中小企業への助成制度、新たな部分での取組、なかなか単費、一般財源での部分には限界があるというふうには認識しております。北海道も緊急事態宣言解除しまして、鈴木知事のお話では経済活動に、新たなステージに入っていくといったところの話もありましたけれども、市の地域に、実情に合った制度、そちらの財源といった部分の確保に向けてでも道、国への要請について加藤市長のほうでお考えがあればお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　まず、ありました、全ての事業者が今回のコロナウイルス対策で拾われるのかという質問だというふうに思います。ここについては、それぞれの事業者も様々な経営状況にあるので、一概には申し上げることはできないかもしれませんけれども、今回の融資制度の中には保証協会等の保証も必要ないという制度もあります。例えばマル経資金については金利が下げられておりますし、ここは保証協会の担保というのですけれども、保証協会がなくても借りられると。ただし、商工会議所等の指導を受けて受けるのですよということになっています。従前の運転資金を借りる場合と今回、私はちょっと違うのだろうと思います。従前の運転資金を借りる方は、やはり経営上何かの改善をしなければいけない。何かの対策をしないと資金が入ってはこないので、そこに改善が必要なのだと思うのですけれども、今回のコロナウイルスについては内的な要因ではなくて、外的な要因で経営状況が、資金がショートしているということですから、これまでなかなか運転資金の申請をしても資金実行してくれない方でも、今回外の状況ですから、外が好転すれば資金が回るという、収支が上がっていくということですから、ここはこれまでとは同じではなくて、外的な要因でありますので、しっかりとした指導を受ければ運転資金を借りることができる方も多いのではないかなというふうに思っています。ただ、ここについては経済団体とも意見交換、今も頻繁にやらせてもらっていますけれども、意見交換をしながらどんな課題があるのかについては引き続き調査をさせていただきたいというふうに思います。

私からは以上でいいですか。

○議長（東　千春議員）　加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　今後の見通しについて御

質問ありましたけれども、まず大事なことはこの感染症をしっかりと予防していくということ、この対策をしっかり打っていくということと併せて、本当に毀損している足元の経済をしっかりと回復をさせていく、安心感というか、そうした対策をやっぱり速やかに打っていくということは同時にやっていかなければならないという非常に今難しいかじ取りになっているなというふうに思っております。改めてこの間も国、あるいは北海道からも矢継ぎ早にいろんな制度、政策が出てきている中で名寄市としてできることというのをしっかりと考えながら政策を立案させていただいたところであります。今回の融資制度につきましても国も道も様々な制度融資を創設している中で、名寄市としてできるだけ使いやすい小口のというような、隙間を埋めるような、選択肢を広げるような施策をということで考えているところであります。加えて、経済諸団体とのお話合いの中で当面はやっぱり飲食業は非常に厳しい現場状況に立たされているということも含めた対策の考え方もお示しさせていただきましたが、今後も全体が見えてくる中で新たな施策も打つ必要がありましたら、そこは検討していきたいというふうに思いますが、国のほうもかなり大きな対策もこれからも打たれるのではないかという予測もありますので、そこもしっかりと見極めながら、市としてはそれをまた補完していくところでしっかりとやっていくと、そういうスタンスで今後も国や道の動きを注視しながらできる対策をしっかりと取っていきたいというふうに考えております。

○議長（東　千春議員）　塩田昌彦議員。

○１４番（塩田昌彦議員）　ただいまの倉澤議員の質問に対しての答弁に対して若干触れさせていただきますけれども、先ほど臼田部長のほうからの答弁で、中小企業と小規模事業者というのは当然対応違うわけです。小規模事業者に関わる部分でいうと、マル経の対応があるというのは理解しています。しかしながら、中小企業に枠が広がるということになると、保証というリスクが出てきます。保証を受けられなければ融資も受けられないという実態があるわけですから、そこのことについてはしっかりとした名寄市の、要するに企業、そして働く人を守っていくという観点に立って考えていけば、名寄市独自のしっかりとした対策が必要なのではないかなというふうには思っています。私も経済建設常任委員会の中でいろいろ質疑もさせていただきましたけれども、なかなか厳しいところはあるのかもしれません。倉澤議員の質問の中にも債務保証という、そういうふうなところにも少し切り込んでいくような、そういう対策、必要なのではないかというふうに御質問があったかなというふうに思っています。それらも含めて、やはり今回は異常と言われるような状況でありますから、しっかりとした対策を講じていただきたいというお願いなのですけれども、この受け止め方がちょっと違うかなというふうに先ほどの答弁から私自身思うものですから、再度、中小企業全体の枠ではなく、小規模事業者というところは確かに国の制度としては有利な制度はあります。しかしながら、厳しいのは実態でありますから、そこら辺についてどのようにお考えなのか再度お聞きをしたいと思います。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　先ほどの答弁のところで御意見を頂きました。融資制度の一つとしてマル経のところのお話をさせていただきまして、ここについては私確かに中小企業と申しましたけれども、対象については小規模事業者でありましたので、ここについては訂正をさせていただきたいというふうに思います。

また、さらなる支援が必要ではないかということでありますけれども、ここ先ほどの答弁の域を超えないかもしれませんけれども、経済団体等としっかりと意見交換をしながら、実態も把握しながら引き続き検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東　千春議員）　他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２７号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　お諮りいたします。

議事の都合により、明日３月２１日から３月２４日までの４日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、明日３月２１日から３月２４日までの４日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会　午前１０時４２分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議　長　東　千春

署名議員　遠藤隆男

署名議員　高橋伸典

令 和 ２ 年 第 １ 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録

開議　令和２年３月２５日（水曜日）午前１０時００分

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員指名

日程第２　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２３号　令和２年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２４号　令和２年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

日程第３　議案第２８号　名寄市債権管理条例の制定について

日程第４　議案第２９号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１１号）

１．追加議事日程

追加日程第１　議案第３０号　令和２年度名寄市一般会計補正予算（第１号）

日程第５　意見書案第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書
意見書案第２号　温暖化へのさらなる対策を求める意見書
意見書案第３号　新型コロナウイルス感染症の早期終息及び経済対策の強化を求める意見書

日程第６　報告第２号　例月現金出納検査報告、定期監査報告等について

日程第７　閉会中継続審査（調査）の申し出について

１．本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員指名

日程第２　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第２３号　令和２年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２４号　令和２年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

日程第３　議案第２８号　名寄市債権管理条例の制定について

日程第４　議案第２９号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１１号）

追加日程第１　議案第３０号　令和２年度名寄市一般会計補正予算（第１号）

日程第５　意見書案第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書
意見書案第２号　温暖化へのさらなる対策を求める意見書
意見書案第３号　新型コロナウイルス感染症の早期終息及び経済対策の強化を求める意見書

日程第６　報告第２号　例月現金出納検査報告、定期監査報告等について

日程第７　閉会中継続審査（調査）の申し出について

１．出席議員（１８名）

議長	１８番	東　　千春	議員
副議長	１１番	佐藤　　靖	議員
	１番	富岡　達彦	議員
	２番	倉澤　　宏	議員
	３番	山崎　真由美	議員
	４番	佐久間　　誠	議員
	５番	三浦　勝秀	議員
	６番	今村　芳彦	議員
	７番	五十嵐　千絵	議員
	８番	遠藤　隆男	議員
	９番	清水　一夫	議員
	１０番	川村　幸栄	議員
	１２番	高野　美枝子	議員
	１３番	高橋　伸典	議員
	１４番	塩田　昌彦	議員
	１５番	東川　孝義	議員
	１６番	山田　典幸	議員
	１７番	黒井　　徹	議員

１．欠席議員（０名）

１．事務局出席職員

事務局長	久保　　敏	
書記	渡辺　敏史	
書記	開発　恵美	
書記	加藤　　諒	

１．説明員

市長	加藤　剛士	君
副市長	橋本　正道	君
教育長	小野　浩一	君
総務部長	中村　勝己	君
総合政策部長	石橋　　毅	君
市民部長	宮本　和代	君
健康福祉部長	小川　勇人	君
経済部長	臼田　　進	君
建設水道部長	天野　信二	君
教育部長	河合　信二	君
市立総合病院事務部長	岡村　弘重	君
市立大学事務局長	渡辺　博史	君
こども・高齢者支援室長	廣嶋　淳一	君
産業振興室長	田畑　次郎	君
上下水道室長	鈴木　康寛	君
会計室長	末吉　ひとみ	君
監査委員	鹿野　裕二	君

○議長（東　千春議員）　ただいまの出席議員数は１８名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東　千春議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第８７条の規定により、

９番　清　水　一　夫　議員
１２番　高　野　美枝子　議員

を指名いたします。

○議長（東　千春議員）　日程第２　議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算、議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算、議案第２３号　令和２年度名寄市病院事業会計予算、議案第２４号　令和２年度名寄市水道事業会計予算、議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算、以上９件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、山田典幸委員長。

○予算審査特別委員長（山田典幸議員）　おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算及び議案第１８号から議案第２５号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算の９件につきまして、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第１回委員会は、２月２５日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長に私山田が、副委員長に山崎真由美委員がそれぞれ選任をされました。

第２回委員会は、３月２３日に開会し、審査日程を３月２３日、２４日の２日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、加藤市長をはじめとする関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに御答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきまして、詳細に報告をすべきところでございますが、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果のみ御報告を申し上げます。

議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算、議案第１８号　令和２年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第１９号及び２０号、議案第２２号から２５号までの令和２年度各特別会計予算並びに各企業会計予算６件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げまして、簡単ではございますが、委員会の審査結果の御報告とさせていただきます。

○議長（東　千春議員）　ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第１７号外８件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第１７号　令和２年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東　千春議員）　起立多数であります。

よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第１８号　令和２年度

名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東　千春議員）　起立多数であります。

よって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第１９号　令和２年度名寄市介護保険特別会計予算及び議案第２０号　令和２年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、以上２件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１９号及び議案第２０号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第２１号　令和２年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東　千春議員）　起立多数であります。

よって、議案第２１号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第２２号　令和２年度名寄市立大学特別会計予算から議案第２５号　令和２年度名寄市下水道事業会計予算までの４件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２２号から議案第２５号までの４件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第３　議案第２８号　名寄市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第２８号　名寄市債権管理条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市の債権の事務処理方法における統一的な処理基準を定めることにより債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性を確保するとともに、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで円滑な行政運営につなげるために本条例を制定するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

議案第２８号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（東　千春議員）　日程第４　議案第２９号　令和元年度名寄市一般会計補正予算（第１１号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議案第２９号　令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正しようとするものであり、歳入歳出にそれぞれ５億5,６９７万4,０００円を追加をし、予算総額を２０９億８２０万7,０００円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。３款民生費におきまして新型コロナウイルス感染症対策事業費３４５万5,０００円の追加は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から保育所等で使用をする消毒用資材や備品などの購入経費を追加しようとするものであり、財源につきまし

ても国庫補助金にて予算を計上しております。

６款農林業費におきまして畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費５億4,９２０万1,０００円の追加は、道北なよろ農業協同組合が整備をする哺育・育成センター事業に対し補助しようとするもので、財源につきましても同額を道補助金にて予算を計上しております。

１０款教育費におきまして給食センター運営事業費４００万円の追加は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため小中学校一斉臨時休業に伴う学校給食の停止により、給食食材供給事業者に与えた損害に対し補助しようとするものであり、財源につきましても雑入に全国学校給食会連合会からの補助金を予算計上しております。

次に、歳入について申し上げます。各事業の財源として、１６款国庫支出金に４７７万3,０００円、１７款道支出金に５億4,９２０万1,０００円、２２款諸収入に３００万円を追加しようとするものでございます。

次に、第２表、繰越明許費補正につきましては、年度内に完了しない畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費を繰越ししようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第２９号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

ここで市長より追加議案の提出を求められております。追加議案協議のため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１２分

再開　午前１０時１８分

○議長（東　千春議員）　再開いたします。

休憩中に市長より議案第３０号　令和２年度名寄市一般会計補正予算（第１号）が提出されました。これについては、さきに行われた議会運営委員会にて日程に追加し、議題とすることと決定しています。

お諮りいたします。お手元に配付の追加日程第２号のとおり日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

議案第３０号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（東　千春議員）　追加日程第１　議案第３０号　令和２年度名寄市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君）　議長をはじめ議員の皆様にお計らいいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案第３０号　令和２年度名寄市一般会計補正予算につきまして、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策でございまして、歳入歳出それぞれ１億3,２８５万円を追加し、予算総額を２１０億3,５４９万4,０００円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。７款商工費におきまして新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内中小企業者の経営安定を図るために令和元年度より引き続き中小企業特別融資保証料補助金1,４８５万円及び中小企業特別融資預託金１億円を追加するとともに、運転資金利子補給補助金として２５０万円を追加しようとするものでございます。また、消費拡大支援事業補助金1,５５０万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい飲食業の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るために市内飲食店で利用できるプレミアム付き商品券の販売を実施をする実行委員会に対し補助しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。２１款繰入金におきまして財政調整基金繰入金3,２８５万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

また、２３款諸収入におきまして中小企業特別融資預託金元金収入として１億円を追加しようとするものでございます。

次に、第２表、債務負担行為補正につきまして運転資金利子補給補助金（新型コロナウイルス感染症対策）を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東　千春議員）　これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

倉澤宏議員。

○２番（倉澤　宏議員）　御指名いただきました。ただいま提案がありました令和２年度名寄市一般会計補正予算（第１号）についてお伺いをしたいと思います。

３月２０日に可決されました元年度補正予算（第１０号）と関連をさせてちょっと質問をさせていただきたいというふうに思います。３月１９日に更新され、閲覧できなくなっていた、名寄市ホームページに掲載されていた今回の新型コロナウイルス感染症対策緊急対応資金に関する要綱が２０日の本会議終了後にホームページ、改めて確認をさせていただいたところ、資金の名称、制度の内容、閲覧できなくなった要綱とは内容が変更され、３月２０日付の告示で１３日から適用ということで掲載をされておりました。掲載されたことによってその要綱、改めて確認をさせていただくことができますので、そこの内容と合わせながら今回提案されております中小企業特別融資預託金の部分で関連する部分、御質問させていただきたいと思います。令和元年度の補正予算で5,０００万円、融資枠１億円の補正予算、可決をしておりますけれども、前回の質問の中で直近の融資の申請状況、件数４件というような御答弁ございましたけれども、その４件についてこの間の部分での変更、また融資が実行されたのかどうなのかというところを改めて御確認をさせていただきたいというふうに思います。

次に、中小企業の消費拡大、消費者の消費拡大といった部分での提案理由の御説明、商業指導育成対策事業費、消費拡大支援事業補助金の部分で関連するところですけれども、1,５５０万円、プレミアム付き商品券の発行、実行委員会に対する補助金ということで今御説明がありましたけれども、この実行委員会については既に立ち上がっているのか、また事業に向けた実施要綱等もし決まっていれば、内容について御説明をいただきたいというふうに思います。

２点よろしくお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君）　まず、申請の状況でございます。２０日の議会で申込みが４件あるというふうにお答えしたのですが、その後確認をさせていただいたところ、そのうちの１件につきましてはお話の中では来年度またいででいいのではないかというような御相談があったということで、現時点では３件ということになっております。

それから、消費拡大の部分ですが、実行委員会はまだできているのではなく、名寄商工会議所さんと風連商工会さん、そして市内の飲食店さんの中で今後つくることに向けて協議されていくものと聞いているところでございます。

○議長（東　千春議員）　倉澤議員。

○２番（倉澤　宏議員）　融資の申請件数については今御説明ありました。実行された部分についてのお答えがございませんでしたので、ちょっともう一回お聞きしたいと思います。よろしいですか。

○議長（東　千春議員）　どうぞ。

○産業振興室長（田畑次郎君）　それにつきましては、そのときにも答弁させていただきましたが、私どものところに申請が上がるまで若干時間にずれがございますので、まだ実行はされておりません。

○議長（東　千春議員）　倉澤議員。

○２番（倉澤　宏議員）　申請件数３件に減ったということで、実行に関しては行われていないということでお答えございましたけれども、ちょっと要綱と照らし合わせて質問させていただきたいと思いますけれども、金融機関が融資を実行する際、今回預託金の２倍枠として資金を確保するということで、要綱の第２条、金融機関は市の中小企業振興施策に協力し、前項の預託金額の原則として２倍以上の融資枠を常時設定、迅速、適正に融資を行うものといった部分が要綱にうたわれておりますけれども、こちらについて、先日可決されました補正予算、この預託の部分ですけれども、予算執行される見込みが今年度あるのかどうなのか。常時設定ということで記載がありますけれども、預託されない中で金融機関がそれぞれ２倍枠を設定することができるのかどうなのか、そこについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

消費拡大支援事業補助金についてですけれども、1,５５０万円、金額的に多い、少ないは別として、今回提案理由の部分での御説明だと飲食店に限った商品券ということで確認をさせていただいておりますけれども、飲食店に限らず中小、あと小規模事業者、小売店も含めて新型コロナウイルスの影響でかなり売上げ減少しているといった状況もあります。国のほうでも様々な施策が提案されている中で、これ実施要綱、実行委員会も含めてまだはっきりした状況が決まっていないのであれば、使える事業者の枠を飲食店に限定することなく、幅広い中小、小規模事業者に適用できるような部分でのお考え、改めての検討の部分でその余地があるのかどうなのか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　２点再質問頂いたということであります。

１つは、年度内の融資の実行、さらに市の預託がされるかという御質問だったというふうに思います。先ほど室長のほうから申し上げた３件については、資金繰りの関係から年度内に資金繰りをしたいということで手続を進めさせていただいているところであります。我々も毎日金融機関と連絡を取りながらそこは密に手続を進めさせていただいているということで、関連する手続が滞りなければ年度内にこの３件について市から預託をし、金融機関で２倍の枠を設けていただいて、融資実行させていただきたいと、そういった予定で今手続を進めさせていただいているということで御理解をいただければと思います。

もう一点の今回の消費喚起のところの取組についてということで、今倉澤議員が言われたように、今回のコロナウイルスによる影響は飲食に限らず幅広く起きているわけでありまして、今後これがどれだけ続くかによってもその影響はまた変わってくるのだろうというふうに思っています。ただ、この間経済団体からも要望いただいているのは、やはり喫緊の課題として一番影響を受けているのは飲食店だろうということでありましたし、それ

は単に言葉だけではなくて、緊急調査も実施をした上でその影響額についても出させていただいたところでありますので、まずは飲食店に向けて実施をしていきたいと思います。ただ、直接の対象は飲食店に限られるかもしれませんけれども、飲食店に行くことによって例えば帰りに交通機関を使っていただければ交通機関への影響などもあると思いますし、当然飲食店に物を納めている店についてもそこについては影響というか、売上げの増につながることだというふうに思いますので、関連する効果もあるというふうに思っておりますので、現在の段階で申し上げると飲食店にある程度周知をしていきたいと思いますが、ここは市は支援する立場で、実際に取り組むのは実行委員会でありますので、その中で改めて今の御意見も含めて検討いただければというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東　千春議員）　倉澤議員。

○２番（倉澤　宏議員）　補正予算のほう、令和元年度のほうにちょっと戻りますけれども、5,０００万円の預託金の予算、また併せて保証料の補給補助ということで先日可決した経過ありますけれども、今お話あった部分ではそちらのほうについては執行されない可能性もあるということでいいのか改めて御確認をさせていただきたいというふうに思います。

もう一つ、消費拡大の部分での商品券事業ですけれども、これ実施時期については今のところ実行委員会も立ち上がっていない、要綱もできていないといった部分で、どのあたりに実施をしようというふうに考えているのか、そこと、今お話ありましたとおり、飲食店以外の部分でも今後検討していく部分での話がございましたけれども、実際飲食店の状況、今大変だということは十分私のほうも認識しておりますけれども、広く事業者で使えるように、飲食店で使う場合は飲食店に若干のインセンティブをつけた、プレミアム率を上げるとか、そうした部分での検討をぜひともしていただきたいというふうに思いますけれども、そちらについての考えをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（東　千春議員）　臼田経済部長。

○経済部長（臼田　進君）　まず、今年度内の融資が、予算が確実に執行されるかということであります。ここは、例えば金融機関と我々の行政の間だけで全ての手続が済むのであれば、これは年度内に１００％実施をしたい、実行するというお話ができると思いますけれども、ここには保証協会等の第三者の存在もありますので、そこの手続のスピード感によっては場合によっては年度内の、さきに可決をいただいた補正予算については執行されないこともあるかと思いますけれども、我々のスタンスとすると、年度内に資金が必要だという事業者の皆さんがおられますので、その方たちにできるだけ必要な時期に予算執行できるように努めていきたいというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

もう一点の飲食が特に大きな影響があることは理解しながらも、ほかの業種の皆さんにも配慮という、そういう御意見だと思いますので、ここは真摯に受け止めたいというふうに思いますが、多分今回の取組については我々が今回補正した分だけでは恐らく対策ととどまらないではないかなというふうに思っています。それは、国の動きなども含めて、国もかなり大きな新たな経済支援策をやるというふうに思っていますので、まず喫緊とするとやはり飲食業に絞る必要はあるのではないかと思いますけれども、それを通じてできるだけほかの業種にも効果が広がるように、そこについては実行委員会、私どもも知恵を絞りたいと思いますが、まずはそこで進めさせていただきながら、倉澤議員が言われるほかの業種についてはその後の国の対策など、そこの動向も含めてしっかり対応させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

それと、実施の時期でありますけれども、これ

はなかなか難しい部分があると思います。一方でいくと感染拡大の防止をしなければいけないというのがあるのと一方でそれが長引くと経済に影響がますます大きくなるという点がありますので、ここ国、あるいは北海道の要請などもあると思いますし、さらには名寄市には対策本部を立ち上げておりますので、ここと今後立ち上げられる実行委員会ともしっかりと連絡を取りながらしかるべき時期を見定めたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東　千春議員）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３０号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第５　意見書案第１号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書、意見書案第２号　温暖化へのさらなる対策を求める意見書、意見書案第３号　新型コロナウイルス感染症の早期終息及び経済対策の強化を求める意見書、以上３件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第１号外２件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第１号外２件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号外２件は原案のとおり可決されました。

○議長（東　千春議員）　日程第６　報告第２号　例月現金出納検査報告、定期監査報告等についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東　千春議員）　日程第７　閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東　千春議員）　異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３７分

再開　午前１０時３８分

○議長（東　千春議員）　再開いたします。

以上で今定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで佐古名寄市立大学学長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐古名寄市立大学学長。

○市立大学学長（佐古和廣君）　本日は新型コロナウイルス感染症拡大により縮小議会の中、このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、この３月３１日をもちまして学長を退任する予定であります。４年間議員の皆様、また市長部局の皆様方に大変お世話になりました。ありがとうございました。今思えば、あっという間の４年間でした。この４年間で何ができたか。実は今年将来構想の３年目に当たりまして、前期計画、実施計画の最終年度であります。この１月に総括が終わりまして、近々ホームページにアップする予定でございますので、何をやったかはそれを御覧いただきたいというふうに思っています。学長をお引受けするときにジョン・スチュアート・ミルという方の書いた「大学教育について」という本を読みました。何だ、車に乗せてくれといったらマニュアルを見ながら運転しているのかと今不安に思われた方もいらっしゃるかと思いますが、学長の心得をちょっと勉強したということでございます。このジョン・スチュアート・ミルという方は、セント・アンドルーズ、ゴルフで有名な地ですけれども、そこの大学の名誉学長をされた方で、１８６７年に名誉学長に就任したときに約２時間に及ぶ講演を行いまして、それを記録したものが「大学教育について」という本であります。その中で私が特に共感を覚えた一文を御紹介しますと、大学は職業教育の場ではありません。大学は生計を得るためのある特定の手段に人々を適用させるために必要な知識を教えることを目的としてはいないのですと。これは、一見本学の教育目標と矛盾するように思われる方も多いかと思いますが、大学教育の目的は単に知識の伝授ではなく、有能で教養ある人間を育成することにあるということを言っているわけです。私は、いつも国家試験の合格率を上げるようにと教授会等でよく言っていますので、これも言っていることとやっていることが違うのではないかという批判を浴びそうですが、必ずその後にこれは最終目標ではないということを付け加えていました。国家試験の合格というのは、４年の大学教育の必然的ゴールであるというふうに考えています。最終目標はもっと高いところに置くべきであるということを思っていました。これがどれだけの教員と共有できたかどうかというのは分かりませんが、常にそういう気持ちでこの４年間臨んでいました。この教育の質を担保するのが将来構想であり、将来構想は単に教育の質を担保するための仕組みであります。この仕組みが有効かどうかは、何年後かにどなたかが検証されることでしょう。

結びになりますが、次期学長は本学の４学科と非常に関係の深い厚生労働省で長い行政経験があり、また退官後大学の教育にも携わった方であります。私は、本学学長として理想的な方であるというふうに考えております。私同様ぜひ御支援のほどよろしくお願いすることをお願いして、私の退任の御挨拶にさせていただきます。長い間どうもありがとうございました。

○議長（東　千春議員）　これをもちまして、令和２年第１回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会　午前１０時４４分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議　長　東　千春

署名議員　清水一夫

署名議員　　高　野　美枝子

令和２年第１回名寄市議会定例会議決結果表

令和２年２月２５日～令和２年３月２５日　３０日間

本会議時間数　５時間４３分

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
令和元年第４回定例会付託議案第１号	名寄市基幹相談支援センター条例の制定について	元.11.26	2. 2. 6	2. 2.25
		市民福祉常任	原案可決すべき	原案可決
第　１　号	名寄市印鑑条例の一部改正について	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　２　号	名寄市へき地保育所条例の一部改正について	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　３　号	名寄市営住宅管理条例の一部改正について	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　４　号	工事請負契約の変更について	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　５　号	専決処分した事件の承認について	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　６　号	専決処分した事件の承認について	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　７　号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第９号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　８　号	令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第　９　号	令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第４号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第１０号	令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第２号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第１１号	令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第２号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第１２号	令和元年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第２号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第１３号	令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
第 1 4 号	令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第 1 5 号	令和元年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第 1 6 号	令和元年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	—	—	2. 2.25
		—	—	原案可決
第 1 7 号	令和2年度名寄市一般会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 1 8 号	令和2年度名寄市国民健康保険特別会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 1 9 号	令和2年度名寄市介護保険特別会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 0 号	令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 1 号	令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 2 号	令和2年度名寄市立大学特別会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 3 号	令和2年度名寄市病院事業会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 4 号	令和2年度名寄市水道事業会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 5 号	令和2年度名寄市下水道事業会計予算	2. 2.25	2. 3.24	2. 3.25
		予算審査特別	原案可決すべき	原案可決
第 2 6 号	名寄市教育委員会の委員の任命について	—	—	2. 2.25
		—	—	同意
第 2 7 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第10号）	—	—	2. 3.20
		—	—	原案可決
第 2 8 号	名寄市債権管理条例の制定について	2. 3.25	—	2. 3.25
		総務文教常任	—	閉会中審査決定
第 2 9 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第11号）	—	—	2. 3.25
		—	—	原案可決
第 3 0 号	令和2年度一般会計補正予算（第1号）	—	—	2. 3.25
		—	—	原案可決

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
報告第1号	専決処分した事件の報告について	—	—	2. 2.25
		—	—	報告済
報告第2号	例月現金出納検査報告、定期監査報告等について	—	—	2. 3.25
		—	—	報告済
意見書案第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	—	—	2. 3.25
		—	—	原案可決
意見書案第2号	温暖化へのさらなる対策を求める意見書	—	—	2. 3.25
		—	—	原案可決
意見書案第3号	新型コロナウイルス感染症の早期終息及び経済対策の強化を求める意見書	—	—	2. 3.25
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	2. 3.25
		—	—	決定

参　考　資　料

１．令和２年第１回定例会における新型コロナウイルスに対する議会対応について…… 1
１．国における感染症に対する方針等…… 1
１．北海道における感染症に対する方針等…… 2
１．名寄市感染症危機管理対策本部会議での方針等…… 3
１．令和２年第１回定例会における議会としての協議経過…… 4
１．東議長が行った新型コロナウイルス感染症に対する議会対応についての記者会見…… 5
１．令和２年第１回定例会における代表・一般質問の通告に対する回答依頼について…… 6
１．質問文書表…… 7

１．令和２年第１回定例会における代表・一般質問の通告に対する回答について
１．代表質問（文書回答）…… 1
１．一般質問（文書回答）……２８

参考資料

令和２年第１回定例会における新型コロナウイルスに対する議会対応について

令和２年第１回定例会において本市議会として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けて議会としては難しい選択を余儀なくされたところであります。つきましては、議会としての対応について多くの市民の方にご理解いただくため協議経過等について報告させていただきます。

令和２年第１回定例会については、２月 25 日に開会し会期を３月 26 日までの 31 日間として行うことにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症に対して、名寄市では、２月 25 日に「名寄市感染症危機管理対策本部」を設置して国や北海道の方針に基づいて市としての方針を決定してきております。その方針を参考として議会の対応について協議を行い、会期及び議会日程の変更、本会議や委員会における感染症対応、代表・一般質問を取りやめて名寄市議会基本条例に基づいて発言通告書に基づき理事者答弁を文書で提出を求めています。

つきましては、これまでの経過として、国における感染症に対する方針等、北海道における感染症に対する方針等（北海道及び北海道教育委員会）、名寄市感染症危機管理対策本部会議での方針等で議会対応の参考とした部分を掲載し、その内容に基づいて、令和２年第１回定例会における議会としての協議経過と代表・一般質問を取りやめたことに対する質問文書表と理事者答弁を掲載いたします。

【国における感染症に対する方針等】

※記載している内容については、ホームページで公表されている内容から概要として記載しています。

令和２年２月 24 日　新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	
感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられる。そのためには、これから１～２週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際になる。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起こりかねず、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがある。 これからとるべき対策の最大の目的は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重傷者の発生と死亡数を減らすことである。 特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養する。また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手をのばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り回避する。症状がなくても感染している可能性があるが、心配だからといって、すぐに医療機関を受診しない。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また、医療機関に過重な負担とならないよう留意する。	
令和２年２月 27 日　臨時休校要請（安倍総理大臣）	
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、安倍総理大臣は全国のすべての小中学校や高校などについて、３月２日から春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを表明した。 これを受けて文部科学省は 28 日、全国の教育委員会などに対し要請を行うことにしていて、実際に春休みに入るまで臨時休校とするかなどの対応は自治体や学校の判断に委ねることにしている。	
令和２年３月９日　新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	
これまでに明らかになったデータから、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性が、より確実な知見となってきた。これまで集団感染が確	

認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという３つの条件が同時に重なった場である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられる。そのため、市民のみなさまは、これらの３つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解が示されている。
令和２年３月 19 日　新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
感染症のまん延防止に当たっては、国民の行動変容を一層徹底していく必要がある。このため、専門家会議としては、国に対しては３つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）が同時に重なった場を避けることの必要性について周知広報の充実を求めている。

【北海道における感染症に対する方針等】

《北海道》

令和２年２月 28 日　鈴木北海道知事の記者会見
北海道は、２月 28 日に新型コロナウイルスに関する対策会議を開き、新型コロナウイルスの道内での感染拡大は深刻さを増しているとして「緊急事態宣言」を出している。 期間は２月 28 日から３月 19 日までの３週間で、特に週末は道民に外出を控えるよう呼び掛けている。
令和２年３月 18 日　鈴木北海道知事の記者会見
２月 28 日から実施してきた新型コロナウイルス緊急事態宣言は、当初懸念されていた爆発的な感染拡大と医療崩壊による命と暮らしを守れない状況は回避されたと考えることから、当初の予定どおり３月 19 日をもって終了する。 緊急事態宣言の結果として、一つ目は、現時点において医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じていない。緊急事態を宣言した時点で恐れていた状況には至らずに済んでいる。二つ目は、緊急事態宣言の期間中、検査体制や病床確保など、必要な体制の強化を図るとともに、必要な情報の蓄積により新型コロナウイルスと戦う体制を整えることができたとしている。 ３月 20 日からは、新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け、道民の皆さまや事業者の皆さまと一丸となって戦っていくステージに移行していくこととする。 ３月 20 日以降も、３月９日に国の専門家会議から示された見解において、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集した場所、近距離（お互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話が行われたという３つの条件が同時に重なったところで集団感染が確認されていることが示されていることから、これらのリスクを最小化する取り組みを積極的に行ってもらいたいとしている。

《北海道教育委員会》（小中学校の臨時休業）

令和２年２月 26 日付教総第 2095 号　新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請
北海道教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長（各市町村立学校長）に対して文書通知があった。その内容としては、２月 26 日に北海道知事から学校の臨時休業について要請があったことを受けて、一つ目として、２月 27 日から３月４日までの７日間を臨時休業とすること。臨時休業時には、教職員の健康管理を行うとともに、各学校における衛生環境の確認を行う。二つ目として、３月５日を「感染症予防の日」とすること。「感染症予防の日」は、児童生徒に感染症

について正しい知識等を習得させるとともに、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見等について考えさせる機会とするとの要請を行っている。
令和２年２月 28 日付教総第 2114 号　新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請
北海道教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長（各市町村立学校長）に対して文書通知があった。その内容としては、内閣総理大臣から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、３月２日以降、春休みまで臨時休校を行うよう要請があり、この要請を受け、文部科学省から臨時休業を行うよう依頼があったことから、既に実施している臨時休業について、学年末の休業日前日まで延長すること。高等学校において臨時休業を未実施の場合は３月２日から学年末の休業日前日まで臨時休業するよう要請を行っている。

【名寄市感染症危機管理対策本部会議での方針等】（令和２年２月 25 日設置）

※対策本部会議の中で議会対応の参考とした内容についてのみ掲載している。

令和２年２月 27 日　第３回名寄市感染症危機管理対策本部会議	
「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けたイベント及び会議等の対応方針」を策定し、名寄市又は名寄市教育委員会が主催・共催及び実行委員会の事務局を担っているイベント及び会議等を対象とする。イベント等は「中止又は延期」、会議等は「書面会議又は延期」とし、対象期間を令和２年３月 31 日までとしている。 また、名寄市職員の感染予防及び感染した場合の対応や名寄市内に感染者が発生した場合の市の対応について内容を確認している。 名寄市教育委員会として、名寄市内の小中学校について、北海道教育委員会からの要請に基づき、２月 27 日から３月４日までの７日間を臨時休業としている。 同日、市長が記者会見を行い感染症に対する市の対応について市民周知を行っている。	
令和２年３月２日　第４回名寄市感染症危機管理対策本部会議	
２月 28 日に北海道から出された「緊急事態宣言」を受けて、市内の公共施設を３月４日から３月 19 日まで閉館することを決定している。また、庁舎及び各公共施設の消毒を行うことを確認している。 名寄市教育委員会として、名寄市内の小中学校について、北海道教育委員会からの要請に基づき、春休みまで臨時休業とすることを決定し、分散登校について検討することにしている。	
令和２年３月 17 日　第７回名寄市感染症危機管理対策本部会議	
３月 20 日以降の名寄市の対応として、３月 19 日まで閉館していた公共施設については、３月 20 日から一部施設を除いて開館することを決定している。また、開館する場合には、国の専門家会議で示されている感染予防対策として「換気が悪い密閉空間」「人が密集」「近距離での会話」を避けることとし、利用者に対して注意喚起を行うことにしている。	

【令和２年第１回定例会における議会としての協議経過】

<table>
<tr><td colspan="3">２月 28 日開催　第３回各会派代表者会議における確認事項</td></tr>
<tr><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>議会日程の変更</td><td>会期の変更
２月 25 日（火）～３月 26 日（木）
31 日間
代表質問　３月９日（月）
※３月９日に本会議を開会し、会期の変更を行う。
一般質問　３月 10 日（火）・11 日（水）
予算審査特別委員会
３月 23 日（月）～３月 26 日（木）
４日間</td><td>
⇒２月 25 日（火）～３月 25 日（水）
30 日間
⇒３月 16 日（月）

⇒３月 17 日（火）・18 日（水）

⇒３月 23 日（月）～３月 24 日（火）
２日間</td></tr>
<tr><td colspan="3">３月６日開催　第３回議会運営委員会における確認事項</td></tr>
<tr><td>議会日程の変更</td><td>※２月 28 日開催の各会派代表者会議の内容についてさらに変更を行う。
代表質問　３月 16 日（月）
一般質問　３月 17 日（火）・18 日（水）</td><td>
⇒取りやめ
⇒取りやめ
本会議　３月 20 日（金）開催
※市の経済対策に対応するため祝日に本会議を開催する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">３月６日　東議長が新型コロナウイルス感染症に対する議会対応について記者会見を行う。
（記者会見の内容については別途掲載）</td></tr>
<tr><td colspan="3">３月 12 日開催　第４回各会派代表者会議における確認事項</td></tr>
<tr><td>協議内容</td><td colspan="2">○令和２年第１回定例会における代表・一般質問の内容に対する回答依頼について
代表・一般質問を取りやめることの対応として、名寄市議会基本条例第 11 条第３号の規定に基づき、発言通告書に基づく理事者答弁を文書で求めることを確認している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">３月 16 日　加藤市長から正副議長に対して代表・一般質問の発言通告書に基づく理事者答弁について文書の提出があった。質問文書表及び理事者答弁については全議員に配布するとともに、議会ホームページに掲載している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">３月 20 日開催　第６回議会運営委員会における確認事項</td></tr>
<tr><td>協議内容</td><td colspan="2">本来であれば本会議の会議録については、議会が開会されている場合の審議内容等について記載しているところですが、多くの市民の方に対して議会としての考え方を伝える必要があることや議員として市民への説明責任があることから、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの議会対応と代表・一般質問を取りやめたことの対応として、名寄市議会基本条例第 11 条第３号の規定に基づき、発言通告書に基づく理事者答弁を会議録に参考資料として掲載することを確認している。</td></tr>
</table>

３月６日に東議長が行った新型コロナウイルス感染症に対する議会対応についての記者会見

世界的な広がりを見せる新型コロナウイルス感染症は目に見えないものとの戦いで、何が正解なのか、答えがわからない中で感染拡大を防ぐために今定例会の日程や手法についてこれまで内部協議を重ねてきました。

当初、議会日程を９日代表質問、10、11 日を一般質問の予定をしていましたが、２月 27 日に出された国の方針として、ここ２週間が重要との見解から、代表質問を 16 日に、一般質問を 17、18 日に変更して行うことを検討していましたが、名寄市は北海道が出した「緊急事態宣言」と合わせた 19 日まで、感染拡大を防ぐために 37 施設の休館を決めました。議会として、専門知識や独自の情報がない中での判断として、市と同様に感染拡大を防ぐ意味から名寄市と足並みをそろえて、代表質問、一般質問を中止することを議会運営委員会で合意しました。

すでに、質問の通告を済ませていますので、今後、文書での回答を求めることとし、その内容については議会ホームページや議会だよりによって市民にお知らせすることを考えています。

また、名寄市では本年度中の経済対策を検討しており、休館期間の翌日 20 日は休日でありますが、議会を開会し補正予算案を審議し、議決を見ることができれば即時の対応から市内の経済的打撃を少しでも緩和できるよう進める考えであります。

今定例会の会期中には予算審査特別委員会も行われます。例年は４日間の日程で行っていましたが、期間を短縮し 23、24 日の２日間で集中審議を行い、会議に出席する説明員は最低限とするなどし、25 日は議会を開会し予算審査特別委員会での報告の審査を行い閉会予定といたしました。

また、３月中は各種委員会の開催を最低限にとどめるなどし、定例会及び予算審査特別委員会を含む委員会では一般の傍聴をご遠慮いただくこととしました。ただし、報道関係者の皆さんについては市民周知の観点から、マスク着用にて認めることといたします。

これまで経験のしたことのない議会対応とさせていただきましたが、今は名寄市、名寄市議会、そして市民が協力し合いながら、市民から一人も感染者を出したくない、そしてこのことによる経済損失により倒産及び廃業に至ることの無いよう難局を乗り越えたいと考えております。

市民の皆様にはご理解をいただきたくお願い申し上げます。

名議庶第１１４号
令和２年３月１２日

名寄市長　加　藤　剛　士　様

名寄市議会議長　東　　千　春

令和２年第１回定例会における代表・一般質問の通告に対する回答依頼について

日頃から、本市議会の議会活動の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年第１回定例会におきまして代表・一般質問の日程を、当初は３月９日に代表質問、10日・11日に一般質問を予定していましたが、２月27日に出された国の方針として、ここ２週間が重要との見解から、代表質問を３月16日に、一般質問を17日・18日に変更して行うことを検討していましたが、名寄市は北海道が出した「緊急事態宣言」と合わせて３月19日まで、感染拡大を防ぐために37施設を休館とすることやイベント・会議等も自粛することを決めております。

本市議会といたしましては、専門知識や独自の情報がない中での判断として、全市挙げて感染防止に努め、市民の安心した暮らしを守ることを最優先すべきと判断し、市と同様に感染拡大を防ぐ意味から議会として苦渋の選択ではありましたが、３月６日に開催した議会運営委員会において代表・一般質問については取りやめることにいたしました。

本日、開催いたしました各会派代表者会議におきまして、名寄市議会基本条例第11条第３号の規定に基づき、発言通告書に基づく理事者答弁を文書で求めることにいたしました。

つきましては、時節柄何かとお忙しいこととは存じますが、３月16日（月）までに文書により回答いただきますようよろしくお願いいたします。

質 問 文 書 表（代 表 質 問）

令和２年第１回定例会

発言順序	氏　名	発　言　要　旨
1	山　田　典　幸 ３月９日（月）	1　令和２年度の市政執行について （１）市政推進の基本的な考え方について （２）新年度の重点施策について （３）名寄市総合計画（第２次）中期基本計画の具現化に向けての取り組みについて （４）昨年発生した諸問題解決に向けての対応について 2　市民と行政との協働によるまちづくりについて （１）名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について （２）国内・国際交流活動の推進について （３）移住・定住の推進について 3　安心して健やかに暮らせるまちづくりについて （１）子ども・子育て支援の推進について （２）地域医療の充実について （３）高齢者福祉の推進について 4　快適で安全安心なまちづくりについて （１）空き家対策について （２）地域公共交通について 5　地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて （１）農業振興施策について （２）中心市街地の活性化への取り組みについて （３）観光振興と経済活性化について 6　生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて （１）名寄市立大学の将来展望について （２）冬季スポーツ拠点化事業について 7　教育行政について （１）第３次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みについて （２）地域とともにある学校づくりの更なる充実について

発言順序	氏　名	発　言　要　旨
		（３）小中一貫教育の今後の推進について （４）市内高等学校の今後のあり方について
２	高　野　美枝子 ３月９日（月）	１　令和２年度市政執行方針と予算編成について （１）総合計画（第２次）中期基本計画を着実に推進するための考え方について （２）重点プロジェクトや総合戦略を中心とした施策や事業の展開について （３）当面する名寄市の課題について （４）予算編成と財政展望について （５）道北地域の中核都市としての責任と役割について ２　保健医療福祉行政について （１）介護職員の確保について （２）子育て支援の推進について （３）高齢者施策の推進について （４）地域医療の充実について ３　経済建設行政について （１）災害対策について （２）まちの賑わいと公共施設のあり方について （３）自然を活かした観光について （４）公共交通などの維持・改善について （５）持続可能な農業政策について （６）名寄市食育推進計画について ４　名寄市立大学の今後の課題について （１）旭川大学の影響について （２）少子化対策について （３）名寄市立大学の将来構想（ビジョン２０２６）の検証について ５　教育行政について （１）ＥＮ－ＲＡＹホールを中心とする文化振興について （２）天文台１０周年記念行事業について （３）北国博物館の利用促進について （４）学校給食について （５）名寄市の課題と目指すべき姿について

質 問 文 書 表（一 般 質 問）

令和２年第１回定例会

発言順序	氏　名	発　言　要　旨
1	山　崎　真由美 ３月 10 日（火）	1　感染症に対する対応策について （1）新型コロナウイルス及びインフルエンザの発生状況について （2）新型コロナウイルスに対する予防策について （3）新型コロナウイルス感染が確認された場合の回復までの対応について 2　情報通信基盤の整備について （1）高速通信環境の全市的整備について （2）ＧＩＧＡスクール構想に沿った取り組みについて 3　緑の基本計画について （1）緑地の保全や緑化の推進状況及び樹木の管理状況について （2）名寄市緑の基本計画策定について
2	遠　藤　隆　男 ３月 10 日（火）	1　農業振興について （1）本年度の地域農業を総括して （2）外国人技能実習生について （3）新規就農者の現状及び今後の推移について （4）農業振興センターの役割及び新年度の実証試験について 2　名寄駐屯地の今後について （1）名寄市における名寄駐屯地の役割について （2）名寄駐屯地の充実等を求める要望について
3	五十嵐　千　絵 ３月 10 日（火）	1　人口減少の取り組みについて （1）出生率及び出生数の近況と多様化する価値観を踏まえた取り組みについて （2）地域を支える各団体の担い手不足の現状と課題について 2　安心して暮らすための防犯対策について （1）犯罪被害の現状と防止策について （2）市内防犯カメラの設置状況と今後の設置計画について （3）学校における防犯教育の現状と推進について

発言順序	氏　名	発　言　要　旨
4	清　水　一　夫 3月10日（火）	1　冬の観光について （1）本年度のインバウンド（訪日外国人）スキー客の現況と受け入れの取り組みについて （2）バックカントリーの対応について 2　冬季スポーツ拠点化について （1）本年度の全道・全国大会の現況と対応について （2）冬季スポーツ少年団の強化について 3　防災について （1）台風１９号「令和元年東日本台風」被害における教訓について
5	倉　澤　　宏 3月10日（火）	1　情報の発信と共有について （1）広報広聴のあり方について （2）市民への情報発信について （3）庁内における情報共有について 2　空き地・空き家対策について （1）空き家等の現状について （2）名寄市空家等対策計画の進捗状況について （3）名寄市空家等対策協議会での協議内容について （4）特定空家等の認定方針について
6	三　浦　勝　秀 3月11日（水）	1　ふるさと納税について （1）今年度の寄附状況について （2）次年度事業について （3）企業版ふるさと納税について 2　再生可能エネルギーの活用について （1）エネルギー問題に対する考え方について

発言順序	氏　名	発　言　要　旨
7	佐　藤　　靖 3月11日（水）	1　明日の名寄のために （1）名寄市監査委員による監査報告書にかかわって （2）市役所機構のあり方について （3）名寄市民の新たな誇り創造にかかわって 2　教育関係の将来展望について （1）高校進学者支援にかかわって （2）「子どもたちの希望に沿った学ぶ環境」とは （3）教育施設改修にかかわる基本的考えについて 3　名寄市立総合病院、名寄市立大学の将来展望について （1）名寄市立総合病院の経営展望と医師体制にかかわって （2）名寄市立総合病院の施設的課題と近隣病院との連携にかかわって （3）名寄市立大学将来構想中期計画の課題にかかわって
8	塩　田　昌　彦 3月11日（水）	1　名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等について （1）指定管理施設の現状と受託状況について （2）指定管理者の選定及び基準について （3）管理施設における所管の対応について 2　経済対策について （1）仮称「名寄市商工業振興基本計画」策定による効果について （2）地域経済活性化に向けた取り組みについて （3）新型コロナウイルス対応による地域経済への影響と対策について 3　医療・福祉の対策について （1）子ども・子育て支援対策の効果と現状について （2）開業医確保対策の現状について

発言順序	氏　名	発　言　要　旨
9	高　橋　伸　典 3月11日（水）	1　子どもがのびのび育つ名寄を （1）一生懸命遊べる場の確保について （2）子育てと就労が両立できるまちについて （3）寡婦（寡夫）控除への対応について 2　補聴器援助システムについて （1）高齢難聴者・聴覚障がい者の支援について （2）ヒアリングループの必要性について 3　新型コロナウイルス感染症への対策について （1）市民周知への取り組みについて （2）幼児教育・高校・大学への取り組みについて （3）高齢者施設・障がい者施設への取り組みについて （4）名寄市立総合病院の感染症病床の運営対策について 4　市民が利用しやすい総合案内所について （1）市民への対応について
１０	川　村　幸　栄 3月11日（水）	1　名寄市中小企業振興条例の活用について （1）中小企業振興審議会について （2）地域経済と人口動態について （3）新たな産業と雇用、中小企業の仕事づくりに向けて 2　「２０４０問題」にかかわって （1）スマート自治体の考え方について （2）「圏域」単位での行政について （3）ＡＩ・ロボティクス等による業務の代替について

名総総第４５号
令和２年３月１６日

名寄市議会議長　東　　千　春　様

名寄市長　加　藤　剛　士

令和２年第１回定例会における代表・一般質問の通告に対する回答について

日頃から市政推進のためにご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、令和２年３月１２日付け名議庶第１１４号にて依頼のありました標記の件につきまして、別添のとおり文書により回答しますのでよろしくお願いいたします。

（担当：総務部総務課）

代表質問

山田　典幸　議員

1　令和２年度の市政執行について

（１）市政推進の基本的な考え方について

【回答】

市長として３期目の２年を迎えようとしていますが、この２年間色々な難しい問題も多く発生しました。

特に昨年は、株式会社名寄振興公社の問題や、名寄社協指定居宅介護支援事業所の問題、王子マテリア株式会社名寄工場の問題など、過去にない問題が続きました。

現在、解決に向けて、スピード感を持って対応を続けているところです。

中間点としての評価については、総合計画（第２次）中期基本計画を策定し、１年を迎えるところですが、総合計画の着実な推進のための予算編成を終え、新規事業にもチャレンジする予算案となっています。

総合計画の進捗を判断する成果指標（ＫＰＩ）による評価は、もう少々時間を要しますが、令和２年度予算案では、着実に行政評価などを活用し、ＰＤＣＡサイクルによる事業の改善を行い、施策のブラッシュアップが図られてきていると考えています。

今後の市政運営と将来のまちづくりの考え方については、限られた予算の中、圏域の中核都市としての役割や、本市が持つ都市機能を維持しながら、本年度策定した「名寄市立地適正化計画」など、まちのデザインを具現化していく施策に取り組み、併せて、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

（２）新年度の重点施策について

【回答】

令和２年度の予算は、総合計画や総合戦略の各事業や名寄市立地適正化計画に係る施策について着実に進めるとともに、市民の声に耳を傾け、真に求められている施策や喫緊の課題にしっかりと対応するよう予算を編成し、一般会計は前年度比1.1％増の209億264万4千円となりました。

新規事業を含めた重点施策では、総合計画の重点プロジェクト、とりわけ「安心子育てプロジェクト」の推進として、新保育所の整備に向けた基本設計を行う「保育所整備事業」、令和２年10月から小学生の通院医療費の全額助成を開始する「乳幼児等医療給付事業の拡充」などを予算計上しました。

重点プロジェクトのみならず、基幹産業の農業に対しては「哺育・育成センター事業への支援」、また、本市が進めている小中一貫教育の推進では「智恵文小学校校舎改築事業」、防災対策では、生活空間であるまちなかのハザードマップ化を図る「まるごとまちごとハザードマップ事業」なども盛り込みました。

加えて、多くの市民要望やニーズを具現化する新規事業や喫緊の課題解決に向けた事業の展開として、高齢者や障がい者などごみ出しが困難な世帯への「ごみ出し支援事業」や「合同墓建設事業」、「（仮称）名寄高校駅設置事業」など、ハード、ソフト両面から様々な事業の予算について計上させていただいたところです。

総合計画の将来像の実現に向け、令和２年度においても、各施策の取組を進めてまいります。

（３）名寄市総合計画（第２次）中期基本計画の具現化に向けての取り組みについて

【回答】

名寄市総合計画（第２次）中期基本計画については、計画初年度が間もなく終了しようとしています。本計画の重点プロジェクトのうち、ここでは「経済元気化プロジェクト」と「安心子育てプロジェクト」についてお答えし、「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」については、重複を避けるため大項目２及び大項目６にてお答えします。

「経済元気化プロジェクト」については、産業の創出や地域ブランドの確立の促進、雇用の場や人材確保、交流人口の拡大と移住・交流の推進といった主要施策において、本年度は18の個別事業を実施したところです。主な事業としましては移住促進事業や農業分野における担い手育成事業、中小企業振興事業、住宅改修推進事業などに取り組みました。一方で、観光振興において、なよろ温泉整備事業を予定していたところですが、当面事業を見送ることとさせていただき、すでに議会でもご報告させていただいたところです。

本プロジェクトの令和２年度の主な取組としましては、従来の施策の着実な推進に加え、移住促進事業において新たに動画を活用したＰＲを実施してまいります。

次に「安心子育てプロジェクト」については、本年度は、子育て支援の推進や地域医療の充実、小中学校教育や大学教育の充実など８の主要施策において29事業を実施しました。主な事業として、待機児童解消緊急対策や乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業などに取り組んだところです。

本プロジェクトの令和２年度の主な取組としましては、老朽化した市内保育所の整備に着手することとしたほか、乳幼児等医療給付事業において、小学生の通院医療費の全額助成を予定しています。

今後も、名寄市総合計画（第２次）中期基本計画搭載事業については、限られた財源を有効に活用するための事業の選択と集中を図りつつ、本市が「自然の恵みと財産を活かしみんなでつくり育む未来を拓く北の都市」となるべく、重点プロジェクト搭載事業を中心に着実に推進してまいります。

（４）昨年発生した諸問題解決に向けての対応について

【回答】

株式会社名寄振興公社に関しては、市内唯一の温浴施設をはじめ冬季スポーツ拠点化の核となる施設の維持・継続を図るため職員派遣や財政的支援を行う一方で、昨年11月に設置した「株式会社名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会」の外部委員である公認会計士及び顧問弁護士の助言をいただきながら、原因究明と責任追及に努めているところであり、今後とも、適時に議会へ報告するとともに、様々な機会を通じて、市民の皆様へも説明してまいります。

次に、名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員業務に関する本市の指導及び対応については、随時、議員協議会などでご説明させていただいたとおり、昨年11月８日を初回とし、以降、北海道の技術的助言を受けながら監査を続け、３月12日に名寄社協指定居宅介護支援事業所に対する監査結果を通知しました。

今後におきましても、指定居宅サービス事業者などに対して「集団指導」や「実地指導」などを実施し、介護給付費など対象サービスの質の確保と向上や、保険給付の適正化を図り、市民の皆様が安心して適切な介護サービスを受けることができるよう取り組むとともに、市民から信頼される市政運営を進めてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、報道発表以来、３回にわたる本社訪問や、市民をはじめ圏域住民や企業などの協力をいただき、署名活動を行

ってまいりました。

２万７千筆を超える署名を携え、撤退の撤回を訴えてまいりましたが、難しいとの回答をいただいたところです。

緊急対策本部を設置し対応しており、撤退の撤回を求める方針に変更はありませんが、併せて次の方策も検討していかなければなりません。

現在、王子マテリア本社や名寄工場とも情報交換を行っており、影響を最小限にとどめるための方策を検討しているところです。

いずれの課題も、本市における喫緊の課題と認識しており、それぞれの対策や検討結果については、できる限り速やかに各議員や市民の皆様にお伝えし、不安の払拭に努めてまいります。

２　市民と行政との協働によるまちづくりについて

（１）名寄市まち･ひと･しごと創生総合戦略の推進について

【回答】

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、現在、平成 28 年度から実施した「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」の事業を一部深化させる取組として、昨年度から「地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト」を３年計画で実施しています。

このプロジェクトの目的は冬季スポーツ拠点化プロジェクトで得られたノウハウを活かして、主に商品開発や交流人口の拡大による経済活性化を目指すものです。

主な事業は３つあり、１つ目はスポーツツーリズムやスキー場などを活用したインバウンド商品、さらには地元農産品を活用したスポーツフードといったスポーツ関連商品の開発、２つ目は、農業の人材不足などとマッチングを図るスポーツ移住の研究、３つ目は、街中でスポーツによる健康づくり事業に取り組んでいきます。

今後の可能性ですが、現在、交流が深い台湾のインバウンドを狙ったサイクルツーリズムのモニター事業や、カーリング合宿を受け入れるなど、商品化に向けた取組を進めています。また、スポーツフードの商品開発においては、販売段階まで進めています。

本市において、スポーツによる本格的な地域経済活性化事業は初めてとなりますが、大きな可能性を感じているところです。

Ｎスポーツコミッションの横のつながりを活かしながら、広く地域に還元できる取組になるよう努めてまいります。

（２）国内･国際交流活動の推進について

【回答】

本市では、国内交流事業では姉妹都市の山形県鶴岡市、交流自治体の東京都杉並区、道内外のふるさと会、国際交流事業では、姉妹都市のカナダ国カワーサレイクス市リンゼイ、友好都市のロシア連邦サハリン州ドーリンスク市、台湾との様々な交流を市民・民間団体との連携・協力により推進しています。

令和２年度における主な取組については、国内交流では、鶴岡市への少年少女訪問団の派遣や、杉並区との阿波おどり訪問団の受入と派遣などを、国際交流では、リンゼイへの交換学生の派遣やドーリンスク市への市民訪問団の派遣など、様々な交流事業を予定しているほか、台湾との交流では、中学生の派遣や農業青年の受入と派遣、市内高校生との交流を行う教育旅行の受入など、名寄日台親善協会と連携し取り組ん

でまいります。

また、ふるさと会においては、東京なよろ会が35周年、旭川風連会が50周年のそれぞれ節目を迎えるにあたり、記念事業が予定されています。ふるさと会や名寄サンシャイン会をはじめ関連する市民団体などと連携し、市民主体の交流活動を推進してまいります。

今後の交流事業のあり方については、節目を迎える事業や団体が増えており、それぞれが歩んだ歴史やその意義を十分踏まえながら、行政としての役割をしっかりと果たし、各団体や市民主体の交流を促進するとともに、多様な交流事業を通じて、人材育成や異文化交流による地域の活性化に努めてまいります。

（３）移住･定住の推進について

【回答】

移住促進に向けた情報発信については、官民連携により組織する「名寄市移住促進協議会」にて行っています。

首都圏での移住相談会への出展や移住パンフレットなどを活用し、本市の魅力である都市機能と自然を兼ね備えた道北の中核都市としての住みよさなどのＰＲを行っているほか、協議会のホームページやFacebookなどのＳＮＳを通じて、移住者インタビューの掲載、地域のイベント情報などの発信を行っています。

また、本年度からは広報誌に「名寄にＵターン」と題して、移住関連情報を掲載し、広く市民に対しても周知を図っているほか、Ｎスポーツコミッションからの委託事業として、本市の労働力不足の解消となるような冬季スポーツと農業を掛け合わせた「スポーツ移住」のモデルケース作成を行い、次年度以降、情報発信していく予定です。

今後も、これまでの情報発信に加え、交流・関係人口創出や拡大にもつながるような、より効果的な媒体を活用した取組を進め、情報発信を行ってまいります。

受入体制の整備などの取組については、本年度より、お試し移住住宅利用者や下川町と合同で開催した移住ツアーの際に、地域の方や移住者の方との交流の場を設け、地域を巻き込んだ関係性づくりに取り組んでまいりました。

移住を検討していただくには、情報発信だけではなく、つながり続けることが重要であるため、今後とも市民の皆様と連携した受入体制の構築に取り組んでいき、地域愛の醸成にもつながるよう進めてまいります。

次に、東京圏からのＵＩＪターンの促進及び地方の担い手不足対策に係る支援事業の活用に向けての取組についてですが、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、北海道が示す要件を満たした中小企業などに就業した方または起業支援金の交付決定を受けた方に交付金を支給する事業であり、本市においては、事業推進を図るため、就業及び起業分として各１件ずつ交付金を予算計上し、ホームページや広報誌への掲載のほか、移住ワンストップ窓口でつながった方への情報提供や市民課窓口にチラシを配置するなど事業の周知を図っています。また、移住支援金の対象となる法人の募集の周知については、関係団体を通じて行ってきているところです。

現在までの状況としましては、お問い合わせは１件ありましたが、対象要件を満たさないことから交付決定に至っておりません。また、企業の登録状況としましては現在８社となり、その内、北海道のホームページに掲載されているのは３社となっています。

実績については、北海道内において移住支援金は現在のところ２件という状況であり、事業の推進に向けて企業の登録推進が必要であると認識しています。

また、令和２年度より、対象者及び企業の要件緩和が予定されていることから、今

後とも北海道と情報共有を密にし、引き続き広く周知していくよう努めてまいります。

3　安心して健やかに暮らせるまちづくりについて

（1）子ども・子育て支援の推進について

【回答】

国においては、少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる社会的背景のもと、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

本市においても、平成27年度から5年間の第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業を取り組んできています。

特に、第1期計画においては、すべての幼稚園が子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費による施設運営に移行することで、保育料の統一化が図られ、安定した幼児教育が推進されてきました。

また、新たに幼稚園2園が幼児教育と保育を一体的に実施できる認定こども園に移行したほか、認可外保育所1カ所においても小規模保育事業所として認定こども園などと同様の給付費による運営となり、保育料などの利用者負担の軽減が図られてきています。

子育て支援では、子育て支援センター「ひまわりらんど」の開設をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援活動助成事業などにより、子育ての孤立を防ぎ、子育て支援を充実することで子育てしやすい環境づくりの推進に努めてきています。

また、昨年4月からは、子どもとその家庭を対象に必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点事業を開始しているほか、本年3月からは、子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始するなど、安心して健やかに暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

第2期計画では、第1期計画を継承しつつ、計画を策定するにあたり実施したアンケート結果を参考としながら、子どもの医療費助成拡大や子どもの遊び場の確保など要望の多い施策の検討をはじめ、待機児童を解消し安心して子どもを預けられる環境の整備のために保育所の整備を早期に実施していきたいと考えています。

第1期計画と同様、「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念とし、市民ニーズに応えながら、子ども・子育てに関する支援策の充実を図ってまいります。

（2）地域医療の充実について

【回答】

平成28年度に策定しました新名寄市病院事業改革プランは、毎年度の事業実績に基づき、評価と改定を行いながら着実な推進を図ってまいりました。

名寄市立総合病院の主な評価としましては、地域医療構想での協議を踏まえて、急性期医療を中心とした役割を維持しつつ、圏域内の医療機関との連携を強化してきたことや医業収入の拡大と経費節減に努めたことにより、経常収支の改善を目標より1年早く達成できたことに加えて、経営形態の見直しとして、公営企業法の全部適用に移行したことが挙げられます。

今後に向けては、急性期医療の砦として、しっかりと機能を維持していくために、医師や看護師などのスタッフを充足させて、働き方改革に対応していくことが最も重

要な課題になると考えています。また、圏域内での連携が強く求められていることから、その中心的な役割を担う体制づくりも必要となっています。

名寄東病院については、指定管理者である上川北部医師会により、慢性期医療を中心に着実な運営を行っていますが、診療報酬改定の影響が大きかったことと、計画値よりも入院患者数が減少し病床利用率が62%まで下がるなど、厳しい経営状態が続いていました。しかし、スタッフの努力もあり、本年度下期からは若干の改善が見られ、病床利用率も80%まで回復しています。改革プランの計画値からは乖離した実績となっていますが、本来の目標に近づけるよう努めてまいります。

名寄東病院の今後のあり方については、当面の診療体制は、名寄東病院において適宜ご検討をいただいており、運営の方向性については、地域医療構想の協議状況や本市との協議により、役割を含め改革プランの見直しを行っていくことになると考えています。

施設の整備などについては、現状の運営に必要な設備投資は継続して実施してきています。老朽化への対応については、運営の方向性が定まらなければ計画に至らないことから、現状ではご報告できる段階にありませんのでご理解をお願いいたします。

（3）高齢者福祉の推進について

【回答】

市民の皆様が、高齢になっても可能な限り住み慣れたこの地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいが確保される地域包括ケアシステムの深化・推進していくことが重要です。

そのためには、市民のニーズに応えながら、各種施策の充実・拡充を図るとともに、地域の課題解決に向けて取組を推進してまいります。

具体的には、除雪や屋根雪下ろしに対する助成券の交付については、高齢者の負担軽減と経済支援を図るために実施をしているところですが、今後も、現行制度の効果などを検証し、より使いやすい助成内容となるよう検討してまいります。

平成29年度から開始している「通いの場事業」については、担い手の発掘や実施できる会場の確保などの支援を含めて、生活支援コーディネーターと連携しながら、「通いの場」を増やし、高齢者の交通手段の確保に努めてまいります。

「高齢者の住まい」については、第7期計画の期間中に整備が予定されていました「小規模多機能型居宅介護事業所」や「認知症グループホーム」の新設が予定されています。

今後も、低所得者向けの「生活支援ハウス」の検討など、高齢者が安心して生活ができる環境を整えてまいります。

「切れ目のない医療・介護」については、高齢者一人ひとりにあった医療・介護が受けられるように介護保険事業所などとの連携をより推進し、高齢者の状況に応じたサービスができるよう取り組んでまいります。

最後に、フレイル予防の取組についてですが、町内会や老人クラブなどが自主的に実施している元気会や介護予防教室などへの支援をしてまいります。

また、昨年度、実施しました市民向けの講演会や「楽食健幸講座」などの開催により、フレイル予防に対する市民の関心が高まってきていることから、今後においても、市内関係機関と連携しながら、内容の充実を図るなど取組を継続し、介護予防を推進してまいります。

4　快適で安全安心なまちづくりについて

（１）空き家対策について

【回答】

全国規模で空き家問題が深刻化し、本市においても管理不全の空き家が周辺の生活環境に影響を及ぼしていることなどを背景として、平成28年度に名寄市空家等対策計画を策定しました。

令和２年度までを期間とする本計画に基づき、空き家などの調査、所有者などの当事者意識の醸成、空き家バンクの設立、適切に管理されていない空き家への対応などに取り組んでまいりました。

主な取組としては、空き家データコンテンツをもとに現地調査によるデータベース化や情報発信の手段を増やす空き家バンクの設立のほか、広報誌などを活用した管理不全の空き家の発生予防や適正管理の促進を図るための啓発を進めてきました。

特に、周辺に影響を及ぼす危険性のある空き家の所有者などには文書や電話、訪問により適正管理のお願いとして声掛けを行ってきており、連絡を行ったうち半数以上は所有者などにより建物の除却や、修繕・屋根雪の処理などの適正管理が行われ、危険な状態が回避されており、計画に基づく取組の成果が現れているものと捉えています。

また、所有者などにより例年100件以上の建物の除却が進んでいることなど、管理責任者の当事者意識の広がりも見られており、今後も引き続き、庁内関係部署や関係機関などと連携しながら対応を進めてまいります。

（２）地域公共交通について

【回答】

令和元年５月に策定された名寄市地域公共交通網形成計画における、令和２年度の事業内容については、本年度に引き続き実施するものとして、「名寄大学の新入生向け出前講座の実施」のほか、「老人クラブなどへの出前講座の実施」、「路線バス及びタクシー乗務員確保に向けたＰＲ・募集の取組」、「高齢者向け冊子の配布」を行う予定です。

また、新たに取り組むものとして「（仮称）地域公共交通セミナー」を開催する予定であり、北海道市町村振興協会の「地域づくりセミナー開催支援金」を活用しながら、本市のバス路線における現状の課題や解決策を出し合うほか、市民の公共交通に対する意識醸成を図ろうとしているところです。

今後につきましても、本年度策定した名寄市地域公共交通網形成計画に基づいて、本市を取り巻く人口減少や高齢化社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守るための様々な取組を推進してまいります。

5　地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて

（１）農業振興施策について

【回答】

農業を取り巻く環境は、ＴＰＰをはじめとする貿易交渉を受けて、輸入規制の緩和による影響が危惧されるとともに、農家戸数の減少や労働力不足など国内外に課題を抱えている中、令和２年度の主な農業振興施策としては、「名寄市農業農村振興計画」、また、「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しでも掲げている「持続可能な農業」について取組を進めたいと考えており、ここでは大きく２点についてお答え

します。

まず、1点目は、「哺育・育成センター」への支援です。

これからの農業は、限られた労働力の下で収益を維持・拡大していく必要があり、さらなる作業の効率化や省力化が求められています。

このことから、令和2年度においては、ＪＡ道北なよろが事業主体となり進める哺育・育成センターの設置をしっかりと支援し、令和3年4月の供用開始を目指します。

本事業は、哺育・育成作業の専門化を図ることにより、優良後継牛の確保と搾乳頭数の増頭が可能となり、軽減された労働力を搾乳牛の飼養管理と受胎率向上に向けることで生乳生産量の拡大や牛群改良につながるほか、労力の軽減に伴う就農年齢の延長は高齢化への対策として、さらには、酪農部門での人材育成への貢献も期待されるなど、今後の酪農業の持続に必要な地域システムとしての機能を果たすものです。

もう1点は、「人・農地プランの見直し」です。

地域農業は、担い手となる農業者の規模拡大により農地の集積が図られ生産と農地の維持がなされていますが、個別農家の規模拡大にも限界があることから、将来にわたり地域農業を持続するためには、今後想定される地域の課題や、農業のあるべき姿を生産者とともに話し合い、共有する必要があると考えています。

令和2年度には、平成29年に公表した「人・農地プラン」が3年を経過し見直しの時期を迎えていることから、より一層実効性あるプランとなるよう、地域の課題や将来のあるべき姿についても話し合う機会として位置付け、取り組んでまいります。

なお、今回の見直しにあったては、農地の管理や流動化に深くかかわっている農業委員会にもご協力をいただくこととなっています。

このほかにも、これからの地域農業を支える担い手の育成・確保に向けては、引き続きＪＡ道北なよろと協調して取組を進めるほか、国が進めるスマート農業については、ＩＣＴなど新たな技術の活用に向けて、農業振興センターが核となり進めていくなど、名寄市農業農村振興計画及び名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進に取り組み、持続可能な農業を目指してまいります。

（2）中心市街地の活性化への取り組みについて

【回答】

本市では、ＪＲ名寄駅を起点として商業などの活性化と事業活動を促進するため、名寄市都市計画用途地域として商業地域を定め中心市街地として位置付けています。

これまでの中心市街地活性化の取組については、平成12年に「中心市街地活性化基本計画」を市が策定するとともに、商工会議所など、民間では「中小小売商業高度化事業構想（ＴＭＯ構想）」を策定するなど、行政と経済界が連携しながら中心市街地の活性化に取り組んできました。

その後、「名寄市都市再整備計画」に基づきコンパクトなまちづくりを進めるにあたり、社会資本整備総合交付金を活用し、駅前交流プラザ「よろーな」など、ＪＲ名寄駅から浅江島地区までの施設整備を行いました。

本市経済の活性化のためには、中心市街地の果たす役割は大きく、現在、名寄市中小企業振興条例に基づいて、商業地域内での店舗または事務所の新築や増改築、設備投資に係る事業費の一部を補助する「中心市街地近代化事業」や「創業支援事業」といったハード的な支援のほか、商業地域内の空き地・空き店舗を活用して商業などを営む場合の家賃または賃借料を補助するといったソフト的な支援など、中心市街地の活性化に寄与する取組を進めているところです。

このほど策定した「名寄市立地適正化計画」では、コンパクトなまちづくりを目指

して定めた「都市機能誘導区域」に中心市街地が含まれており、その誘導施策として、誘導方針「拠点での新たなビジネス展開を推進」の一つに、「空き家・空き店舗・空き地の斡旋や有効活用に対する補助」を掲げています。

今後は、令和２年度中に策定予定の「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」において、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを検討するとともに、中小企業振興条例に基づく支援制度についても、時代のニーズに合った見直しについて検討することとしており、今後も引き続き、地域経済活性化に資する拠点として、中心市街地活性化に向けた取組を進めてまいります。

（３）観光振興と経済活性化について

【回答】

本市の観光振興は、名寄市総合計画（第２次）における重点プロジェクト「経済元気化プロジェクト」及び基本目標Ⅳ「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり」を推進する主要施策の一つとして位置付け、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、平成28年度に見直した名寄市観光振興計画に基づき、各種事業を実施しています。

近年においては旅行形態の多様化もあり、団体旅行から個人の趣向に合わせた個人旅行が増える傾向にあることや、外国人観光客が急速に伸びているといった動向を踏まえ、同計画では令和３年度の目標値として、観光入込客数を61万6,200人、外国人宿泊延数を1,635泊として、取組を進めているところです。

実績としては、観光入込客数が、平成28年度に前年度比11,000人増の48万5,000人となったものの、その後減少傾向を示し、平成30年度は42万7,900人となりました。一方、外国人宿泊延数は、平成28年度で417泊、平成29年度で1,094泊、平成30年度で1,985泊と着実に伸びています。

本市では、夏のひまわり観光や冬季スポーツなど、地域特性を活かした魅力ある観光地づくりに取り組んでいる一方で、単一市町村の取組では、通過型の観光となるなど限界があり、圏域の様々なコンテンツを組み合わせ周遊させることにより、宿泊などによる経済効果が生まれることなどから、広域連携による観光を推進しています。

現在は、ＮＰＯ法人なよろ観光まちづくり協会が中心となり、広域観光組織である道北観光連盟、天塩川シーニックバイウェイにおいて、自転車、カヌー、フットパスやＪＲ、バスなどの公共交通機関を移動手段としながら、自然風景や歴史文化に触れ、ご当地の食を味わい、そしてアクティビティを楽しむ旅として「きた北海道エコ・モビリティ」事業を進めています。

また、平成28年度に観光庁の認定を受けた広域観光周遊ルート「日本のてっぺん。きた北海道ルート。」では、札幌から稚内までを結ぶインバウンドに向けた５カ年事業として開始され、令和２年度も引き続き、旭川市や士別市と連携した取組によりさらなる外国人の誘客に努めてまいります。

さらに、昨年11月に旭川空港国際線ターミナルが完成したことに加え、令和２年度から道内７空港の一括民営化が順次実施されるなど、今後、道北地方を訪れる観光客が増えることが見込まれます。運営会社である北海道エアポートでは、来道客が７空港のどこから出入りをしても同一の往復運賃が適用される「オープンジョー」と呼ばれる仕組みを取り入れることが検討されており、とりわけ外国人観光客の増加が期待されることから、これを好機と捉え近隣市町村と連携し、観光ＰＲや受入体制の整備に努めてまいります。

現行の観光振興計画は、令和３年度が計画期間の最終年度であることから、最終年

度の計画改定作業を見据えながら、引き続き、観光の振興に努めてまいります。

6　生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて

（1）名寄市立大学の将来展望について

【回答】

最初に、今後の学生確保についてお答えします。

先月実施した一般入試前期日程の志願倍率は3.8倍となり、昨年の3.0倍を上回りました。これは、これまで積み重ねてきた学生確保対策の成果であると考えています。少子化の進行や旭川大学の公立化が明らかになるなど名寄市立大学を取り巻く環境の厳しさは増していますが、新たな取組となる入試会場の増設やこれまで取り組んできた高校訪問、受験生・保護者向けの進学相談会、オープンキャンパスの実施などそれぞれ対象に応じた取組を深化させ、名寄市立大学の魅力を伝えることを継続して行ってまいります。

次に、機能充実についてお答えします。

名寄市立大学の地域貢献を具体的に進める機関として設置したコミュニティケア教育研究センターは、公開講座やセミナーの開催を通じた地域への教育研究成果の還元、連携協定などを通じた自治体との共同研究、学生のボランティア活動の支援や交流事業を通じた地域交流など、地域と大学の架け橋となって活動しており、その活動領域は年々拡大しています。

令和2年度に策定する名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）中期実施計画において、関係する機関と密に連携する機能の充実を図り、これまでに締結した各連携協定に基づく事業の発展的継続と本年締結した名寄市立総合病院との協定に基づく、具体的な取組の実効化を図るなど、地域との連携・協働の推進により、さらに地域社会に貢献してまいります。

次に、人材育成についてお答えします。

名寄市立大学は、これまでも道内外各地から学生を受け入れ、様々な地域に卒業生を輩出してまいりました。今後も修学時において学生それぞれが望む資格・免許を取得するための支援をしっかりと行い、輩出した地域、職場において高度な専門職として活躍し、社会に貢献できる職業人の育成に努めてまいります。

次に、4月着任予定の野村新学長に期待することについてお答えします。

野村新学長は、昨年11月に名寄市立大学で行われた講演会で、今後の大学運営について、教育の質向上、地域貢献・連携のさらなる強化、大学院の設置という3項目を方針として述べられたと聞いています。この3項目は、いずれも名寄市立大学の将来構想に盛り込まれているものです。

野村新学長には、この3項目を含め、将来構想を着実に推進いただき、名寄市立大学を取り巻く環境が年々厳しくなっていく中、今後も埋没することなく、存在意義を示しつづけるために尽力していただけるものと期待しています。

（2）冬季スポーツ拠点化事業について

【回答】

冬季スポーツ拠点化事業は、平成28年から平成30年の3カ年で地方創生推進交付金を活用し、「冬季スポーツのアスリートが集まる街」、「スポーツに慣れ親しんだ、健康な市民が暮らす街」、この2つのビジョンを掲げて、事業に取り組んでまいりました。

また、本年度からは名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の中で「経済元気化プ

ロジェクト」、「安心子育てプロジェクト」とともに重点プロジェクトとして位置付けられ、本市が目指す将来像の実現を目指し、各種事業と連携しながら取り組んでいます。

昨年３月には拠点化事業の推進役となる官民一体となった組織「Ｎスポーツコミッション」を設立しました。

コミッションでは「身体的、精神的、社会的に良好な市民が暮らす街」、「街の資源を利活用し、産業・経済が循環する街」、「新たな価値や良い人材を生み出し、日本・世界に提供していく街」をビジョンに掲げ、スポーツを通じて実現していきます。

現在、人材育成事業、市民の健康づくり事業、地域経済の活性化事業の３本柱を中心に事業を展開しているところです。

今後も、地域のつながり、人のつながりといったコミッションの強みを活かしながら、スポーツによる地域振興に取り組んでいきたいと考えています。

７　教育行政について

（１）第３次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みについて

【回答】

第２次名寄市教育改善プロジェクトでの成果と第３次名寄市教育改善プロジェクトでの主な取組についてお答えします。

第２次名寄市教育改善プロジェクトの成果などについては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育むため、平成24年度に名寄市教育研究所内に名寄市教育改善プロジェクト委員会を設置し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指した取組を進めてまいりました。

平成29年度には５年間の成果と課題を踏まえ、第２次名寄市教育改善プロジェクト委員会を立ち上げ、教育経営の充実に関する研究グループ、教育研究（研修）の充実に関する研究グループ、教育指導の充実に関する研究グループの３つの研究グループを編成し、今日的な教育課題に対応した取組を進めてまいりました。

第２次名寄市教育改善プロジェクト委員会における成果などについて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成という３つの側面からお答えします。

まず１つ目に、確かな学力の育成にかかわる成果などについてお答えします。

第２次名寄市教育改善プロジェクト委員会では、全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善に努め、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動を重視するとともに、ＩＣＴ機器の効果的な活用、生徒指導の機能を生かした学習指導の充実を図ってまいりました。平成30年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校で国語Ｂ、算数Ａ、算数Ｂ、中学校では全ての科目で全国平均を上回る結果となりました。

一方で、本市の児童生徒は、資料や情報に基づいて自分の考えなどを明確に記述したり、筋道を立てて考え、数学的に表現することなど、思考力・判断力・表現力などといった記述式問題を中心に課題が見られます。また、全国と比較して家庭学習の時間が短いという課題も見られます。

２つ目に、豊かな心の育成にかかわる成果などについてお答えします。

第２次名寄市教育改善プロジェクト委員会では、平成26年度に地域の先人や文化などを教材として作成しました、読み物資料「名寄岩」を活用した実践を重ねるとともに、木原天文台を建設した故木原秀雄氏を題材とした道徳科の読み物資料を新たに作成し、道徳の時間について指導の改善に努めてまいりました。また、平成30年度から小学校において特別の教科となった道徳科の評価のあり方について研修を行い、教職

員の資質の向上を図ってまいりました。今後は、道徳科の指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習などを適切に取り入れるなど、より一層の指導方法の工夫が必要と考えています。

3つ目に、健やかな体の育成にかかわる成果などについてお答えします。

第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた実技講習会を実施したり、体育の授業の工夫改善を図るなど、体力向上の取組を充実させてまいりました。とりわけ、本市の課題となっている「走力」については、第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組とスポーツ・合宿推進課の学校連携事業「体力向上プログラム」の取組を連動させながら向上を目指して取組を進めてまいりました。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、本年度は、体力合計点で、小学生・中学生の男女とも全国平均を上回りました。また、全国と比べて課題が見られた種目は、中学生男子の1種目のみとなっています。

次に、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会で予定している主要な取組についてお答えします。

はじめに、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会を立ち上げた経緯についてお答えします。

教育改善プロジェクト委員会の取組は、これまでも道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」と連動させながら進めてまいりました。とりわけ本年度は、名寄小学校・名寄南小学校・名寄東小学校・名寄西小学校・風連中央小学校の5つの小学校及び名寄中学校・名寄東中学校の2つの中学校の7校が、「学校力向上に関する総合実践事業」における「学校指定」という形で指定を受け、基礎学力を保障する取組や本事業のアドバイザーによる教育講演会の実施などに取り組んでまいりました。

しかしながら、これまで取り組んできた「学校力向上に関する総合実践事業」について道教委が事業内容を改善し、令和2年度から市内すべての小中学校を対象として新たにスタートすることとなりました。具体的には、「地域指定」というシステムが導入され、中学校区を基本として、小・中学校4校程度を単位としたグループを組み、連携協力しながら学校力を高めていくこととなります。

このように、「学校力向上に関する総合実践事業」の内容が、令和2年度から大きく変わることを受け、本事業と連動して取組を進めてまいりました第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会も、3年間の成果と課題を踏まえ、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会として、新たなスタートを切ることといたしました。

次に、第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会で予定している主な取組についてお答えします。

第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会におきましても、これまでと同様に、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指し、教育経営、教育研究、教育指導の3つの領域構成で取組を進める予定でいます。

具体的には、「学校力向上に関する総合実践事業」と連動させた市内全校が連携協力しながら学校力を高めるシステムの構築を目指した取組を進めます。また、学力・体力の向上や外国語教育の早期化・教科化、ＩＣＴの活用、プログラミング教育などの新たな今日的な課題に対応できる力量を高める研修、ミドルリーダーのマネジメント力を高める研修会などを通じて、教職員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を高める取組などを推進する予定でいます。

（２）地域とともにある学校づくりの更なる充実について

【回答】

今後のコミュニティ・スクールの充実に向けた取組についてお答えします。

学校が、子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、地域社会との連携を深め、子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが大切です。

その際、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要と考えています。

しかし、少子高齢化や核家族化など、子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、本来であれば保護者や地域住民を含む社会全体で取り組むべきことについても、学校に期待されています。

そのため、学校だけで子どもたちの抱える多様な問題に対処するのは難しくなってきています。

子どもたちが抱える課題を地域ぐるみで解決し、質の高い、より良い教育を提供していくためには、学校、家庭、地域社会が、それぞれの立場から「子どもたちの将来のために」という共通の目的のために協力し合うことが大切です。

こうした状況の中、平成 27 年 12 月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」がとりまとめられました。

この答申では、今後の地域における学校との協働体制のあり方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進することや、コミュニティ・スクールの一層の推進を図ることなどが提言されています。

また、平成 29 年 3 月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

これらの動向を踏まえ、本市では、平成 29 年度に智恵文小学校・智恵文中学校に学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールとしたのを皮切りに、名寄東小学校、中名寄小学校、名寄西小学校には、それぞれ単独で学校運営協議会を設置するとともに、名寄小学校と名寄東中学校、名寄南小学校と名寄中学校、風連中央小学校と風連中学校においては、小中合同の学校運営協議会を設置し、昨年 6 月をもって市内すべての学校をコミュニティ・スクールとし、「地域とともにある学校づくり」を推進しているところです。

学校運営協議会の主な役割には 4 つの視点があります。

1 点目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、2 点目は、学校運営に関する意見を述べることができる、3 点目は、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる、4 点目は、学校運営に必要な支援などについて協議する、の 4 つです。今後は、とりわけ 4 点目の学校運営に必要な支援について充実させていきたいと考えています。

このため、国では学校運営に必要な支援の充実を目指し、令和 4 年度までに、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を推進することや、地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」を設置するという目標を掲げています。

このようなことから、教育委員会としては、各学校のコミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し高め合う存在として、両輪となって「地域とともにある学校づくり」のさらなる充実を図ることができるような体制づくりと、活動の充実を目指していきたいと考えています。

（３）小中一貫教育の今後の推進について

【回答】

今後の市内小中学校における小中一貫教育の実施の方向性についてお答えします。

はじめに、小中一貫教育が求められるようになった背景や理由についてお答えします。

平成17年に、中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する」という答申において、学校の教育力と教師の力量を強化し、それを通じて子どもたちの人間力の豊かな育成を図るなど、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示しました。これを受け、平成18年に教育基本法が改正され、第５条第２項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く平成19年の学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）されました。

その後、平成20年告示の学習指導要領において、小学校学習指導要領の巻末に参考として中学校学習指導要領の全文が掲載され、中学校学習指導要領の巻末にも参考として小学校学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。

一方、子どもたちは小学校１年生から中学校３年生までの義務教育９年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していきますが、例えば、小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか、中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか、といった問いに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対応を模索することが、法令上の要請と相まって重要性を増してきました。

このような状況の中で、小学校と中学校がともに義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育９年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が重視されてきたという側面があります。

本市では智恵文地区において、平成27年度から小・中学校の校長、教頭、教務主任、研修主任で構成される小中一貫教育推進委員会を組織し、平成30年度から、智恵文小学校と智恵文中学校において小中一貫教育を実施しています。

また、風連地区においては、風連地区小中学校連携教育推進委員会で取組を進めてきた、９年間を見据えた教育課程や学習規律、出前授業の体制などが整いつつあることから、令和２年度から風連中央小学校と風連中学校において小中一貫教育を実施してまいります。

今後の市内での小中学校の実施については、本市のそれぞれの学校や地域の実情や要望などを踏まえた上で、当面、小中一貫教育を推進する智恵文と風連の両地区の取組の成果を、他の学校に環流していただき、名寄中学校区や名寄東中学校区における小中連携の取組などの充実に生かしてまいりたいと考えています。

また、将来的には、少子化に伴う児童生徒数の推移や小中学校の適正配置などの状況を踏まえながら、市内の小中一貫教育のあり方について検討してまいります。

（４）市内高等学校の今後のあり方について

【回答】

現状の市内の高等学校については、少子化などの影響により、中卒者数は減少傾向にあり定員割れが続いていることから、令和２年度には、名寄高等学校は４間口から３間口に、名寄産業高等学校では、学科の転換により酪農科学科と機械・建築システム科、生活文化科の３科に学科が再編され、２校合わせて２間口の減少となっています。

このような中、今後もこの地域の産業を支えるための人材育成や、生徒の進路希望に沿った学習ができる環境を維持、充実させる必要があることから、本市として、平成30年３月に道教委に対し、市内２つの高校の持つ資源や力を十分に発揮し、間口を維持し続けるため、令和５年度を目途に、名寄高等学校と名寄産業高等学校の再編統合に向けた検討をするよう要望してきました。

今後はこの要望の実現に向け、道教委の「これからの高校づくりに関する指針」を参酌し、名寄市内高等学校在り方検討会議の中で、生徒の進路希望などを調査・分析しながら、単位制の導入や特進コースの新設など、市内はもとより、市外からも入学希望が多くなるような高等学校のあるべき姿、いわゆる魅力ある学校のあり方について検討し、意見を集約しながら、本市としての方向性をまとめ、道教委への要望事項としてまいります。

高野　美枝子　議員

１　令和２年度市政執行方針と予算編成について

（１）総合計画（第２次）中期基本計画を着実に推進するための考え方について

【回答】

昨年からスタートしました名寄市総合計画（第２次）中期基本計画の着実な推進については、基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の３つを基本に、主要施策ごとに掲げた成果指標（ＫＰＩ）の達成に向けた取組を進めるとともに、行政評価などを活用し、ＰＤＣＡサイクルの中で、より効果的な手法を研究してまいります。

（２）重点プロジェクトや総合戦略を中心とした施策や事業の展開について

【回答】

名寄市総合計画（第２次）中期基本計画における重点プロジェクトに関して令和２年度に実施を予定している事業としましては、「経済元気化プロジェクト」で18事業、「安心子育てプロジェクト」で30事業、「冬季スポーツ拠点化事業」で８事業について、それぞれ個別事業を展開する予定となっています。

また、総合戦略に関する事業ですが、国の「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が昨年12月に閣議決定され、新たに未来技術の活用や関係人口の創出などの視点が加えられたことから、これらの視点を踏まえた「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂作業中であり、本年４月に改訂後の総合戦略をお示しする予定です。

国の閣議決定が12月と遅い時期であったことから、令和２年度予算案においては従来の総合戦略に沿った事業展開としていますが、令和２年度実施事業にあたっては、

新たな視点を加えた事業展開が可能かについても検討してまいります。
今後も総合計画、総合戦略の推進にあたり、それぞれの理念に沿った成果指標（ＫＰＩ）の実現と市民の皆様の幸福実現のため、着実に事業を展開するとともに、時代に即した新たな手法の導入についても検討してまいります。

（３）当面する名寄市の課題について

【回答】

株式会社名寄振興公社に関しては、市内唯一の温浴施設をはじめ冬季スポーツ拠点化の核となる施設の維持・継続を図るため職員派遣や財政的支援を行う一方で、昨年11月に設置した「株式会社名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会」の外部委員である公認会計士及び顧問弁護士の助言をいただきながら、原因究明と責任追及に努めているところであり、今後とも、適時に議会へ報告するとともに、様々な機会を通じて、市民の皆様へも説明してまいります。
次に、名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員業務に関する本市の指導及び対応については、随時、議員協議会などでご説明させていただいたとおり、昨年11月８日を初回とし、以降、北海道の技術的助言を受けながら監査を続け、３月12日に名寄社協指定居宅介護支援事業所に対する監査結果を通知しました。
今後におきましても、指定居宅サービス事業者などに対して「集団指導」や「実地指導」などを実施し、介護給付費など対象サービスの質の確保と向上や、保険給付の適正化を図り、市民の皆様が安心して適切な介護サービスを受けることができるよう取り組むとともに、市民から信頼される市政運営を進めてまいります。
王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、報道発表以来、３回にわたる本社訪問や、市民をはじめ圏域住民や企業などの協力をいただき、署名活動を行ってまいりました。
２万７千筆を超える署名を携え、撤退の撤回を訴えてまいりましたが、難しいとの回答をいただいたところです。
緊急対策本部を設置し対応しており、撤退の撤回を求める方針に変更はありませんが、併せて次の方策も検討していかなければなりません。
現在、王子マテリア本社や名寄工場とも情報交換を行っており、影響を最小限にとどめるための方策を検討しているところです。
今後も、関係機関、団体と研究、検討を進めるとともに、進捗状況についても報告をさせていただきながら取り組んでまいります。
最後に新型コロナウイルス感染症については、北海道内での感染者が増加している中で、上川管内での感染者が確認された２月25日には、名寄市感染症危機管理対策本部を設置し感染予防の対策に取り組んでいます。
具体的には、市民への感染拡大を防ぐため、手洗いや咳エチケットなどの励行を周知するとともに、本市及び教育委員会が主催・共催及び実行委員会の事務局を担うイベントや会議などの中止または延期するという対応方針を作成し感染の予防対策に取り組んでいます。
また、国や北海道の要請を受けながら、小中学校や幼児教育・保育施設をはじめ各施設において、感染予防に必要な対策を取り組んでいます。
今後におきましても、対策本部会議において、市民の健康を守ることを最優先とし、感染予防対策や感染者の発生時の対応などを協議しながら取り組んでまいります。
いずれの課題も、本市における喫緊の課題と認識しており、それぞれの対策や検討結果については、できるかぎり速やかに各議員や市民の皆様にお伝えし、不安の払拭

に努めてまいります。

（４）予算編成と財政展望について

【回答】

令和２年度の一般会計予算案は前年度比1.1%増の209億264万４千円となりました。また、国民健康保険特別会計など５つの特別会計予算は86億3,440万９千円、下水道事業特別会計と個別排水処理施設整備事業特別会計が企業会計化されたことから、３つの企業会計予算は159億2,525万５千円、全会計の総額では前年度比4.0%増の454億6,230万８千円となりました。

一般会計は、継続事業である風連中央小学校の改築や北斗・新北斗団地の建設が終了したものの、子ども・子育て支援に係る民生費の増加や哺育・育成センター整備への支援に対する農林業費の増加により４年ぶりの増額となりました。

予算編成では、国道支出金はもちろんのこと、様々な特定財源の活用を見込み、一般財源を圧縮するよう予算編成を行っていますが、財政調整基金をはじめ、減債基金、公共施設整備基金など基金の繰入にて収支の調整を図っているところです。

今後の財政展望については、人口減少に伴う市税収入の落ち込みや地方交付税の減少、社会保障施策に要する経費の増加、公共施設・公共インフラの老朽化への対応、さらには、昨年発表のあった王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約の問題、また、大規模な普通建設事業の実施による公債費の増加やここ２年の決算状況における基金への依存などからも将来を見据えた本市の財政運営には多くの課題が山積しており、決して楽観視できる状況ではありません。

そのため、事業の選択と集中の徹底や持続可能で健全な財政運営の維持に努め、令和２年度の予算編成においても、このことを基本的な考え方とし、予算を編成したところです。

厳しさを増している財政状況である中においても、明るく元気なまちづくりのため、これからも財政規律を遵守し、将来世代に過度の負担を残さぬよう、健全な財政運営に努めてまいります。

（５）道北地域の中核都市としての責任と役割について

【回答】

平成23年３月28日に本市と士別市は、圏域における中心的な役割を担う意思を表明する複眼型としての中心市宣言を行い、圏域11町村とそれぞれとの間で、２対１の協定を締結しました。いわゆる「北・北海道中央圏域定住自立圏」のスタートとなりました。

平成24年度から平成28年度までの共生ビジョンでは、圏域で連携することができる事業について具体的に示し、取組を進めてきました。その共生ビジョンの期間が終了したことから、さらに連携した取組を深化させるべく、成果指標（ＫＰＩ）などを盛り込んだ新たな共生ビジョンを平成29年度に策定し今日に至っています。

共生ビジョンでは、大きく３つの政策分野に別れており、１つ目が「生活機能の強化にかかる政策分野」となっています。医療、福祉、教育、産業振興、その他で構成され、医療の確保など必要な連携項目を洗い出し、協定を結び事業を実施してきています。

国内では既に人口減少、少子高齢化社会へ突入しており、道北圏域ではその速度を上回るスピードで進んでいますが、地域住民の多岐にわたる生活基盤を安定的に維持

していくため、相互に役割分担し、連携、協力していくことが重要となっています。
医療環境や大学など、本市には圏域を支える都市機能が一定程度集約されており、圏域の協力をいただきながら、維持していかなければならないと考えています。

2 保健医療福祉行政について

（1）介護職員の確保について

【回答】

介護人材の安定的な確保を図るため、平成28年度から3年間の時限的な制度として「介護人材確保緊急対策事業」による助成等事業を実施しています。

3年間の実績では、介護職員初任者研修受講費の助成が22件、就職支度金の助成には18件の申請があり、新たな人材確保につながっています。

本年度からは、新たに「介護福祉士実務者研修受講費用の助成」を追加し、スキルアップや離職防止のために制度の拡充を図っています。

人材発掘のためのイベントとしては、「名寄市介護サービス事業者連絡協議会」が中心となり、介護職を目指そうとする方だけでなく、介護に興味のある市民も対象に呼びかけを行った「介護のおしごと説明会」を実施しています。

また、介護サービスの質の向上や離職防止などを目的に、「介護事業者向け研修会」を開催し、事業所間の情報共有を図りながら、全市的な人材確保や離職防止などの課題解決に向け、連携して取り組んでいくための体制ができています。

介護人材確保に関する事業の効果を検証するため、平成29年度から毎年実施している市内介護保険事業所へのアンケート調査の結果では、各年度を比較してみると、就職される方と退職される方の差し引きではプラスとなっており、事業の効果は現れていますが、介護人材不足の解消までは至っておりません。

今後の課題としましては、介護人材の不足から、定年後も働き続けていただいていることから、介護職員の高齢化が進んでいる状況にあり、新規就労者の確保と若手職員の離職防止が必要であり、課題解消に向けて助成事業を実施していくとともに、介護人材の確保に向けて、さらなる検討を進めながら対応をしてまいります。

（2）子育て支援の推進について

【回答】

第2期子ども・子育て支援事業計画については、パブリック・コメントによる市民からの意見を募集した結果、1件の意見をいただきましたが、要望として受け止め、子ども・子育て支援会議において素案どおり第2次計画を決定する予定です。

本計画では、子どもの権利条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指し、次世代を担う子どもたちが、この恵まれた自然環境のもとで、健やかに成長していくことを願い、1つ目「子育てと就労が両立できるまち」、2つ目「子育て家庭が支えられるまち」、3つ目「生きる力がはぐくまれるまち」、4つ目「みんなで子どもを育てるまち」、5つ目「子どもがのびのび育つまち」、6つ目「子どもの権利が尊重されるまち」として、第1期計画に引き続き6つの基本目標を掲げ施策を推進していくこととしています。

第1期計画では、子育て支援センターの開設をはじめ、認定こども園の整備支援、ファミリー・サポート・センター事業や子ども家庭総合支援拠点事業などの子育て支援施策の実施により、子育てに関する相談の充実や、育児の孤立化や不安を抱えた母親やストレスを感じたり養育に悩んでいる方が気軽に相談できる体制の整備を図り、

子育て支援を充実させてきています。

第２期計画では、本年３月から子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら、必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

また、計画を策定するにあたり実施したアンケート結果を参考としながら、子どもの医療費助成拡大や子どもの遊び場の確保などの要望の多い施策の検討をはじめ、待機児童を解消し安心して子どもを預けられる環境の整備のために保育所の整備を早期に実施してまいります。

（３）高齢者施策の推進について

【回答】

名寄市総合計画（第２次）では、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本目標に掲げ、様々な施策に取り組んでいます。特に、地域包括ケアシステムの深化・推進は重要であり、高齢者や地域の状況に応じた高齢者への支援や、介護予防などの取組により、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指し様々な施策に取り組んでまいります。

名寄市立大学や名寄市立総合病院との連携による取組としては、これまで、地域包括・地域共生をテーマにした基調講演やパネルディスカッション、「人生100年時代へのはじめの一歩」をテーマとした講演会などを行い、市民の健康づくりや介護予防に対する意識が高まってきています。

フレイル予防の取組としては、「楽食健幸講座」を実施し、参加者から好評を得ているところです。

ＩＣＴによる医療・介護の連携の構築については、名寄市立総合病院が中心となり稼働しています医療連携システムの「ポラリスネットワーク」の医療データを利用しながらシステムの構築を考えています。

今後におきましても、住み慣れたこの地域で末永く健康で暮らし続けられるために、名寄市立大学や名寄市立総合病院と連携しながら各種事業を取り組んでまいります。

（４）地域医療の充実について

【回答】

上川北部二次医療圏における地域医療構想調整会議の中では、現状の受療動向や将来の人口推計に基づき、それぞれの医療機関や自治体が構想の実現に向けた取組の方向性を示した「地域医療構想推進シート」がまとめられていますが、もともと医療資源の減少が続く中で、現存の医療機関における大きな役割の転換は一部に留まっています。

昨年９月に公表された「再編統合について特に議論が必要」とされた医療機関においても、地域の実情から自立した経営を継続せざるを得ない状況にあるとみており、まずは役割分担を補完しあうための連携の強化が優先課題と考えています。

医療圏の中では、医療従事者が不足し、厳しい運営を強いられている医療機関も多くあり、人材紹介機関を活用するなどして対応しているのが現状です。特に医師や薬剤師・看護師の不足は、受療機会の制限や医療の質の低下にもつながるため大きな課題となっています。

医師を含む働き方改革に対応していくためには、公的な人材派遣のシステムづくりが必要との意見もあります。

名寄東病院の今後のあり方については、当面の診療体制については、名寄東病院において適宜ご検討をいただいており、運営の方向性については、地域医療構想の協議状況や本市との協議により、役割を含め新名寄市病院事業改革プランの見直しを行っていくことになると考えています。

施設の整備などについては、現状の運営に必要な設備投資は継続して実施してきています。老朽化への対応については、運営の方向性が定まらなければ計画に至らないことから、現状ではご報告できる段階にありませんのでご理解をお願いいたします。

3 経済建設行政について

（1）災害対策について

【回答】

近年では、異常気象による大雨や暴風などが多く発生しており、河川の氾濫や土砂崩れ、倒木などによる水害や大規模な停電など、想像を超えるような被害が発生してきています。

昨年の台風第15号では、関東地方南部を中心に猛烈な風と雨になり、記録的な暴風による倒木や土砂崩れなどによる被害が発生しました。

また、台風第19号でも、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測したほか、関東甲信地方や東北地方などを中心に、広い範囲で記録的な大雨となり、全国140カ所で河川堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生しました。

幸い本市では、大きな被害は発生しませんでしたが、このような異常気象の中では、本市も例外なく、いつ災害が起きてもおかしくない状況と捉えています。

本市の災害対策としましては、防災訓練や防災セミナー、出前講座などを実施する中から、災害に対する心構えや避難行動の重要性など、自助の力を高めていただくことと、自主防災組織の必要性を認識していただくなど、共助力の向上に向けて、取組を進めているところです。

また、災害への備えといった観点からは、大橋の道路センターや、風連地区の除雪センターなど市内5カ所に製作した小型土嚢を約8,000袋保管しており、家屋への浸水の恐れがある場合などに、速やかに対応できる状況を整えています。また、重機による設置となりますが、河川の越水防止や決壊箇所の応急補修のための大型土嚢も保管しています。

次に、本市が管理している普通河川においては、雑木や土砂堆積の多い箇所から優先的に対応しており、昨年度は福徳川、砺波川、日彰川の3河川において土砂の床さらいを約1キロメートル実施し、本年度においても平和川において、約0.6キロメートルの土砂の床さらいと雑木処理を実施してまいりました。

国の管理する河川については、名寄川、タヨロマ川、天塩川、風連別川の4河川において、約10キロメートルの雑木処理を実施中であると伺っています。また、名寄川沿いの築堤約6キロメートルに舗装工事を実施し、堤防の保護を行っていただいています。

また、北海道の管理する河川については、智恵文川、豊栄川、イオナイ川の3河川、約4キロメートルの雑木処理を実施するとともに、智恵文川と豊栄川の2河川においては、約1キロメートルの土砂の床さらいも実施中であると伺っています。

このように河川の雑木処理や土砂の床さらいなど、災害対策の備えを行うとともに、できるだけ未然防止策を講じることは重要ですが、現場の日常の目視・見回りなどでも確認できない脆弱化の把握が難しいなど、すべての災害を未然に防止することは難しいと考えます。

大雨の後には、現場見回りや地域からの情報提供をいただくなど、維持補修を心掛けながら、被害ある場合には速やかに復旧することとしていますのでご理解願います。

今後も住民の皆様に対して、自助・共助力を高められるような取組を進めるとともに、あらゆる災害にも対応できるような公助の力も向上させながら、危機感を持って防災・減災の取組を進めてまいります。

（２）まちの賑わいと公共施設のあり方について

【回答】

まちの賑わいについては、特に近年、人口減少や少子・高齢化、郊外地区への商業施設の立地などから、ヒトの流れが大きく変わり、中心市街地と言われてきた駅前周辺地区の活気や賑わいが薄れているとのご意見もございます。

この間、本市では、平成30年度から2カ年をかけまして、名寄市都市計画マスタープラン及び名寄市立地適正化計画の策定を行いました。先の第4回定例会にて、本市における今後20年間のまちづくりの方向性についてご理解いただき、議員皆様に議決いただいたところです。

名寄市立地適正化計画の中では、人口減少が進む中で、厳しい財政状況のもと、持続可能な都市経営を可能にするため、その都市機能や居住機能を高めるとともに、公共施設等総合管理計画などとも連携を図りながら、公共施設の再配置や複合化などに取り組むこととしており、公的な財産を有効活用しコンパクトなまちなか形成を進めるとしています。

賑わいづくりについては、駅前周辺から名寄市立総合病院までの軸は重要幹線と位置付け、今後、計画期間である20年間の中で、ヒトの流れを緩やかに都市機能誘導区域や居住誘導区域へ誘導するため、モニタリング計画に基づき、誘導施策や目標値を設定したことで、これの実現のため、コンパクトなまちづくり、まちなか拠点形成への施策について展開していく予定です。

公共施設の再配置についても、空き地・空き家の有効活用、老朽化した公共施設を効果的で効率よく複合化、公共施設再編による賑わいの拠点形成、民間活力を活かしながら、公共施設とも連動した市民の第3の居場所づくり、サードプレイスの確保により、人の流れを誘導しうるソフト面での施策検討など、ハード・ソフト両面から官民連携を図りながら、まちなかの賑わいや活気について、市民を巻き込んだ議論や検討が必要と考えているところです。

今後につきましても、より本計画に具体性を持たせ、公共施設とも連動した、持続可能で人の活気に溢れる施策の実現に鋭意取組を進めてまいります。

（３）自然を活かした観光について

【回答】

本市では、名寄市総合計画の観光分野における具体的なアクションプランとして、名寄市観光振興計画を策定し、その目的として「魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となり交流人口の拡大の視点に立ったまちづくりを行う」としており、「施設」「景観」「味覚」「催し物」などの既存資源を、四季に分けて整理し、その価値を磨き上げ交流人口の拡大につなげることとしています。

この整理された既存資源の中に、ひまわり畑や芝桜のほか、「収穫体験」や「冬の寒さ」も含まれており、計画に位置付けられている「戦略事業」の一つ「市民地域資源モニターによる観光受入れ体制の検討」として、市民を対象としたモニターツアーを

実施しており、これまで、名寄市グリーンツーリズム推進協議会にご協力いただいた野菜の収穫体験や、ピヤシリスキー場でのスキーやスノーボード以外の雪の魅力を活かした体験メニュー、名寄の寒さと雪質を活かしたスノードーム体験などを実施しています。

とりわけ本市には、雪や寒さを活かして、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものにすることを目的とした、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」があり、雪や寒さを楽しむ精神は、市民の皆様に共有されているところです。

インバウンド向けの着地型観光を推進する取組としては、冬に市内農家で寒締めほうれん草の収穫、おにぎりづくり、餅つき体験などを商品化しており、海外からのお客様から毎回好評いただいています。

また、先月、名寄市グリーンツーリズム推進協議会が、教育旅行を受け入れる農家民泊の可能性を学ぶ学習会を開催しましたが、同協議会では、これまで、農家民宿を行うための営業許可の取得に取り組む農業者への支援や、道外からの高校生を受け入れる農家民泊に取り組んでおり、今後も宿泊を伴う農業体験を受け入れる農業者の拡大に向けて取組を進めているところです。

今後も引き続き、本市の豊かな自然や雪や寒さといった地域資源を活かした観光を推進してまいります。

（４）公共交通などの維持・改善について

【回答】

公共交通のバス利用に対する助成については、日進ピヤシリ線における日進地区で乗降される方を対象に運賃を無料にする取組を行っているところですが、それ以外のバス路線では利用者に対する助成というものは行っておりません。

しかしながら、赤字となっているバス路線に対しては運行経費から運賃収入や国や北海道からの補助金を差し引いた運行欠損分を補助金という形でバス運行事業者へ毎年度支出しており、路線の維持に努めているところです。

また、名寄線代替バス運営協議会において、「名寄線代替バスの１日乗り放題」や名寄線代替バス路線内における「路線バスフリーパスポート」などといった公共交通の利用促進策に取り組んでおり、これらの取組は協議会の負担金を原資として行われていることから、間接的な形による公共交通機関利用者への助成を行っているところです。

ＪＲ利用に対する助成の考え方ですが、宗谷本線の維持・存続のため北海道や宗谷本線活性化推進協議会構成自治体と連携し、ＪＲ北海道への支援も実施しているほか、鉄道をさらに利用していただけるよう利便性向上を図るため、特急列車の札幌直通化など、地域の声を届けるなど、引き続き協議していくこととしています。

今後につきましても公共交通の維持・確保に向けて各種取組を進めてまいります。

（５）持続可能な農業政策について

【回答】

本市においては、もち米の生産を中心として、小麦・大豆などの畑作物やアスパラガス・南瓜など高品質な農作物が生産されるとともに、畜産では酪農を中心として年間を通じて安定生産に取り組まれており、多様な農産物の生産が、本市の大きな特長であり、地域農業の安定にもつながっています。

また、農村部に広がる豊かな農地は地域の美しい景観と市民の安らぎを生み、そこ

から生産される農畜産物は地域に活気を与えるなど、農業・農村が持つ多面的な機能が大いに発揮され、地域を支える原動力となっています。

その一方で、本市においても農業者の高齢化、担い手不足により労働力不足が顕著となっており、人手を多く必要とするアスパラガスや南瓜などの作付は減少傾向にあり、多様な作物の生産を維持することが難しくなるとともに、今後の地域農業を維持していく上での課題となっています。

今後も本市の農業を持続的なものとするためには、限られた労働力の下で効率化・省力化を進めるとともに、新たな担い手の確保や雇用による労働力確保などを組み合わせ、課題への対応と収益の維持・拡大を図る必要があります。

このことから、令和２年度においては、酪農家における哺育・育成作業の負担軽減による搾乳頭数の増加や、優良後継牛の確保による生乳生産の拡大や就農年齢の延長が期待される「哺育・育成センター」の設置に向け、ＪＡ道北なよろへの支援に取り組んでまいります。

また、地域農業・農村の持続と発展において不可欠な新規就農者の確保、担い手の育成については、本市の農業・農村の魅力を強く発信していくとともに、関係機関・団体と連携し、専門職員による新規就農者等支援チームによる指導、ＪＡ道北なよろと協調した支援の継続、農業青年台湾派遣事業をはじめとする研修機会の提供など、多様な取組を進めるとともに、女性活躍に向けて支援を行ってまいります。

農産物に付加価値を与える６次産業化については、生産者の努力と工夫により、トマトジュースの加工・販売などのほか、昨年、新たに国内最北となるワイナリーが市内弥生地区に誕生し、原料となるブドウ生産から製造・販売までの一貫した取組は、市内外から多くの注目を集めています。

６次産業化の促進に向けては、国の補助事業や市の起業支援制度の活用など、情報提供や相談・支援に取り組むとともに、農業者と商工業者が連携する農商工連携の推進についても、継続してまいります。

令和２年度においても、名寄市農業農村振興計画及び名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進に取り組み、持続可能な農業を目指してまいります。

（６）名寄市食育推進計画について

【回答】

本市で生産される安全・安心で良質な農畜産物は、その多くが関東を中心とした道外で販売されており、市場からも名寄ブランドとして高い評価を得ています。

一方、市民の皆様が身近に名寄の農畜産物に触れる機会としては、アスパラまつりや産業まつり、地産地消フェアなどのイベントのほか、道の駅や生産者による直売、各スーパーの地元生産者コーナー、個人商店などがあり、季節の野菜をはじめ、地元の農畜産物が扱われています。

今後とも、これら地元農畜産物に触れる機会の情報提供に努めるとともに、その魅力や生産過程のほか、冬野菜や加工品など新たな取組の紹介を通じて、市民への一層の浸透を図ってまいります。

また、本市における食育の推進については、これまでも各関係機関や団体がそれぞれライフステージに合わせた取組を進めており、本市が行った平成28年の調査では、「食育に関心のある人」の割合は84.2％で、全国平均の75％を約10％上回る結果となりました。

平成30年度を初年度とする現在の「第３次名寄市食育推進計画」では、「実践から拡大」をテーマとして、「学校給食における道産食材の活用率」、「名寄産の食材を使用

するよう心掛けている人を増やす」をはじめ、全７項目の数値目標を掲げ、その達成に向けて、行政と民間がそれぞれの役割のもとに取組を進めるとともに、名寄市食育推進協議会などを通じて、情報交換や連携など図っているところです。

なお、この第３次名寄市食育推進計画は、令和２年度が５年計画の中間年であることから、目標達成に向けた取組状況について検証を行うこととしており、その結果を踏まえ、さらに地域特性を活かした名寄らしい食育の推進を図ってまいります。

４　名寄市立大学の今後の課題について

（１）旭川大学の影響について

（２）少子化対策について

【回答】

小項目(1)と(2)は、学生確保の観点から関連しますので一括してお答えします。

旭川市長は２月６日の旭川市の令和２年度予算案発表の中で、現在の旭川大学を2022年４月に公立大学として開学する考えを示しました。また、併せて、準備費用130万円を令和２年度予算に計上したこと、旭川大学の公立化を先行し、新学部の「地域創造デザイン学部」は2024年４月に開設する方針を明らかにしました。

現在の旭川大学及び短期大学部の学科構成は本学と類似しており、その公立化は、18歳人口の減少で学生確保が年々難しくなる中、旭川市の有利な都市環境の条件を踏まえると、名寄市立大学への影響は多大なものがあると危惧しています。

この旭川大学公立化への対応について、まずは学内において検討を進めるよう、指示したところですが、現状としては、名寄市立大学の強みである教育力のさらなる向上が最も重要であり、学生確保につながるものと考えています。

名寄市立大学の現状の教育力を表す指標である看護師・保健師・社会福祉士などの国家試験合格率は、ほぼ全国の新卒合格率を上回っているほか、退学者は少なく、就職では、ほとんどの卒業生が正規職員として採用されています。

これらは、名寄市立大学の学生が、４年間の学修で入学時に目指した資格をしっかりと取得し、卒業後は様々な企業、団体に正規職員として就職する中で、ケアの専門職として社会に貢献していることを示しています。

今後もこのことを維持・向上できるよう、「学生ファースト」を全教職員で共有し、教育力のさらなる向上に努めるとともに、計画的な教育研究環境の整備や独自の給付型奨学金、海外語学研修などへの助成、加えて、令和２年度予算では、一般入試前期日程の入試会場に東北地方の志願者数の維持・拡大を図るため、仙台会場を設置することや実習経費に係る助成制度の拡大を計上しています。

これらの様々な取組や支援策など名寄市立大学の特色をオープンキャンパスや進学相談会、高校訪問などあらゆる機会を通じて、高校生やその保護者、さらには高等学校の先生方にしっかりとＰＲしながら学生確保に努めてまいります。

（３）名寄市立大学の将来構想（ビジョン２０２６）の検証について

【回答】

名寄市立大学は、今後10年間における大学運営の指針として名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）を策定し、同時に、2017年度から本年度までの３年間の実施項目を示した前期実施計画を定めました。

本年度で終了する前期実施計画の検証についてですが、第１の「教育」から第８の「質保証と本構想の検証」までの８分野において、大項目ごとに「成果」、「課題」、「将

来に向けた方策」の３つの項目により、学内に設置した内部質保証推進委員会において、それぞれ点検・評価を行いました。

前期期間における「成果」の主な内容についてお答えします。

まず、「教育」の分野では、教職再課程認定への対応で、高校の公民及び福祉と特別支援学校教諭の免許取得ができるカリキュラムを編成したことや教員編成方針策定により計画的な教員採用の体制を整備しました。

次に、「研究」の分野では、学内に科研費など外部研究資金獲得に対する個別のサポート体制を整備し、結果として採択件数が増加したことやコミュニティケア教育研究センターを中心に、地域課題を対象とした調査研究を進めました。

「教育研究環境の整備」の分野では、空調設備やトイレの洋式化など年次計画で大学施設の整備を進めました。

「学生支援」の分野では、独自の給付型奨学金制度の創設や地元定着化推進事業など学生への支援制度を充実しました。

「社会連携・社会貢献」の分野では、コミュニティケア教育研究センターを橋渡し拠点として、実習施設などとの連携により各種セミナーや養成研修、更新講習など様々なケア専門職の継続教育の機会充実を図りました。

「国際交流・国内交流」の分野では、保健福祉系の公立大学で大学の規模や学科構成が類似している岡山県の新見公立大学と学術交流協定を締結し、教員や学生の交流、教育・研究の共同実施などを行う体制を整備しました。

「管理運営と情報公開」の分野では、大学予算の特別会計化を実施し、収支のわかりやすさや透明性の確保を進めました。

「質保証と本構想の検証」の分野では、大学認証評価の受審や参与会機能の充実など外部評価の基盤整備を進めました。

以上、前期期間の成果を分野ごとにお答えしましたが、それぞれの分野で掲げた「課題」や「将来に向けた方策」の項目を含めて全教職員で共有する中で、新しい学長のもと、旭川大学の公立化など外部要因の変化を踏まえながら、新年度に2020年度から3年間の中期実施計画を策定してまいります。

５　教育行政について

（１）ＥＮ－ＲＡＹホールを中心とする文化振興について

【回答】

平成27年５月に「名寄市民文化センターＥＮ－ＲＡＹホール」が開館して以降、著名なアーティストや演奏家の公演、全道規模の大会・集会などが行われてきたほか、市民劇をはじめとする市民手作りの事業も行われ、市民の皆様からの要望に応えつつ、多くの皆様にホールに足を運んでいただける機会の創出に努めてきました。その中で、ホールでの鑑賞のみならず、一人でも多くの市民の皆様に舞台に上がっていただく取組も行ってまいりました。

また、普段ホールに足を運ぶことが難しい方々に対しては、学校や福祉団体などと連携し、文化芸術に対する関心を高めたり、気軽に触れることができるよう、来名したアーティストなどによるアウトリーチを行ってきました。

なお、これまでの大きな成果の一つは、ホール開館以降、市民自らが実行委員会などを立ち上げ、名寄市文化芸術振興助成金を活用しながら事業を実施し、市民の主体的な文化芸術活動が推進されているところです。

今後とも、本市の文化芸術の拠点であるＥＮ－ＲＡＹホールなどを活用し、市民が主体となった文化芸術活動が行われるよう支援を行うとともに、多くの皆様に来場し

ていただけるよう、質の高い音楽や演劇など、鑑賞機会の提供に努めてまいります。

（２）天文台１０周年記念行事業について

【回答】

天文台は、この４月で開台10年を迎えます。これを記念し、より広く天文台をアピールする象徴として、昨年11月より天文台のシンボルマークを募集していました。

１月末の締め切りまでに372点の応募があり、現在、天文台関係者や著名な映像作家の方などに選考をしていただいており、４月に予定している講演会の前段に発表することとしています。

天文台は、国立天文台石垣島天文台と協定を結んでおり、この石垣島天文台を所管する国立天文台水沢ＶＬＢＩ観測所所長の本間希樹所長を招いての講演会を予定しています。本間所長をトップとする日本の研究者グループは、世界中の研究者とともに、昨年、史上初のブラックホールの撮影に成功し、本間所長はテレビや雑誌で取り上げられていることから、市内のみならず全道から講演会に参加していただけるものと期待しています。

一方、天文台の礎となっている故木原秀雄氏の功績を残す観点から、木原氏についての小冊子を作成する予定であり、現在、ご家族の方や関係者などにご寄稿いただき、まとめているところです。発刊にあたっては、多くの方に見ていただけるよう、内容を工夫していきたいと考えています。

また、名寄産業高等学校の生徒に旧木原天文台の模型を作成していただいており、完成後に天文台に展示する予定となっています。

（３）北国博物館の利用促進について

【回答】

北国博物館では、地域に関する歴史、文化、自然など多岐にわたる資料の収集、調査、研究など博物館活動を実践していく中で、名寄の歴史や自然について広く市民に伝え、郷土学習の拠点施設となるよう各種普及事業を展開しています。利用促進の柱としては、年間10本程の特別展、企画展を開催しており、地域特性やその時のタイムリー性などを踏まえたものや、周年記念などのメモリアル的なテーマに基づいたものを企画・開催し、展示内容の理解をより深めていただくため、関連事業として講演会や講座、講習会などを合わせて実施しています。児童対象事業としては、「小さな自然観察クラブ」を年間７回開催しているほか、夏冬の長期休業期間中に自然体験や各種体験講座を開催しているところです。

博物館利用促進の手段として常設展示室の全面リニューアルも選択肢として考えられますが、多額な予算を伴うことから難しく、現実的には、市民や協力団体との協働、道内博物館や研究機関などとの連携を図り、博物館活動を充実させ、利用促進を図っていきたいと考えています。

（４）学校給食について

【回答】

学校における食育の推進については、平成20年４月に栄養教諭制度を導入し、国の栄養教諭配置基準により２人配置しています。学校給食センターの近隣校である名寄小学校に１人、風連地区では風連中央小学校に１人が在籍し、市内全小中学校を指

導対象とし、在籍校から各校へ派遣し食に関する指導を推進しています。

栄養教諭による食育の授業では、各校の食育についての要望を踏まえたうえで、子どもたちの発達段階に応じた食に関する指導を行っており、在籍校で各学年2回、派遣校では各学年1回の食育授業を実施しています。授業内容としては、栄養に関する学習を中心としながら、箸の使い方や食器の並べ方などのマナーや正しい手洗いの方法を学習するほか、地産地消についても学び、地域の産業や農産物ついての理解を深める取組を行っています。

現在、多様化した食生活の中で、家庭での食育が十分に行えない状況があることから、給食だより「いただきたいむ」の中で、季節ごとの食習慣や地場産食材の紹介など、児童生徒だけでなく保護者が共に理解を深める取組を充実し、日常の生活で望ましい食習慣を実践していけるよう努めているところです。

次に、給食費についてですが、学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに人件費など学校給食の運営に必要な経費は、学校の設置者である本市の負担となっており、食材に係る経費は保護者負担と決められています。

本市では、学校給食費を学校給食会による私会計で運営しており、保護者から給食費を徴収し給食に必要な食材の購入に充てています。

学校給食費については、平成27年度に値上げ後、5年間据え置いてまいりましたが、令和2年4月より平均3.5%の値上げを実施するところであり、一食あたりの単価は小学校低学年で261円、中学年で263円、高学年で265円、中学生は308円となる予定です。

学校給食費の積算ですが、給食は主食、主菜、副菜、汁もの、牛乳で構成されており、食材価格は主食米や調味料など年間で契約しているもの、市場の需給状況により価格が上下する野菜や肉類など、毎月の入札により決定するものなど食材により様々です。牛乳については、国からの補助金があるため市販価格の半額程度で供給されています。食材、調味料などの種類は膨大なものとなるため一つひとつの食材価格や必要量を計算し、一人あたりの価格を算出することは困難であることから、学年別に一人あたりの平均的な献立を作成し、カロリー量などにより栄養計算ソフトで算出したものに直近5カ年の価格の推移や市場動向などを勘案し、決定したものとなっています。

今後も安全・安心な地場産物の積極的な使用や新メニューの開発、アンケートによる人気献立の提供をする「アンコール献立」など、栄養価を満たしながら子どもたちが喜ぶ、おいしい給食の提供に努めてまいります。

（5）名寄市の課題と目指すべき姿について

【回答】

学校施設の老朽化と耐震化への対応として、平成27年度に名寄南小学校の校舎・屋内運動場の改築、名寄西小学校の校舎の増築、平成28年度には名寄東小学校校舎の大規模改修、また本年度には、風連中央小学校の校舎・屋内運動場の改築などを含め、全体工事が完了します。

さらに令和2年度は、智恵文小学校の移設・改築事業に着手することから、市内小学校の施設整備は、一定の目途が立ったものと考えています。

また、少子化の影響による児童生徒数や学校数の推移については、昭和60年では、小学校は12校で118学級、児童数3,851人、中学校では5校で49学級、生徒数1,830人だったものが、平成29年4月末現在では、小学校は8校で55学級、児童数1,301

人、中学校では4校で23学級、生徒数675人と、児童生徒数では、昭和60年に比べ約35%まで減少しています。このような児童生徒数の推移により、近年では名寄市街地区での再編により豊西小学校が、また農村部の小中学校が閉校になってきています。また既存の学校でも小規模化が進んできているところです。

今後における課題としては、名寄市街地区の2中学校の整備方針をどのように計画していくのか、また現行耐震基準により建築された学校施設についても、建築経過年数を考慮した学校施設評価の取組を通じて、改善方策を明確にしながら整備を行います。

少子化への対応としては、名寄市立小中学校適正配置計画に示されているとおり、人口規模に応じた学校の適正配置を進め、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団の中での成長を促したり、教職員の指導体制を充実させるなど、教育水準の維持向上に努めていきたいと考えています。

一般質問

山崎　真由美　議員

1　感染症に対する対応策について

（1）新型コロナウイルス及びインフルエンザの発生状況について

【回答】

例年、12月から2月頃にかけてはインフルエンザの感染者が増加し、名寄保健所管内においてもインフルエンザ警報が発出され、学級閉鎖や学校閉鎖などの措置が取られますが、今シーズンにおきましては、昨年12月25日に名寄保健所管内に警報が発出されてから約1か月で警報が解除されたことから、例年に比べ感染者が少なく推移したと考えられます。直近のインフルエンザの感染者数は、2月24日から3月1日の間で、小児科10人、内科7人という状況です。

一方、中華人民共和国武漢市から流行が始まったといわれる新型コロナウイルス感染症については、1月28日に北海道内で初の感染者が発生し、2月中旬からは連日、道内各地での感染者が報告されています。

3月6日現在、名寄保健所管内においての新型コロナウイルス感染症の発生については0件、名寄保健所への相談件数については234件とお聞きしています。

（2）新型コロナウイルスに対する予防策について

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、その名のとおり新型のウイルスであり、現時点では、ワクチンや特効薬、効果的な治療法が確立されておらず、いわゆる一般的な感染症予防策である手洗い及び咳エチケットなどの励行を周知してきました。

また、北海道の緊急事態宣言を受けて、3月4日から19日まで、公共施設を臨時休館としました。そのほか、小中学校、放課後児童クラブ、保育所などにおいて、感染予防の対策を行っています。

北海道内での感染者が増加し、上川管内での感染者が確認された2月25日に名寄市感染症危機管理対策本部設置要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する対策本部を立ち上げ、市内での感染拡大防止の観点から、本市及び教育委員会が主催・共催及び実行委員会の事務局を担うイベント及び会議を中止または延期するという対

応方針を作成しました。
医療従事者に対する配慮については、国からの通知に基づき、各医療機関に必要な予防対策をしていただくよう情報提供に努めています。

（３）新型コロナウイルス感染が確認された場合の回復までの対応について

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、特効薬や治療法が確立されておらず、また、指定感染症ということから、感染拡大防止のため、感染者の対応は北海道において行うこととされています。
受診の相談から検査を経て陽性となった場合の情報公開などにつきましても、一括して北海道が行いますので、本市では個人情報に配慮し、本人の同意を得た上で感染拡大防止と市民の不安を払拭できる最低限の情報公開を行うことになりますので、北海道との連携を密にし、速やかに正確な情報がお伝えできるように対応してまいります。
市内で感染者が発生した場合には、感染拡大防止のための市民周知については、本市が主となって行うこととなりますので、広報誌やホームページの活用はもちろん、地元ＦＭラジオや広報車など可能な限りの情報伝達手段を用いて情報提供を行ってまいります。
また、北海道からの指示を受けながら消毒作業など、必要な対応をしてまいります。

２　情報通信基盤の整備について

（１）高速通信環境の全市的整備について

【回答】

本市における光回線などの超高速ブロードバンド基盤の整備状況としては、農村部や山間部などにおいては光回線が整備されていない地区があります。現在の取組としましては、整備がされていない地区から要望があった場合に、地区の代表者の方に光回線が整備された際の加入予定世帯数と住宅配置図を本市に提出いただき、本市から通信事業者に対して整備の要望とともに書類の提出を行っています。通信事業者側では、回線の延長に必要となる事業費と加入世帯数による収入などから採算性を考慮し、光回線の延長工事の可否について回答をいただいているところです。
今般のご質問は通信事業者側で整備ができないとされた地区について、本市で整備を行うことができないかということですが、未整備地区全てへの延長工事となりますと国の補助金などを活用したとしても莫大な費用が必要となりますので、公共インフラと同様の形で整備を進めることは難しいと考えています。
しかしながら、5G通信の商用稼働が開始されるなど、ＩＣＴは急速に発展してきており、国においても情報通信基盤の整備を推進していることから、未整備地区における要望内容や整備後の維持管理を含め、費用対効果が少しでも高くなる方法の精査を進めるとともに、有利に活用できる補助金などがないか今後も注視してまいります。

（２）ＧＩＧＡスクール構想に沿った取り組みについて

【回答】

新学習指導要領では、情報活用能力を養う学習の基盤となる資質・能力を育成することができるように、教育課程の編成を図るものとしており、各学校においてコンピ

ュータや情報通信ネットワークなど、情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されています。また小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において積極的にＩＣＴを活用することが示されました。そのために必要となる教育のＩＣＴ化に向け、平成30年度から令和4年度の環境整備5か年計画が示されました。

このことから、本市では、情報機器の整備を計画的に進めるため、学校教育情報化推進委員会において、児童生徒や指導者用コンピュータ、大型提示装置、校内無線ＬＡＮや校務支援システムの導入などについて検討を進めており、国から昨年12月に「ＧＩＧＡスクール構想」が示されたところです。

国が示す「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向けた考え方として、Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるＩＣＴを基盤とした先端技術などの効果的な活用が求められる一方で、学校でのＩＣＴ環境の整備は遅れており、また自治体間の格差も大きいこと、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律でのＩＣＴ環境の整備が急務とされており、校内通信ネットワークの整備及び児童生徒への1人1台端末の整備のための補助を行うことが12月13日に閣議決定されました。

その中で、国が提示した実現ロードマップにおいては、校内通信ネットワークを令和2年度に整備し、1人1台端末は令和5年度までに整備、並行してクラウド方式の活用推進、ＩＣＴ機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及やＰＤＣＡサイクルの徹底などを進めることで、子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとしています。

本市では、国の方針に沿って、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することとしています。

令和2年度には、全ての学校で無線ＬＡＮが利用できる環境を整備し、さらに小学5・6年生、中学1年生の3分の2の端末を国の補助によって整備していきます。

令和3～5年度については、国のロードマップに沿って、令和3年度に中学2年生・3年生分の3分の2を令和4年度に小学3年生・4年生の3分の2を令和5年度に小学1年生・2年生の3分の2を、それぞれ国の補助により整備する予定です。

また、残りの3分の1については、もともと地方財政措置がされているという理由から、本市が整備をすることになりますので、令和5年度末には児童生徒が1人1台の端末を持って教育が受けられるよう、計画的に整備を進めていきます。

3　緑の基本計画について

（1）緑地の保全や緑化の推進状況及び樹木の管理状況について

【回答】

本市のまちづくりの方向性を示す名寄市都市計画マスタープランについては、昨年12月の第4回定例会において議決をいただき施行予定で進めているところであり、その基本理念の中で、「緑豊かな景観を持つやさしく安心で住みよい市街地形成を図ること」と位置付けられています。

現在の緑地の保全や緑化の推進状況については、この間、緑と花で潤いある都市環境を持続するため、大通や東8号通などにある植樹帯や街路樹、南4丁目フラワーロードをはじめ、天塩川緑地や浅江島公園などへの花壇整備など、町内会や委託業者との協働のもと、緑化保全を進めています。

また、市内に数多くある樹木については、緑による潤いある生活環境の向上を目的とし、街路整備とともに植樹した街路樹をはじめ、公園や各施設の整備時に植樹した樹木、寄贈された樹木など、市民の心を癒し、安心して生活できる基盤の一つとなっ

ています。
街路樹の管理については、歩道部を枝が覆っていたり、街路整備後の経過年数によっては老木となっている樹木があることから、路線ごとに3～4年に1度の周期で、道路センター職員や委託業者により、剪定や枝払いなどの維持管理をしています。
公園の樹木については、強風や雪の重みによる倒木をはじめ、枯れた樹木や幹が折れているなど、安全面において危険と確認された樹木について伐採しているところです。
今後においても、市街地の潤いと安らぎをもたらす緑を維持していくため、街路樹などの適正管理や緑化、都市公園における憩いの場の提供など、緑豊かで魅力あるまちなみ形成の推進に努めてまいります。

（2）名寄市緑の基本計画策定について

【回答】

緑の基本計画は、市町村が主体となり緑地の保全及び緑化の推進のための目標、施策の方針などを定める計画であり、自然環境・社会・経済へ横断的な役割を果たすものとして、国土交通省発表データでは2016年末時点で全国692市町村、道内では46の自治体で策定をしています。
近年、緑の必要性については、低炭素・資源循環型のまちづくりに役立つだけではなく、生活にゆとりや安らぎを与え、住環境の質の向上や、地域コミュニティ機能の維持など、豊かな生活を実現する効果があるものと考えているところです。
本市においては、緑の基本計画は未策定ですが、まちづくりの概念や方針を示す名寄市都市計画マスタープラン及び名寄市立地適正化計画の中で、地域コミュニティや豊かな自然環境を考慮した生活環境の維持に取り組むこととしていることから、これらの考え方を基本姿勢としながら、潤いある社会づくりに向け、公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理に努め、緑に関する施策、事業について計画的に実施してまいります。
また、今後は緑豊かで魅力ある街並み形成に対し、本市として緑の基本計画の必要性あるいはどのように活用できるかなど、関係各位と情報交換させていただきながら、策定に向けた調査・研究をしてまいります。

遠藤　隆男　議員

1　農業振興について

（1）本年度の地域農業を総括して

【回答】

本年度の農作業については、春の融雪は平年並みで、播種・移植作業は順調に進みましたが、作柄については、6月の干ばつと8月の長雨の影響を受け、作物によって収穫量や品質の低下がみられました。
主な作物の出荷状況では、もち米については反収が9.4俵と平年を上回る収穫となりました。
畑作物では、干ばつの影響により大豆の一部で廃耕せざるをえない状況になるなど、小麦・大豆の反収は平年をやや下回りました。
青果物についても干ばつの影響を受けて、グリーンアスパラガス・スイートコーンでは、販売単価の高い規格物が少ない状況となり、南瓜では反収は平年並み、馬鈴薯

ではやや少ない状況となりました。また、冬季野菜として注目されている寒締めホウレンソウは平年並みとなっています。

畜産については、干ばつの影響により牧草が収穫量の減少と品質低下となりましたが、乳量については、前年度実績を上回る生産量となり、乳価、個体販売ともに安定し、順調に推移しています。

本年度は、不安定な気象条件の下、作物により収穫量や品質などに差が出る結果となりましたが、全体としては農業被害も少なく、ＪＡ道北なよろにおいては、本年度の販売計画に達成する見込みと伺っており、本市農業にとってまずまずの１年であったと受け止めているところです。

また、不安定な気候は年明け後も続き３月１日時点の降雪は531㎝で、平年713㎝の７割程度で、積雪量は53㎝で、平年87㎝の６割程度となっており、今後水稲に必要な水量の確保が心配されるところですが、現在、市内の農業用ダムで必要水量の確保が難しいと予想されるダムについては、貯水開始時期を前倒して、必要な水量の確保に向けて対応を進めています。

（２）外国人技能実習生について

【回答】

農業者の高齢化や後継者不足などにより労働力不足が課題となる中、本市においてはＪＡ道北なよろが監理団体となり、外国人技能実習生を受け入れ、農業生産を通じた技能移転の取組が進められています。一方、特に人手を必要とする畑作物の生産においては、労働力としても重要な役割を果たしており、実習生・受入農業者双方に大きなメリットとなっています。

現在、中華人民共和国からの入国に関しては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を受け、中国湖北省及び浙江省に滞在歴または同省で発行された旅券を所持する外国人について、日本への上陸拒否の対象となっていますが、本市に入国予定の技能実習生については、この対象となる省から離れた地域の方となり、現時点で特に制限を受けることはありません。さらに、３月９日からは、中国から来航するすべての方について、入国後14日間宿泊施設等で待機し経過を見る期間が設けられています。

技能実習生の受入れについては、現在ＪＡ道北なよろにおいて手続き中ですが、中国国内の手続きに時間を要しており、当初の入国予定より遅れる可能性はあるものの、受入に向けて手続きを進めていると報告を受けているところです。

受入を予定する技能実習生の健康管理では、出国までは現地の送り出し機関により健康状態を確認するとともに、入国時には検疫による健康状態に関する質問や、発熱などの症状の確認により必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行うことになっており、これまで健康上の問題は生じていません

また、入国後の対応については、現在、ＪＡ道北なよろにおいて指導機関や関係団体に相談するなど、技能実習生及び受入地域における安全・安心の確保に向けて、対応・協議を急いでいるところであり、本市としても、今後の動向や対応などを注視しながら、必要な検討をしてまいります。

（３）新規就農者の現状及び今後の推移について

【回答】

本市における新規就農者確保の取組としましては、「地域おこし協力隊農業支援員」を募集し、地域の農業者にご協力いただきながら３年間の農業研修・地域活動を経て、

新規就農を目指すものが主となっています。

この間の実績については、平成25年度に初めてとなる農業支援員2人を委嘱して以来、平成26年度2人、平成29年度1人、平成30年度1人と現在まで6人を委嘱し農業研修などを行っています。

そのうち2人が、平成29年度より新規就農者として市内で営農に励んでいるほか、1人は起業による定住、そして本年3年目を迎える農業支援員1人が、就農に向け、この春から農業振興センターにおいてリハーサル農業に取り組みます。

また、募集方法については、ホームページなどによる広告宣伝に加え、北海道農業公社が主催する「北海道新規就農フェア」への出展を中心に、道内外で募集活動を行っているほか、平成29年度からは、新規就農のきっかけづくりとして、本市の農業や生活環境などを知っていただくため、2泊3日を基本に本市に滞在しながら農業を体験する「農業体験実習事業」を実施しています。

本年度の実績としましては、新規就農フェアでの相談者、移住担当や北海道農業公社からの紹介などで、道外より5組が本市に滞在し、名寄での生活や農業を実際にイメージしていただいたところです。

また、農家子弟のUターンや新規学卒者などによる就農は、近年、一定数確保されており、平成26から平成30年度までの過去5年間で41人、本年度にはさらに8人が就農しています。

新規参入、農家子弟などの新規就農者の確保については、地域農業・農村の持続と発展において不可欠な課題であるため、引き続き、関係機関や団体をはじめ、農業者の皆様とも連携・協力しながら、本市農業・農村の魅力発信や新規就農者への支援体制の強化に取り組んでまいります。

（4）農業振興センターの役割及び新年度の実証試験について

【回答】

農業振興センターについては、本市農業の特色である多様な作物づくりを支えるため、ＪＡ道北なよろと協働で、必要な栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として位置付け運営しており、実証展示圃における試験栽培、土壌診断と施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取組んでいます。

また、ここ数年の極端な気象条件への対応や、労働力不足を補う省力化、ＩＣＴを活用した先進技術の活用など、課題解消に向けて様々な技術が出てくる中で、これらの新たな技術の検証を農業者に代わって取り組み、効率的に地域に適した栽培技術として確立し、普及することが重要と考えています。

令和2年度の主な実証試験では、①グリーンアスパラガス・南瓜・大豆における、収益性や栽培管理などの観点による品種の比較試験、②新たな資材における生育、コスト及び作業労力の負担軽減などの効果測定試験、③水稲における省力化技術の地域適正を見極める栽培試験、④人工衛星を用いた生育状況調査の活用方法の検討などを計画しています。

また、産地化を目指すカノコソウの安定生産を図るため、優良種苗の確保に向けた組織培養試験に取り組みます。

今後とも、栽培技術の向上などに向けて、農業振興センターを核に関係機関・団体と連携しながら、必要な試験・研究に取り組むとともに、生産者への的確な情報提供に努めてまいります。

2　名寄駐屯地の今後について

（1）名寄市における名寄駐屯地の役割について

【回答】

陸上自衛隊名寄駐屯地は昭和28年に創立されて以来、我が国の北方防衛の重点拠点として、また、国内でも精鋭部隊として基盤的な防衛体制の整備がなされてきました。

これまでの支援活動としましては、イラク復興支援活動をはじめ、東日本大震災においては第一陣として最大規模となる災害派遣を行い被災地での支援活動にあたってこられました。また、一昨年9月に発生した平成30年北海道胆振東部地震においても大規模な災害派遣を行い、被災地での支援活動を含めた幅広い活動は、被災住民のみならず、国民や国際社会からも極めて高い評価を受けたところです。

現在、名寄駐屯地には、第3普通科連隊、第4高射特科群など14個の単位部隊が所在し、隊員数は千数百人と伺っています。

隊員の方々には、自治体の要請に応えての災害派遣活動はもとより、雪質日本一フェスティバルの大雪像の制作、各種スポーツ大会をはじめとする各種イベントなどの支援、名寄駐屯地音楽隊や名寄朔北太鼓による演奏、町内会活動、さらに、昨年12月からは青少年健全育成とスポーツ振興のために、名寄駐屯地レクリエーションセンターを開放していただくなど、文化やスポーツ、地域活動のほか様々な分野で深く関わりをいただき、本市のまちづくりに多大なる貢献をいただいているところです。

また、名寄駐屯地による経済効果などについては、本市へは、隊員の所得税など公租公課のほか、国有提供施設等所有市町村助成交付金や防衛施設周辺整備事業補助金があり、本市の大きな財源となっています。さらに、市内経済においては、隊員とその家族による消費経済活動、部隊の活動に係る資材や物資などの購入、関連する施設整備工事などがあり、多大な影響・経済効果が与えられているところです。

（2）名寄駐屯地の充実等を求める要望について

【回答】

名寄駐屯地の増強等を求める要望については、陸上自衛隊名寄駐屯地の隊員確保と名寄駐屯地の増強促進を図り、併せて名寄地域市町村の振興発展に寄与することを目的に設立された「陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会」により、道内選出などの国会議員、防衛省、財務省、陸上幕僚監部、北部方面総監部、第2師団及び名寄駐屯地へ要望が行われており、名寄駐屯地の人員の更なる充実と再編強化、女性自衛官の増員、名寄駐屯地隊舎等の増改築、自衛隊官舎の無料化拡大、退職自衛官の再就職支援について要望されているところです。

今後も、本市の地域経済や地域の安全を守るため、陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会を中心に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や関係市町村と連携を図りながら、引き続き要望してまいります。

五十嵐　千絵　議員

1　人口減少の取り組みについて

（1）出生率及び出生数の近況と多様化する価値観を踏まえた取り組みについて

【回答】

全国、全道との比較可能な直近の統計では、人口1,000人に対する出生数の割合である出生率は平成28年度で全国7.8、全道6.6に対し、本市は7.2となっており、全国よりは低いものの全道よりは高くなっています。また、1人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す合計特殊出生率は、全国1.44、全道1.29に対し、本市は1.52（平成25年から平成29年人口動態保健所・市区町村別統計）となっており、全国、全道より高くなっています。

しかし、本市の平成30年度出生数は219人（市民課調べ4月～3月）でしたが、本年度は180人程度まで減少する見込みであり、出生数の減少に歯止めをかけることはかなり難しい状況になってきています。

本市においては、第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、ここで育ってよかった、ここで育ててよかったといえるまちを目指して、家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが相互に連携、協力を図りながら、子育てしやすい環境づくりの推進に努めてきています。

安心して子どもを生み育ててもらうためには、子どもを望む方への経済的な負担や育児不安を軽減する支援策が必要と考えており、令和2年度からの第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画策定において支援策の充実を図ることとしています。

昨年4月からは家庭児童相談員に加え、新たに子ども家庭支援員を配置して、子どもとその家庭を対象とした必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を開始しているほか、保健センターでは特定不妊治療費助成事業や妊産婦健康診査及び産後ケア事業など、特に妊娠・出産に係る支援強化を図ってきています。

さらに本年3月からは、母子保健コーディネーターである保健師が子育ての様々な相談にワンストップで対応しながら必要な支援につなげる子育て世代包括支援センター事業を開始するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充に努めています。

（2）地域を支える各団体の担い手不足の現状と課題について

【回答】

我が国では、少子高齢化が急速に進展したことにより、平成20年をピークに総人口が減少に転じており、本市においても、少子高齢化の進展、出生数の低下及び市外への転出者数の増加が一層進んでおり、人口減少の加速化がさらに危惧されているところです。

このような状況の中、町内会、消防団及びＰＴＡなどをはじめとする地域を支える各団体は、担い手不足によりその活動に支障をきたしている現状があることから、本市としましては、それぞれの課題に応じた支援を行っているところです。

主な団体の現状とその支援策については、町内会の現状としましては、加入率は年々減少傾向にあり、令和元年度では12,672世帯のうち、加入世帯9,579世帯で加入率75.59%となっています。

また、役員や町内会活動への参加者の固定化などの課題もあることから、広報誌や転入者に対する市役所窓口での啓発、アパート・マンション入居者向け加入促進チラシ作成などにより町内会加入促進の支援を行っています。

さらに、町内会活動を支援するため、「町内会自治活動交付金」や町内会館の整備を支援する「町内会館建設費等補助金」などの財政的支援のほか、町内会の連合組織である名寄市町内会連合会に対しても、財政的支援に加え、人的支援として総務部企画課にて事務局を担うなど、町内会活動の推進に対する積極的な支援に努めているところです。

次に、消防団の現状としましては、令和２年２月現在、名寄消防団で定数130人中実員数119人、充足率91.5%、風連消防団で定数67人中実員数64人、充足率95.5%となっています。しかしながら人口減少と高齢化を受け、定年退団後、新たな団員の確保に苦慮しているところであり、各広報誌やイベント機会を活用しての団員募集活動などを行っています。

ＰＴＡの活動については、7校の小学校と4校の中学校にそれぞれ組織されており、保護者や教師の立場から、日ごろより地域のより良い教育環境の充実や児童生徒の健全な発達に向け、取り組んでいただいていますが、児童生徒の減少に伴い保護者の人数も減少傾向であり、役員などを担っていただける人材確保も徐々に難しくなってきているのが現状です。

このことから教育委員会では、現在全校に導入したコミュニティ・スクールを核に、学校と家庭・地域がともに協働して、組織的に課題に対応していくための検討を進めているところです。

２　安心して暮らすための防犯対策について

（１）犯罪被害の現状と防止策について

【回答】

全国的に子どもや女性への声掛けや、不審者の出没など、重大な犯罪に発展しかねない前兆事案が発生しており、本市においても同様の事案が発生しています。

北海道警察公表の資料によると、全道での子どもに対する事案は登下校の時間帯、女性に対する事案は夕方から夜間にかけてが多く、道路上での発生が多い傾向が見られます。

名寄警察署管内における声掛けを含む不審者は平成30年が24件、昨年は13件発生しており、その多くは声掛け事案となっています。各年2割ほどの犯人が特定されているところです。

また、同管内における刑法犯は平成30年が78件、昨年は66件認知されており、その多くは窃盗犯による事案となっています。平成30年は約8割、昨年は約6割の刑法犯が検挙に至っています。

本市としましては、名寄警察署から不審者情報が発出された際は、全庁的に情報を共有し、青色回転灯装着車による防犯啓発活動を行うとともに、名寄市メール情報配信サービスを活用し、市民への注意喚起を行っています。

（２）市内防犯カメラの設置状況と今後の設置計画について

【回答】

防犯カメラについては、犯罪が発生した状況の確認のほか、防犯カメラを設置することによって、犯罪抑止効果が認められるなど、公共施設だけでなく、金融機関や商店など各事業所において広く設置が行われています。

防犯カメラは、道路や公園などにおける子どもや女性・高齢者の犯罪被害の防止策として有効であると思われますが、犯罪の発生場所が不確定なため、発生する可能性のある場所に設置しようとした場合、相当な数を設置する必要があり、設置・運用には多額のコストを要することが想定されます。

地域の安全安心は市民共通の願いであり、本市としましては、防犯協会連合会と連携した街頭啓発や、「名寄市安全安心地域づくり推進協議会」や「安全安心円卓会議」の開催など、関係機関や団体と連携しながらその確保に取り組んでいるところです。

今後においても、関係機関などと連携して市民の安全安心確保の取組を進めてまいります。

（３）学校における防犯教育の現状と推進について

【回答】

学校安全は、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすることをねらいとして、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の３つの領域で構成されています。とりわけ「生活安全」では、防犯を含む、生活一般の安全に関することの指導を行っています。

近年、スマートフォンやＳＮＳが子供たちにも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化などが問題となっており、情報モラルについての指導が一層重要となっています。

そのため、各学校においては、道教委が保護者・教職員向けの啓発資料として毎月発行しているリーフレットを活用して、ネットトラブルなどの危険性や情報モラルについての授業における指導はもとより、研修会や講演会を実施するなど、家庭・地域と連携した指導の充実に努めています。

具体的には、小学校では、総合的な学習の時間において、インターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間において、ネットトラブルなどの危険について指導しています。

中学校では、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において、著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしています。

青少年センターでは、昨年11月に、子どもたちが安全安心にインターネットを利用できる環境について、家庭・学校・地域で考えあうことをテーマとした「青少年健全育成研修会」を開催しています。また、名寄警察署や名寄市消費者センター、携帯電話キャリア会社などと連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット使用上のルールなどを学ぶ講演会を実施しています。

道教委においては、児童生徒がいじめや犯罪などのネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、ネット上の不適切な投稿を検索・監視する「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を行っています。

教育委員会としましては、今後とも、道教委の取組を生かし、学校や地域・家庭と連携を図りながら、インターネットを使う時間や場所など「家庭のルール」や「友達同士のルール」を決めたり、有害なサイトから子どもを守るための「フィルタリング機能」の利用を強くお願いするなどして、児童生徒の安全を確保する取組の充実に努めてまいります。

次に、不審者に遭遇した時の対応についてお答えします。

各学校または名寄警察署からの不審者に係る情報については、平成30年度は15件ありました。また、本年度２月末では５件の不審者に係る情報が報告されています。

このように本市におきましても、不審者情報が多く報告されているという現状を鑑み、教育委員会としましては、学校には、全ての児童生徒の安全を確保するため、道教委が作成した「学校における危機管理の手引き（改訂３版）」を活用して、事故や不審者などに対する危機管理マニュアルや学校安全計画の改善を図り、組織的に迅速かつ適切に対応するようお願いしています。

具体的には、学校では、児童生徒や保護者、地域住民から不審者に係る情報提供が

あった場合は、直ちに110番通報を行うとともに、教職員による校区の巡視や集団下校などを実施しています。

さらに、不審者が校内に侵入することを未然に防ぐため、玄関に設置してあるインターホンを使って来校者の氏名と来校した要件を確認したり、来校者であることを示すネームホルダーを着用してもらうなどの対策をとっています。

万が一、不審者が校内に侵入した場合に備え、さすまたや催涙スプレー、カラーボールなどを用意したり、暗号放送をかけるなど、緊急時の組織体制や手順などをマニュアル化して取り組んでいます。

また、名寄警察署と連携し、児童生徒が不審者に遭遇した場合の対応に係る避難訓練も実施しています。小・中学校では、不審者訓練で、警察署からの講和を聞いたり、警察官が不審者役になって児童に声をかけ、対応の仕方や助けの求め方、大きな声の出し方を全校児童生徒の前で実際に行ってみたりするなどの訓練を実施しています。

教育委員会としましては、今後とも、児童生徒の安全確保を図るために、学校と家庭・地域、関係機関の連携による取組を一層充実させていきたいと考えています。

清水　一夫　議員

1　冬の観光について

（1）本年度のインバウンド(訪日外国人)スキー客の現況と受け入れの取り組みについて

【回答】

今シーズンのピヤシリスキー場は、降雪不足などにより、昨年に比べると11日遅い12月26日のオープンとなりましたが、1月は比較的穏やかな日が多く、全道・全国的に降雪が少ない中、当スキー場も例年に比べ雪は少ないものの、道央圏と比べると降雪があり、かつ雪質も良いため、例年に比べ市外から多くのお客様が訪れました。

中でも外国人は多く訪れており、「スキーこどもの日」でもあった2月1日の土曜日には、従業員からの聞き取りではありますが、外国人の入込が確実に過去最高となり、以降も例年に比べ欧米系外国人が多く訪れました。実際に当スキー場の雪質について尋ねると、高い評価をいただいたとのことです。

長期滞在していた外国人の多くは、キャンピングカーを使用して駐車場で滞在し、スキー場、風呂、食事はなよろ温泉サンピラーを利用いただきました。1月30日から2月3日頃までは、複数の外国人グループが宿泊されました。

ほとんどの外国人はスキー・スノーボードを目的に北海道を訪れており、北海道滞在中に条件の良い場所を求めて移動しているようで、ＳＮＳや外国人スキーヤー・ボーダー同士のつながりで、当スキー場を訪れる方が多いほか、全道的な雪不足のためスキー場の対象範囲を、これまで道央から富良野周辺までだったものを、さらに北まで範囲を広げたほか、天気図を見て訪れた方も多くいらっしゃいました。

外国人の受入施策について、今シーズン、ＳＮＳの多言語発信といった、例年と比べて特別なＰＲをしたわけではなく、全道・全国的な雪不足による特需であった側面があることから、来シーズンもこの流れを逃さないために、外国人に向けたＰＲを検討してまいります。

（2）バックカントリーの対応について

【回答】

ピヤシリスキー場において、今シーズン、多くの外国人に訪れていただいたことは、

今後の可能性や情報発信につながり、大変ありがたいことである一方で、外国人の中には、バックカントリーを楽しむために、管理区域外をパトロールの指導を無視して滑走する方も多く見られました。

管理区域外の滑走については、雪崩による遭難や事故防止などの観点から、当スキー場においても基本的に認めておらず、今シーズンについては、リフト券売所及びリフト乗り場での注意喚起に努めたところですが、区域外滑走を禁止する表示の多言語表記や、区域外滑走した方の事故防止対策及び救助体制が整っていないことなどの課題があります。

バックカントリーに関しては、今シーズン、占冠村のトマム山と中頓別町のピンネシリ岳で、雪崩遭難により訪日外国人が死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、北海道警察のまとめによると、冬季シーズンに多くの外国人がスキー場管理区域外をスキーやスノーボードで滑走中に遭難しています。

当スキー場で、バックカントリーを目的に欧米系を中心としたインバウンド受入の可能性を検討するに当たっては、管理区域外の安全性の確保、救助体制の確立、地元専門ガイドの同行の場合のみ可能とするかどうかなど、様々な課題を検討する必要があると認識しています。

2　冬季スポーツ拠点化について

（1）本年度の全道・全国大会の現況と対応について

【回答】

スポーツ大会の誘致は、スポーツ合宿の誘致とともに、冬季スポーツ拠点化事業の中で、重点的に取り組んでいる事業であり、Ｎスポーツコミッションや各競技団体の協力をいただきながら推進しているところです。

本市における本年度の全道・全国大会の開催状況ですが、夏季は、北海道少年少女銃剣道大会やサンピラー国体記念サマージャンプ大会が開催されました。

冬季大会の状況ですが、12月の名寄ピヤシリジャンプ大会を皮切りに、全日本コンバインド大会、北海道スキー選手権など、スキー競技を中心に開催されています。

また、本年度はピヤシリスキー場において、全日本スノーボード選手権大会北海地区大会が開催されるとともに、雪不足の影響で急遽、本市での開催となった北海道中学校スキー大会が開催されるなど、環境・施設・人材を含め冬季スポーツにおける本市の高いポテンシャルを示すことができたシーズンとなりました。

しかし、今月開催が予定されていた、ＪＯＣジュニアオリンピック全日本ジュニアスキー選手権大会や、全日本スキー選手権ノルディックコンバインド大会は、新型コロナウィルスの影響で開催が中止となりましたが、3月のこの時期に質の高い競技環境を整えられるのはこの地域しかないと思っております。引き続き競技団体のご協力をいただきながら、大会・合宿誘致に努めてまいります。

（2）冬季スポーツ少年団の強化について

【回答】

本年度の体育協会傘下の少年団数は名寄地区で17団体、風連地区で5団体あり、両地区合わせて22団体579人の登録がありますが、その内、冬季競技のスポーツ少年団は2団体あります。

現在、スポーツ少年団などに加盟する選手も含めて支援を行っており、全道・全国大会に出場する際の宿泊費、交通費の一部を補助する名寄市教育振興補助金と、名寄

市体育協会を通じて合宿費用の一部を補助している名寄市体育協会ジュニア競技力強化事業補助金があります。

また、風連地区のスポーツ少年団に対する支援策ついては、風連町スポーツ少年団補助金において、活動全般の支援を行っているところです。

3　防災について

（1）台風１９号「令和元年東日本台風」被害における教訓について

【回答】

昨年は、台風第15号や第19号により、記録的な大雨が発生し、多くの河川の氾濫などにより、全国各地で甚大な被害をもたらしました。

また、暴風雨での倒木や飛来物などにより、大規模な停電が続くなど、住民生活に大きな影響を与えた災害となりました。

本市においては、大きな被害はありませんでしたが、全国的な災害の事例については、決して他人事とは考えずに、本市でも発生し得るものと捉えています。

名寄市防災訓練については、平成29年度から本年度まで、「FIG-a なよろ　課題を見つける避難訓練」として、最大規模の浸水を想定し、参加された町内会の皆様が実際に避難行動を起こすことによって、避難経路の危険箇所や地域での共助における課題などに気づいていただくような訓練を実施してまいりました。

また、「確実な避難のために」と題して、水害を想定した防災セミナーも開催してきています。

令和2年度の防災訓練については、内容は確定しておりませんが、これまで、洪水による訓練を続けていますので、冬期間での訓練についても視野に入れながら、検討しているところです。

冬期訓練については、平成26年度に段ボールベッドや発電機などを用いた避難所の運営や避難者の受入れ訓練のほか、暴風雪に対する訓練などを実施してまいりました。

近年では、平成30年北海道胆振東部地震や、昨年の台風15号により千葉県などで大規模停電などの事案が発生しています。

本市において、冬期間に長時間停電が続けば、命に関わる事態となるものと認識していますので、市民の皆様の意識の向上につながるような訓練も検討しています。

また、防災セミナーでは、福島県南相馬市から講師を招き、東日本大震災からの教訓や課題などの講演や、避難所運営に係る図上訓練などについて検討しています。

避難行動の重要性や地域での防災力の向上など、自助・共助の力を高められるような取組を進めてまいりたいと考えています。

倉澤　宏　議員

1　情報の発信と共有について

（1）広報広聴のあり方について

【回答】

広報広聴のあり方については、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得ることができ、透明性の高い行政運営を確保するために、広報事業としては広報誌の作成や、ホームページやFacebookなどによる電子媒体での情報発信の管理を総務部で所管しています。各課におきましては各種施策の周知として住民説明会の開催のほか、広報誌やホームページを利用した情報提供を適時行っています。

広聴事業としては、職員を講師とする出前トークや直接市長へまちづくりなどの提言ができる市長室開放事業のほか、名寄の将来を担う子どもたちから意見をいただく「ふるさと未来トーク」などを実施し、市民の参加を通じた情報共有に総務部と各課が連携しながら努めています。

今後につきましても市民の知る権利を保障し、より一層開かれた市政となるよう速やかでわかりやすい広報広聴事業を推進してまいります。

（２）市民への情報発信について

【回答】

これまでの市民への情報提供の手法についての考え方としましては、まちづくりに必要な情報など市民に対して十分な提供と説明に努めており、株式会社名寄振興公社などの諸問題については、まちづくり懇談会での市民説明をはじめ、記者会見や広報誌などを通じて適時必要な情報について市民に提供を行ってきたところです。

特に記者会見など民間の報道機関との連携による市内外への情報提供についても、非常に重要な情報提供手段であり、記事情報の提供や取材などの協力など積極的にすすめてまいります。

今後につきましても、市民との協働のまちづくりを推進していくため、広報誌の発行をはじめとする広報事業や出前トーク、パブリックコメントなどによる広聴事業について、必要な時期に適切な手法による市民との情報共有に努めてまいります。

（３）庁内における情報共有について

【回答】

行政の総合的かつ効率的な運営を目的に、庁議については週１回、部・次長会議については月１回開催し、市政の基本方針に関することの審議などを行っています。決定された事項のうち、必要のあるものは速やかに関係職員に周知しています。

課長会議、係長会議の開催状況については、本年度では課長会議は一部書面によるものも含めて、部・次長会議の後に毎月開催しており、市長が必要に応じて招集する係長会議については、本年度は開催しておりません。

情報共有については、職員全般に周知が必要な場合は、課長会議などを通じて適時にお知らせしているところです。

今後につきましても、課題や政策の共有化や効率的な行政運営に努めてまいります。

２　空き地・空き家対策について

（１）空き家等の現状について

【回答】

平成29・30年度において、市内の空き家状況を把握することを目的として、民間地図会社の実地調査による空き家データコンテンツの情報をもとに、現地調査を行いました。

調査結果としましては、事業所、集合住宅などを除いた448件中、空き家と思われるものが249件、使用中と思われるものが112件、すでに除却されていたものが87件となりました。

今回の調査は空き家の状況を把握する目的で実施しており、その所有者など全てを特定調査するものではありませんが、地域住民から苦情相談などがあった際、空き家

の適正管理をお願いする場合については、全件、所有者の特定を行っています。
また、固定資産課税において、所有者が不明な家屋や土地については、相続放棄により所有者がいないケースや所有者の死後、相続人の特定が困難なケース、さらに、特定所有者不明土地などが、13件となっており、対応に苦慮している状況です。

（2）名寄市空家等対策計画の進捗状況について

【回答】

名寄市空家等対策計画では、空き家などの調査、空き家バンクの設立に加え、適切に管理されていない空き家などへの対策が定められています。
計画に基づいた取組としましては、空き家などの調査については、空き家データコンテンツを活用した現地調査によるデータベースを確立いたしました。
空き家バンクについては、まだ登録はありませんが、空き家などの所有者で利用を希望される方が情報発信できるツールの一つとして仕組み作りを行ってきたところです。
また、適正管理を怠り他者に損害を与えた場合のリスクや、相続放棄をしても空き家などの管理責任は失われないことなど、従前よりも踏み込んで当事者意識を醸成する広報活動を実施したり、適切に管理されていない住宅の管理責任者などへの連絡を重点的に実施してまいりました。
本市の働きかけにより、所有者などによって周囲に危険を及ぼす可能性のある家屋の除却に至った案件をはじめ、連絡を行ったうち半数以上では建物の修繕や、屋根雪の処理などの適正管理が行われ危険な状態が回避されており、計画に基づく取組の成果が現れているものと捉えています。
一方で、管理責任者などへの連絡を進めつつも改善に至っていない家屋も残っていることが大きな課題であり、今後も引き続き関係機関などと連携しながら管理責任者などへの連絡を行ってまいります。

（3）名寄市空家等対策協議会での協議内容について

【回答】

名寄市空家等対策協議会については、本年度の会議を2月に予定しておりましたが、新型コロナウィルスの影響により、開催を延期しており、今後、状況を見定めながら開催し、市内全体の空き家の状況や、個別の対応状況などをもとにご議論をいただきたいと考えています。
次期名寄市空家等対策計画については、新年度、名寄市空家等対策協議会において議論を行っていきたいと考えていますが、本市としましては、所有者などによる家屋の除却が毎年100件以上行われており、かつ、物件の流通も活発な現況を踏まえ、現計画に記述のある空き家除却の補助などについて、今後のあり方を含めた議論を深めてまいりたいと考えているところです。

（4）特定空家等の認定方針について

【回答】

今後の特定空家の認定に対する市の考えについては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条により、特定空家等とした空き家の所有者などに対しては、初めに「助言・指導」を行い、その後も改善が見られない場合は「勧告」、「命令」、通知書の交付

などを経て、最終的には「行政代執行」を行うことができるものとなっています。

しかし、全国的にも代執行などを実行したのちの費用回収は大きな課題であり、回収状況によっては、私人の財産管理に公金を支出することへの是非が問われるとともに、所有者が空き家の管理を適切に行わなくても最終的には市が対応してくれるという、モラルハザードを引き起こす恐れもあり、慎重にならざるを得ないと考えています。

三浦　勝秀　議員

1　ふるさと納税について

（1）今年度の寄附状況について

【回答】

本年度の寄附については、概ね4,700件余りで4,900万円程度となる見込みであり、昨年度の寄附実績が4,614件で4,757万円でしたので、比較すると僅かに増加となる見通しです。

また、人気の返礼品についてですが、一番多く選ばれているのがスイートコーンで約1,700件、次にメロンで約600件、さらにはグリーンアスパラガスの約350件と続いており、農産品の人気が高くなっている状況です。

（2）次年度事業について

【回答】

昨年6月1日に「ふるさと納税に係る指定制度の運用」が新たに開始され、本市においては指定基準に適合していることから、指定の通知を受け、事業を進めてきたところですが、寄附金の募集に要する費用を原則、寄附金額の5割以下にしなければ指定の対象にならないなどの要件も新たに示されているところです。

そのような情勢を踏まえ、事業の取組について検討を進めてきており、令和2年度については寄附単価を引き上げることで費用総額が5割以下になるようにしていきたいと考えています。

寄附単価を引き上げることにより想定される寄附件数の落ち込みについては、他の自治体において人気の高い、特産品を数回に分けて送る定期便形式の返礼品を追加することや、申込件数が上限に達しているグリーンアスパラガスの2Lサイズのほかに、Lサイズを新たに返礼品に加えること、また、人気の高い返礼品については、申込みの受付開始時期をこれまでよりも早めに設定し、翌年度発送分を先行して一定数受付けることで、寄附金額から募集に要する費用の総額を差し引いた金額の対比で、少なくとも本年度と同程度の寄附をいただけるよう努めてまいります。

ふるさと納税事業については、本制度の趣旨にのっとり「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」という寄附者に対して、本市の現況やいただいた寄附金を活用した事業などをホームページに掲載することにより、寄附者の方に寄附金が有効に活用されていることを実感してもらうとともに、本市を身近に感じていただき、継続してご寄附いただけるような取組を行ってまいります。

また、財源確保の観点からも少しでも多くの方に寄附をいただけるよう努めるとともに、本市と本市の特産品を全国にＰＲできる機会として活用してまいります。

（３）企業版ふるさと納税について

【回答】

企業版ふるさと納税については、令和２年度税制改正において、納税の拡充・延長がされる予定となっています。

地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、国における第２期総合戦略の策定期間である令和２年度から令和６年度と合わせ、税額控除の特例措置を５年間延長するものであり、税の軽減効果を現行約６割から最大約９割とするものです。

対象事業としては、地方版総合戦略に掲載され、地域再生計画を作成し、内閣府に計画の認定を受けてからとなりますが、本市の取組状況としましては、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、国の第２期総合戦略の改定と整合を図った見直しを行い、地域再生計画においても改正案を内閣府へ提出し、本年３月下旬の認定を受ける予定となっています。

対象となる企業については､本社が本市に所在する企業以外は全て対象となります。

過去の交渉実績については、現在までありませんが、企業においてもさらに大きなメリットとなる改正が行われますので、各担当において、企業版ふるさと納税も視野に入れた事業の組み立てを図っていく必要があると考えています。

現在、国が公開している地方創生事業には19種類の事業分野があり、このうちの一つに「企業誘致・起業支援」という事業分野があります。

その中で、明確に「企業誘致」を掲げた事業を搭載している岐阜県瑞浪市の事例では、新たな工場用地を整備し、市独自の奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の創出を図るといった内容となっています。

本市において、現在、内閣府に申請中の地域再生計画では､「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に沿った５つの計画事業を搭載しており､先の19の事業分野のうち､「スポーツ」「農林水産業」など複数の事業分野に該当することから、企業側にとって寄附を検討するにあたり複数の選択肢を示すことになります。

この再生計画では、数多く盛り込まれた取組の中で「企業誘致の推進」も含まれていることから､「企業誘致」に関心ある企業からの寄附が期待されるほか､「企業誘致」以外の取組に関心を持って寄附をいただいた企業であっても、寄附をきっかけに企業誘致の交渉につながるなど、様々な可能性があるものと考えるところです。

２　再生可能エネルギーの活用について

（１）エネルギー問題に対する考え方について

【回答】

我が国におけるエネルギー問題については、国内で消費しているエネルギーの大半を海外からの輸入に依存しており、エネルギー自給率の向上が課題の一つとなっています。

さらに、平成30年７月に策定した第５次エネルギー基本計画の施策の一つとして、2030年度における我が国の電源構成に占める再生可能エネルギーの比率を22～24%に目標設定し、再生可能エネルギーの主力電源化が目指されたところです。

また、温室効果ガス抑制に関する多国間の協定である「パリ協定」で採択された、温室効果ガスの排出と吸収のバランスを保ちながら、最終的に温室効果ガスをゼロにすることを目指す、いわゆる「脱炭素社会」の実現に向けて取り組むこととされています。

温室効果ガスの多くは二酸化炭素であり、その発生を減らすために、化石燃料を使

った発電に頼るのではなく、再生可能エネルギーの積極的な活用を進めているところです。

本市におきましては、名寄市総合計画（第２次）の基本目標Ⅲ「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」の中において、「環境との共生」を主要施策の一つとして掲げており、化石燃料の燃焼が主な要因である地球温暖化問題の解決に向け、豊かな自然環境の保全と環境負荷の減少を目指して、様々な取組を行っているところです。

具体的な再生可能エネルギーに関する取組としましては、名寄小学校、名寄南小学校において学校施設における環境負荷の低減や再生可能エネルギーの有効活用による消費電力の節電を目指すとともに、環境教育の教材として活用することを目的に太陽光発電設備を設置しています。

また、平成28年度をもって事業は完了していますが、新築または既存住宅における住宅用太陽光発電システム設置を支援する「名寄市住宅用太陽光発電システム設置補助金」は平成25年度から平成28年度までに46件の実績があり、再生可能エネルギー発電設備の設置を支援する「名寄市再生可能エネルギー発電設備設置促進補助金」を活用し、約500世帯相当分の発電能力を持つ「サンピラーメガソーラー発電所」が設置されるなど、環境の負荷の軽減及び新エネルギーの普及促進に対する支援に本市としても取り組んできたところです。

さらに、地域の特性を生かした再生可能エネルギーとして、雪室型もち米低温貯蔵施設「ゆきわらべ雪中蔵」、名寄市風連農作物出荷調整利雪施設において、熱交換冷風循環方式にて庫内に冷気を送ることで、もち米や農作物の食味を維持する室温と湿度を保つ低温倉庫に雪氷熱を導入しています。

再生可能エネルギーの普及推進には、市民一人ひとりが地球温暖化問題やエネルギー問題を自らの地域の問題として認識することが必要であることから、平成29年度から平成30年度にかけて若年層への環境教育を目的とした「こどもエコ隊事業」を実施し、本年度は名寄消費者協会主催の「消費生活展」において燃料電池自動車普及啓発展示ブースを開設し、一般市民向けに普及啓発を行ってきたところです。

今後も市民への普及啓発に努めるとともに、新たな公共施設整備や大規模改修事業の際には、再生可能エネルギー導入に向けた検討を進めてまいります。

佐藤　靖　議員

１　明日の名寄のために

（１）名寄市監査委員による監査報告書にかかわって

【回答】

株式会社名寄振興公社に関する経済部内の情報共有については、部所管事項であることに加え、対応への応援体制をとっていたことから、経済部長から部内管理職に対し説明を行い情報共有を図ってきたところであり、明らかになった事実などについては、速やかな説明に努めてきたところです。

東京なよろ会ツアー代金に関しては、既に支払い済みであることを２月の特別委員会で報告させていただいたところですが、修正した決算においては、使途不明金及び売掛金とされ、その詳細は未だ明らかとなっていない部分が残されているのが現状です。

このため、修正後の決算状況について情報共有を行っていたものの、２月の時点では、東京なよろ会に関しては、触れていませんでした。

しかし、特別委員会における質疑への答弁、報告において、東京なよろ会について触れたことを受け、速やかに交流推進課長、部内管理職の順に説明を行ったところであり、東京なよろ会の対応などについては、情報交換を行い進めてまいりましたが、経過としては、監査報告の通り、新聞報道で先に知ることとなったものです。

次に、本年度のスキーツアーが株式会社名寄振興公社側の理由により中止となったとしている件については、平成28年までのツアー手続などについては、東京なよろ会が行っておりましたが、それ以降、役員の急逝などもあり、その多くを公社職員が代わって担っていました。しかし、当該職員の本年度途中での休職・解雇を受け、公社側としては、昨年までと同様の対応が困難な事態となりました。

また、東京なよろ会においても、当時スキーツアー担当の理事が急遽会を辞められ、ツアー業務の体制が整わなかったことから、両者で協議した結果、誠に残念ですが、本年度のスキーツアーは実施困難と判断されたものです。

しかしながら、本年度も、東京なよろ会の皆様にはグループとしてピヤシリスキー場にお越しいただくなど、改めて、ふるさとの応援団としてご支援くださる姿を大変心強く思うとともに、深く感謝を申し上げるところです。

また、本年、東京なよろ会が35周年を迎え、記念事業を6月のゴルフツアーに合わせて行うことと、来年のスキーツアーについては、例年通り実施する方向で進めているとの報告をいただいていますので、ツアー委員会や名寄サンシャイン会など関係団体などと連携し、お越しになる皆様に喜んでもらえるよう、おもてなしの心で、しっかり準備をしてまいります。

次に、名寄市学校給食会過年度会計における剰余金についてお答えします。過年度会計は合併前の旧名寄市学校給食会の単年度決算時に発生した黒字額の累積金についてです。

名寄・風連の学校給食会合併後の平成20年度にこの累積金について給食会理事会で協議した結果、名寄市学校給食会を事業者としてみた場合、給食費会計が赤字となった場合などに食材費の支払に支障の無いよう、またその他不測の事態に備え、年間の総事業費の3%～4%程度の剰余金を留保しておくべきと決定されていました。当時の給食会の年間事業費は1億2千万円ほどであったことから450万円程度を過年度会計として残すこととなり、これまで毎年度、給食会総会にて承認をいただき継続してきたところです。

本年度の給食会決算は、200万円程度の赤字決算の見込みであることから、平成20年度理事会での決定どおり、この剰余金から赤字補填し食材費の支払に充当いたします。赤字補填後も250万円ほどの残高となりますが、令和2年度の給食費値上げについても、さらなる食材費の高騰が予想される経済、社会情勢にあり、この残高についての活用も検討しなければならない状況にもありますので、ご理解をお願いします。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」については、平成27年度より指定管理を行っており、利用料金については本市の条例で定める額のとおりとしています。

この度、監査による確認事項の照会を受け、指定管理者に確認し報告書の提出を求めたところ、利用料金については、平成30年4月の料金改定時に、本市が開示した料金表を指定管理者が利用者向け料金表を作成する際に、誤って転記したものでした。

誤った記載があった平成30年4月から令和2年1月までの利用料金について過去の実績を調査した結果、誤った記載を適用された利用はなく、利用者への不利益を与えたものはありませんでした。

また、キャンセル料については、指定管理者が、施行規則を基に還付金について料金表に記載する際、利用者が理解しやすくするように配慮して内容を要約したものでしたが、結果的に施行規則と一致しない説明になったものです。しかし、実際の運用

は、施行規則どおりに行われており、利用者への不利益はありませんでした。
いずれも監査からの確認事項の照会後直ちに、指定管理者に対して注意、指導を行い、利用者向け料金表及びホームページの訂正を求め、既に条例、規則の文言のとおり表示されています。
この度、指定管理者における事務上のミスに加え、本市のチェック不足により、利用者に不利益を生じさせかねない状況が、監査により確認されるまで気づかなかったことについて、深くお詫び申し上げます。
今後、再発防止のため、指定管理者が利用料金などを定める際には、指定管理者内部の確認の徹底を改めて求めることはもとより、本市においても十分な確認をするよう、事務の徹底を図ってまいります。

（２）市役所機構のあり方について

【回答】

産業振興室については、平成31年4月に営業戦略室を再編し、次長職1人、課長1人、主幹1人、主査1人、主任1人、係職4人の9人体制でスタートしたところです。
その後生じました複数の政策課題への対応のため、令和元年10月の人事異動において、新たに係職1人を追加配置し、さらに兼務発令ではありますが、同年11月に主幹職1人を配置いたしました。一方で、株式会社名寄振興公社の再建に対応するため、昨年12月に課長職2人について、一旦市を退職するかたちで、株式会社名寄振興公社に派遣していますが、同時に兼務発令で、主幹1人を産業振興室に配置し、管理職業務を担うことにより、できる限り業務に支障の生じない体制づくりに努めてきたところです。
王子マテリア株式会社名寄工場の課題に関する事務分掌については、市内の経済に限れば産業振興室の所管といえますが、大規模事業所の撤退の影響は、直接の人口減や市内の各種担い手の減少、学校教育への影響など市の様々な分野に波及することが想定されることから、所管を総合政策部とさせていただき、産業振興室とも密接に連携しながら業務を遂行していますのでご理解願います。
産業振興室の組織体制については、現在の業務量や政策課題の進展の度合いなどによっても左右されると考えられることから、今後人事配置を含め適正な組織のあり方について検討してまいりますのでご理解願います。

（３）名寄市民の新たな誇り創造にかかわって

【回答】

多くの市民にご不安を与えたことから、本市のイメージ回復を含めた、市民の名寄に対する信頼を取り戻す取組が必要なことは十分認識をしており、また先の定例会でも、今村議員への市長のお答えの中でお示しさせていただいたところです。
ご提案いただきました名寄出身者やゆかりのある方の紹介の場の設置や、それらの方を一堂にあつめたイベントの開催も含め、これまで取り組んできた、市政におけるコンプライアンスの回復に加え、今後どのような形で市民が誇りを取り戻すための取組が可能か検討してまいりますのでご理解願います。

２　教育関係の将来展望について

（１）高校進学者支援にかかわって

【回答】

本市では、平成29年度に市内の道立高等学校と連携し、特色ある取組により入学者の確保を目指すため、新たな制度を創設してきたところです。

新たな制度の一つとして、在籍する学生が、就職や進学に役立つ資格取得に対し、その検定受験料を一定の基準で助成する「名寄市高校生資格取得支援事業」を制度化し進めてきました。

これまでの支援実績では、平成29年度には延べ166人の資格取得者に対し311,640円、平成30年度には延べ194人の資格取得者に対し397,810円の補助をしてきており、年々利用者が増えてきている状況です。

2つ目として、この地域の基幹産業である農業従事者の人材育成や人材確保には、名寄産業高等学校の酪農科学科の存続が重要であり、間口維持には道外から生徒を呼び込むことも一手段であることから、「名寄産業高等学校酪農科学科入試受験者交通費等補助事業」を制度化し、交通費や宿泊費を補助することにより受験しやすい体制を作り、道外から一人でも多くの入学者を確保するため取り組んできました。

これまでの実績は、平成29年度は3人の入学者に対し164,940円、平成30年度は3人の入学者に対し130,270円の補助をしてきたところです。

市内の中学生が市外の高校へ進学する要因として、近隣の自治体が取り組んでいる入学者に対する支援制度があり、検定受験料の助成や通学費の補助、入学準備金の支給、下宿費の助成などの支援が行われており、進学するにあたって入学を決定する一つの要因となっていると認識しています。さらに、これ以外にも、それぞれの高等学校の特色や専門学科の配置、部活動など、様々な要因があると考えています。

令和元年の市内の進学者の状況について分析をしてみますと、全体の進学者数は198人で、市内の高等学校入学者数は127人（64%）、本市以外の上川北学区への進学者は43人（22%）、上川南学区への進学者は21人（11%）、それ以外は7人（3%）で、市外へ進学者数は71人(36%)でした。

上川北学区内だけで流出・流入状況を見ますと、本市から市外の高校進学者は43人、市外から本市への進学者数は42人で、流出・流入による減少は1人となります。これに上川南学区やそれ以外の地区への進学者28名を加えると、全体では29人が流出していることになります。

このことから、支援策がある高校への流出もありますが、支援策が無い高校への進学者も多くいることがわかります。

今後におきましては、市内高等学校の再編に向けた検討が進められており、進学先として希望される高校となる取組が必要となることから、高校のあり方について様々な可能性について検討を進めていきます。

（2）「子どもたちの希望に沿った学ぶ環境」とは

【回答】

市内の高校の状況については、課題となっている少子化などの影響で、中卒者数は減少傾向にあり、名寄産業高等学校についても定員割れが続いている状況から、令和2年度から電子機械科と建築システム科が機械・建築システム科に再編され、4間口から3間口に減少することになっています。さらに、名寄高等学校においても定員割れが続いており、1間口減少している状況です。

このような中、平成30年の「名寄市内高等学校在り方検討会議」では、道教委の新しい高校づくりの指針、道内や名寄市内の経済や雇用情勢、生徒数の推移や進路状

況を調査・分析し、今後の市内の高等学校のあるべき姿について、ご意見をいただき検討を進めてきた結果、市内各高校の間口が維持できるうちに、令和５年度を目途に市内２校の統合に向け、検討するよう道教委へ要望書を提出してきました。

今後は、この要望の実現に向け、道教委の「これからの高校づくりに関する指針」を参酌し、名寄市内高等学校在り方検討会議の中で、生徒の進路希望などを調査・分析しながら、単位制の導入や特進コースの新設など、市内はもとより、市外からも入学希望が多くなるような高学のあるべき姿、いわゆる魅力ある学校のあり方について検討し、意見を集約していきたいと考えています。

また現在、道教委では、高校の特色化・魅力化を図ることを目的に、小中学生や保護者、地域の方々を対象に、アンケート調査を実施し、名寄高等学校・名寄産業高等学校に対するイメージやニーズの把握に努めているところです。このアンケート結果を有効に活用し、高校に対する子どもたちの思いや願いを把握していきたいと考えています。

今後は、以上のような考え方を基本に、本市としての方向性をまとめ、道教委に再度、要望していきたいと考えています。

（３）教育施設改修にかかわる基本的考えについて

【回答】

市内小中学校の施設整備については、学校施設の老朽化対策と耐震化を推進するため、平成23年度から平成29年度を計画期間とした名寄市立小中学校施設整備計画を策定し、名寄市街地区の小学校の統廃合に併せた南小学校の改築、平成30年度には風連中央小学校校舎・屋内運動場の改築が完了したところです。

令和２年度からは、現在市内小中学校の中でも、最も古い建物となっている智恵文小学校の改築に着手しますが、名寄市街地区には、耐震化がされていない名寄中学校と名寄東中学校の２校が残っており、早急な対応が必要と考えています。

また、社会教育施設では、児童センターと図書館の整備が急務となっています。

今後の施設整備の考え方としては、名寄市総合計画（第２次）中期基本計画の中で、智恵文小学校、名寄中学校、名寄東中学校、児童センター、図書館が、今後の整備のあり方について検討すべき施設として挙がっていますが、智恵文小学校については、令和２年度からの施設整備が現実のものとなりました。

今後も、残り４施設の整備について、建設場所や建設規模など、様々な視点から検討を進めていかなければなりませんが、児童センターや特に特定財源の無い図書館については、名寄市立地適正化計画との整合性も含め、さらには本市の財政状況も考慮した上で、教育施設の整備について検討していきます。

３　名寄市立総合病院、名寄市立大学の将来展望について

（１）名寄市立総合病院の経営展望と医師体制にかかわって

【回答】

本年度の稼働ベースの患者数については、外来で815人の増、入院で1,052人の減が直近の集計となっています。患者数の増減は、診療内容や流行性疾患の状況などにより変化しますので、人口の減少が入院患者の減少に直接影響したとは捉えておりません。例年ですと年度末に患者数が増加する傾向がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でどのようになるか見通しがつかない状況となっています。

4月からの診療報酬改定については、全体で診療報酬が＋0.55%、薬価が－0.99%、材料価格が－0.02%となりましたが、細分すると医科の報酬は＋0.53%で、実質は－0.48%です。示された内容に基づいて、各部門が精査と対応準備を行っているところです。この中では、薬価のマイナス改定分が大きく影響してくるとみています。

今後の病院経営については、短期的には診療報酬改定への早期対応を最優先で取り組み、プラス改定された項目に対応することで増収効果を得たいと考えています。また、昨年から強化している経費の節減策も随時拡大してまいります。

当面の課題としては、医師の働き方改革への対応とスタッフの確保が重点になることから、多くの先進病院の事例も研究しながら個別の対応を検討していくこととしています。

4月以降の各診療科の医師配置については、派遣元の大学医局の事情が大きく影響しており、例年多少の変化があります。ご不便をおかけする場合もあるかと思いますが、影響を最小限に留めるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

（2）名寄市立総合病院の施設的課題と近隣病院との連携にかかわって

【回答】

施設的課題については、経年劣化や法令の改定などに応じて対応が必要な設備などの更新を、内部計画に基づいて収支状況を勘案しながら実施しています。

近年では、非常用電源バッテリー、エレベーター、空調設備、エネルギー監視装置などの更新を行っています。診療や検査に必要な医療機器は、これまでも随時対応してきているところです。

大きな課題としては、診療を休止して工事を行う必要がある入院病棟や手術室の改修が挙げられますが、収支に大きく影響があることから、令和2年度に策定予定の新たな新名寄市病院事業改革プランの中で検討していくことになると考えています。

近隣病院との連携については、現在、北海道医療計画として進められている地域医療構想の実現には、圏域内の医療機関の役割分担と連携の強化が重要とされています。さらに、当院の医療圏は広く三次医療圏外にも及んでいますので、遠方の医療機関との連携強化も視野に入れた取組も進めていく必要があります。

そのために、既存のネットワークシステムの機能拡充や、先進のＩＣＴ技術の導入に向けて、一部の事業は既に着手しているところです。

今後も、国の新たな支援策が示されることとなっていますので、関係する病院などと十分協議を行いながら連携強化に努めてまいります。

（3）名寄市立大学将来構想中期計画の課題にかかわって

【回答】

名寄市立大学では、平成29年度に今後10年間における大学運営の指針として名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）を策定しました。この将来構想は、基本構想・基本計画と実施計画で構成しており、基本構想・基本計画で示した各分野の基本的な方針に基づき、具体的に取り組むべき事項として、前期3年、中期3年、後期4年の実施計画をそれぞれ定めることとしています。

本年度で前期期間が終了することから、前期実施計画の検証を学内の内部質保証推進委員会で行っているところで、中期実施計画は、この前期実施計画の検証内容や旭川大学の公立化など外部要因の変化を踏まえながら、令和2年度に新学長のもと策定することとしています。

中期実施計画で想定される取組について、前期実施計画の検証内容などを踏まえ、何点かお答えします。

まず、学生確保対策として、高大連携接続事業のさらなる強化・充実が挙げられます。

旭川市では、旭川大学の公立化にあたって、推薦入試の合格者の約半数を地域枠として設定する方針を明らかにしました。

本学でも推薦入試における地域枠募集の設定はありますが、ここ数年、定員を満たしていない現状にあることから、この地域の優秀な高校生に本学を選択してもらえるよう、高等学校との連携をさらに充実・強化することが重要と考えていますし、このことが卒業後の地元定着にもつながるものと考えています。

施設整備の面では、ケアの専門職を養成する大学として、基礎的な環境整備である施設のバリアフリー化が課題と考えています。また、学生の住環境の整備として、学生寮の整備もこの中期期間の課題と考えています。

教育・研究面では、大学院の設置について、指導教員の確保など様々な課題を洗い出し、場合によってはコンサルの協力を得ながら、具体的な検討を行う時期になるものと想定します。

社会連携・社会貢献の面では、前期期間で進めてきた、コミュニティケア教育研究センターによる様々な事業を継続・発展していく中で、名寄市立の大学として、一層の地域貢献事業を進めることが重要と考えています。

授業料などの各種納付金では、本学独自で設定している施設整備費など3つの負担金のあり方について、検討することが必要と考えています。

以上、現状で想定する、中期実施計画で定める取組事項について、何点かお示ししましたが、新年度、野村新学長の考えのもと、本学を取り巻く厳しい状況を全教職員が共有する中で、中期実施計画を策定してまいりますのでご理解をお願いします。

塩田　昌彦　議員

1　名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等について

（1）指定管理施設の現状と受託状況について

【回答】

本市におきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っている施設は34施設あり、その内「名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条に基づき公募により選定している施設が17施設、同条例第5条に基づき非公募により選定している施設が17施設となっています。

また、本市から委託料を支払っているのは、公募17施設のうち16施設、非公募17施設のうち10施設となっており、その他8施設については、利用料などの収入により管理・運営を行っています。

（2）指定管理者の選定及び基準について

【回答】

指定管理者の選定にあたりましては、まず「名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条に基づき、施設の概要や管理の基準などを明示した応募要領及び仕様書について、ホームページなどを活用し周知を行い、その後、事業者への説明会や質疑応答を行い、申込みを受付けています。申込み後は、外部委員3人

を含む11人で構成される選定委員会を開催し、担当課からの委託に関する概要説明や応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答による提案内容などの精査を行い、事業計画、事業提案、収支計画、事業実績など大きく4項目に分けて採点を行い、合計点数が一番高かった事業者を選定委員会として選定し、市長への答申、市議会の議決を経て指定する流れとなっています。

なお、見積もりに関する積算根拠については、各施設で業務内容が異なりますので、それぞれの担当課で仕様書を作成しており、その仕様書に基づき、事業者が委託料を積算し申請書と一緒に提出しています。また、担当課においても運営に係る経費の積算を行っていますので、その2つの積算を比較し、業務を遂行するにあたりその経費が妥当であるか、経費の縮減が図られているのかなどについて審査のうえ、点数に反映させ採点を行っています。

（3）管理施設における所管の対応について

【回答】

仕様書については、平成18年の指定管理者制度の導入時から、各施設で業務内容が異なる部分はありますが、基本事項については統一しています。

本市が賃金を積算する場合は、北海道の労務単価を基準として算定していますが、北海道の労務単価とこれまでの実績との差が大きい場合は、そこを考慮し算定している場合もあります。

北海道の最低賃金については近年上昇を続けているほか、また燃料費の高騰などにも対応ができるよう、債務負担行為を設定する際には、その点を加味し設定をしており、上昇などがあった場合には各施設で締結している年度協定の変更や次年度の締結時に、事業者と協議を行い決定しています。

また、年度末に提出される事業報告については、現在年1回となっており、担当課で内容を精査し認定しています。また、月次で利用者数や収入などの報告を求めている施設も多く、必要に応じてその都度、改善策などの協議を行っていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2　経済対策について

（1）仮称「名寄市商工業振興基本計画」策定による効果について

【回答】

「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の策定にあたりましては、昨年4月から、名寄商工会議所、風連商工会と本市の3者で、地域経済活性化に資する意見交換の場を月1回程度もっており、その場において、基本計画策定についても協議を重ね、2月20日に名寄市中小企業振興審議会を開催し、「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の令和2年度中の策定について、審議会に諮問いたしました。

本市の中小企業等の振興に関する取組は、名寄市中小企業振興条例に基づいて各支援策を実施しています。基本計画は、中小企業・小規模事業者が厳しさを増す中で、国における中小企業基本法の改正や小規模企業振興基本法の創設などの背景も踏まえながら、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定めるものであり、名寄市中小企業振興条例に明確に位置付けることで、実効性が担保されるものと考えています。

その内容については、令和2年度にご検討いただくことになりますが、具体的な手法としては、審議会の下に設置した検討部会を中心に、節目ごとに審議会と情報共有

を図りながら、検討していただくこととしており、議会に対してもご報告、ご相談させていただきたいと考えています。

この検討部会は、審議会委員５人と、建設業、製造業、運輸業、サービス業の各業界から特別委員４人で構成しており、さらに必要に応じて外部委員をお呼びすることも可能なことから、令和３年12月の王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約という、本市経済に対する影響をしっかり見据えた中で、幅広い視点からご検討いただくことを想定しており、基本計画策定後に予定する、審議会における点検・検証などを通じて、本市経済への実効性ある施策推進に努めてまいります。

（２）地域経済活性化に向けた取り組みについて

【回答】

本市における中小企業等に対する施策の具体的な手立てである、中小企業振興条例に基づく各支援策は、平成28年度の見直し後、改善や拡充などを望む声があったことから、名寄市中小企業振興審議会のご意見もいただき、緊急性の高いものとして、除雪オペレーターや公共交通ドライバーなどの資格取得について、令和２年度からの見直しに向け準備を進めているところです。

一方、これら支援策のさらなる見直しについては、令和２年度の基本計画の検討と併せて、審議会や検討部会において、市内各業界からご参画いただいている特別委員の皆様のご意見も伺いながら、事業承継や創業支援、人材育成など、本市の喫緊の課題に対応するため、時代のニーズに合った見直しについてご検討いただく予定です。

次に、官公需受注の機会の確保と地元業者の育成に係る優先発注についてお答えします。

国においては、物件の買い入れ等の契約を締結する場合、中小企業者の受注機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件などに対する需要の増進を図り、中小企業の発展に資することを目的として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が、制定されています。国は、この法律に基づき、毎年度新規中小企業者を含めた中小企業、小規模事業者向けの契約目標や受注機会の拡大のための措置などが規定された中小企業者に関する国などの契約の基本方針を定めています。

また、この法律第８条では、地方公共団体においても国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保に必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定されています。

本市におきましても、法律や国の官公需施策に基づき、「名寄市指名競争入札参加者指名基準」や「名寄市公契約指針」を定め、契約の適正な確保ができる範囲内において、市内業者を優先的に指名すること、また地域経済の活性化に資する発注の推進のため、地元企業の受注機会の拡大を定めており、これらに基づきまして各部署において予算編成に際しては市内業者を優先して見積書を徴収するよう職員に周知を図ってきているところです。

さらに、昨年12月からは中間前払制度を導入し、企業における資金調達の円滑化や公共工事の適正な履行確保を図るよう努めています。

今後におきましても官公需における発注や納入時期の平準化、適正な工期の確保などに配慮し、発注方法の工夫をするなど引き続き地元業者への優先発注に取り組んでまいります。

（３）新型コロナウイルス対応による地域経済への影響と対策について

【回答】

新型コロナウイルス感染症による影響は甚大であり、国では、経済対策は経済産業省、雇用対策は厚生労働省といった各所管の対策を、まさに矢継ぎ早に打ち出し、都度ホームページを更新していることから、北海道の対策と合わせ、本市のホームページに関連するホームページへのリンクを貼って、周知に努めているところです。

一方、市内の中小企業や小規模事業者の皆様にとって、できるだけ負担の少ない形で事業を運転していただくためには、市独自の支援策が必要であると考え、本市が対策本部を設置してから速やかに、名寄商工会議所及び風連商工会と本市の３者で協議し、既設の運転資金に係る制度融資とは別枠で、低い利率で、保証料の 1/2 及び据え置き６か月の間の利子を本市が負担するといった内容の融資制度を新たに創設することについて、検討しているところです。

市内経済に及ぼす影響については、先の３者協議において、調査よりも対策の構築が先との共通認識のもと、対策の構築に向けた作業を優先してきましたが、商工会議所や商工会、あるいは金融機関には、既に複数件のご相談があるとのことで、新たな融資の申請状況などを踏まえて、調査の手法を含め、名寄商工会議所と風連商工会と検討しているところです。

３　医療・福祉の対策について

（１）子ども・子育て支援対策の効果と現状について

【回答】

昨年 10 月から実施されました幼児教育・保育の無償化により、３歳以上児の保育料が認定こども園、幼稚園、保育所ともに無償となり、これまで保育料に違いがありました幼児教育と保育がいずれも無償となったことにより、全国的にも給食の提供や預かり時間の長い保育への入所希望が増えていくのではないかと言われています。

昨年 10 月１日の３歳児から５歳児までの入所状況ですが、１号認定である認定こども園や幼稚園の幼児教育については 376 人、２号認定である認定こども園や保育所などの保育については 237 人が利用されています。

このほか、認可外保育の 23 人の利用を含めると、３歳から５歳の人口に対し 100％に近い利用状況にあり、希望する園の利用ができていない家庭もありますが、いずれかの施設を利用しており、３歳児から５歳児においては待機児童は発生していない状況にあります。

本市においては、無償化により幼児教育から保育へ移行を希望する児童が多く、特に認定こども園では、園内での移行が可能であることから多くの希望がありました。

しかし、幼児教育の標準時間より保育の標準時間の方が長いため、保育教諭の配置が難しい状況にあることから、結果的に希望に添えなかった児童が 11 人おり、潜在待機児童として保育への移行を待っていただいている状況にあると伺っています。

現在、保育所では、令和２年度の入所調整を実施していますが、これまでは、満３歳になった時点で保育所より保育料の安い幼稚園へ移行していた児童が、３歳以上児の無償化に伴い保育所を継続して利用する傾向にあります。

このことから、３歳以上児の新たな保育の受入枠を確保することが難しい状況にあるため、幼稚園への入園も検討していただいているところです。

これまで以上に、保育の利用希望者が多くなってきていることや、慢性的な保育士不足が続いていることから、今後においても保育士の確保に向け施策を実施してまいります。

（２）開業医確保対策の現状について

【回答】

開業医誘致に向けた対策としましては、ホームページなどでの周知に加えて、医師向けの書籍や医療新聞などに募集広告を掲載しています。令和元年度には新たに日本医師会が発行し、全国の医師会会員の方などに向け、13万7,000部発行されている「日医ニュース」の紙面に広告を掲載しました。

医師及び医療法人からの問い合わせについては、条例制定から現在までで合計４件ありましたが、いずれも誘致の実現には至っておりません。

条例制定から２年が経過しましたが、北海道内では、札幌・旭川以外の自治体において医師不足は深刻な問題であり、本市同様、開業医誘致条例や補助要綱などを制定し、医師募集を始める自治体も増えてきています。

今後も、情報発信を続けながら、開業医の誘致に向けて取組を進めてまいります。

高橋　伸典　議員

１　子どもがのびのび育つ名寄を

（１）一生懸命遊べる場の確保について

【回答】

現在、市内には雨天時や冬期における遊び場として道立サンピラーパーク内のサンピラー交流館にある児童遊具施設のほか、未就学児においてはひまわりらんどや文化センターを利用した遊びの場の確保を実施しています。

第２期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり実施したアンケート結果では、遊び場の確保が未就学児の保護者、小学生の保護者ともに一番求められている結果となりました。

このことを踏まえ、第２期計画ではこどもの遊び場の確保として、冬期や雨の日でも子どもたちがのびのびと屋内で遊べる場の整備を検討することとしています。

また、立地場所をはじめ整備内容など、５カ年計画内においてできるだけ早い段階で検討を進めて、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

（２）子育てと就労が両立できるまちについて

【回答】

第２期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり実施したアンケート結果において、仕事と子育ての両立の支援が遊び場の充実に次いで、子育てしやすいまちになるために必要なこととして求められています。

第２期計画では、子育てと就労が両立できるまちとして、「多様な保育サービスの充実」、「放課後児童対策の充実」、「子育てしやすい就労環境の整備」として３つの施策目標と23の主要施策を掲げ、具体的な取組を実施していくこととしています。

具体的な取組としては、保護者ニーズに対応したサービスの提供に努めていくほか、子育て中の保護者が子育てと仕事を両立できるよう、育児休業制度の普及・定着の推進など、広報誌や市のホームページを通じて周知・啓発し制度の普及・定着を推進していきます。

（３）寡婦（寡夫）控除への対応について

【回答】

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについて、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年１月１日施行されます。

この改正に伴い、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する全ての単身者について、寡婦（寡夫）控除が適用されることとなります。また、これまで男性の寡夫控除額26万円と女性の寡婦控除額30万円で違いのあった控除額を同一の30万円にするほか、女性の寡婦にも男性の寡夫と同様に所得制限500万円を設けることとしています。

本市においては、この地方税法の一部改正にかかわらず、平成27年８月31日告示により「名寄市ひとり親支援に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用の運用を定める要綱」を定め、婚姻歴の有無にかかわらず控除されたとみなして再計算し、保育料等の料金としています。

また、公営住宅の家賃においても平成27年10月に公営住宅法施行令の一部改正により、同様の措置としていることから、この度の税制改正に伴う料金については影響がないものと考えています。

所得制限の改正については、地方税法等の一部を改正する法律に基づき対応していく考えでいますので、ご理解願います。

２　補聴器援助システムについて

（１）高齢難聴者・聴覚障がい者の支援について

（２）ヒアリングループの必要性について

【回答】

小項目１と小項目２は、関連がありますので、一括してお答えいたします。

はじめに「身体障害者手帳」についてですが、身体障害者手帳には１級～７級までの等級があり、障がいの種類によって等級に違いがあります。「聴覚障がい」については、身体障害者手帳の制度上、１級、２級、３級、４級、６級の５つの等級に分けられることになります。

本市の聴覚障がいの等級別「人数」については、現在、１級が６人、２級が27人、３級が20人、４級が36人、６級が52人の状況です。

「聴覚障がい」には、生まれつき耳が不自由な「先天性の聴覚障がい」、病気や事故などにより途中から耳が不自由になった「後天性の聴覚障がい」、高齢になって聴力が衰えた「老人性の聴覚障がい」があります。

聴覚障がい者が窓口に来られる多くの理由は、各種制度を利用するための申請や更新の手続き、補聴器等の修理に関する申請などの書類提出が主となっています。

「難聴」の方が窓口に来られた場合は、口頭での説明のほか、その方の状況に応じて、筆談も交えながら窓口対応をしているところです。また、障害者手帳保持者の中でもその割合が少ない、手話対応が必要な「ろう者」の方が窓口に来られた場合は、手話を学んだ職員による対応もしており、利用しやすい窓口業務に心がけております。

次に、「ヒアリング・ループ」についてですが、各種申請などを目的に来所された場合とは違い、聴覚障がい者の方が、何らかの相談に来られた場合などは、プライバシーの観点もありますので、窓口で対応するのではなく別室の相談室で個別に話をお聞きしたり、後日、家庭訪問をして詳しい話をお聞きするなど合理的配慮に努めておりますのでご理解をお願いいたします。

今後につきましても、引き続き、障がいのある方に寄り添った窓口対応に努めてい

きたいと考えています。

3　新型コロナウイルス感染症への対策について

（1）市民周知への取り組みについて

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、現在も北海道内の感染が拡大している状況にあり、市民への周知などを行い、市民自らが感染予防の対策に取り組んでいただくことが重要です。

市民への周知については、一般的な感染症予防である手洗いや咳エチケットの励行及び相談窓口について、広報誌と同時にお知らせチラシを全戸配布していますが、新型コロナウイルス感染症の情報は国や北海道においても更新が多く、正確な情報を速やかにお伝えすることが難しい状況にあります。

迅速な情報提供のツールとして、市のホームページも活用し、厚生労働省や北海道の情報ページにリンクするという手法で情報の更新などに対応し、情報提供に努めています。

（2）幼児教育・高校・大学への取り組みについて

【回答】

道教委からの要請により、小中学校、高校については、春休みまで休校の措置が取られ感染拡大の防止対策が図られています。

1号認定である認定こども園や幼稚園の幼児教育については、学校と同様の対応がされているとお聞きしています。

また、2号認定である認定こども園や保育所等の保育については、厚生労働省からの通知により、開所が求められていることから、予防のための消毒などの対策に努めながら、保育を続けている状況です。

ただし、登所児童への予防対応や感染拡大を避けるため、可能な家庭においては登所を控えていただいています。

名寄市立大学については、年度末の休業時期であり、学生への影響は少ないものと考えていますが、事態が長期化すれば、入学式や新学期の授業などに影響を及ぼすものと考えています。

（3）高齢者施設・障がい者施設への取り組みについて

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、高齢者が重篤になりやすいとされていることから、本市が設置し、名寄市社会福祉事業団が指定管理を行う特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツにおきましては、厚生労働省からの通知に基づき、全職員マスク着用、職員の出勤前の検温、利用者への面会禁止、利用者や出入業者に対する検温、マスク着用、手指消毒など、可能な限りの感染症対策を行っているとお聞きしています。

また、介護保険事業所及び障がい者の施設、事業所におきましても、厚生労働省からの通知について情報提供するとともに、感染防止対策の徹底についてお願いし、協力をいただいているところです。

（４）名寄市立総合病院の感染症病床の運営対策について

【回答】

名寄市立総合病院は、平成13年11月に第二種感染症指定医療機関に指定され、感染症病棟は3室4床が整備されています。

通常時は受入患者がないことから、常勤職員は配置されておりませんので、感染症疑い症例が発生した時に臨時対応となっています。

現時点での臨時対応としましては、院内で組織する感染対策委員会が中心となって緊急対策チームを立ち上げ、医師・看護師の当番割振りや、診察・入院のための機材と診療材料を配備し、受入体制を整えてきたところです。

疑似症状のある患者の受入に関しては、名寄保健所との連携を図りながら、症状に応じて救急外来と感染症病棟を利用して診察を行っています。日々、国からの指示なども追加されており、今後も情報の伝達と体制整備に努め、感染が拡大した場合にも必要な診療を提供できる体制を構築してまいります。

４　市民が利用しやすい総合案内所について

（１）市民への対応について

【回答】

総合案内窓口については、平成22年7月からの試験運用を経たのち、同年11月から本運用を開始し9年が経過したところです。

通常期は1日平均で約60件、3月・4月の繁忙期は1日約120件の案内や応対実績があり、市民の皆様にも一定程度定着してきたものと考えています。

ご質問のありました自動ドア付近に設置されたインターホンについては、ボタンを押しますと市民年金係に設置されているブザーが鳴りますので、総合案内窓口もしくは市民年金係の職員が随時対応することになっています。

総合案内窓口の職員は、午前と午後それぞれ1人ずつの職員で対応していますので、他の来庁者への応対時や離席中など、速やかに対応できない時もありますが、市民年金係の職員と連携しながら、来庁された方を長時間お待たせしないよう、今後ともできる限り迅速に対応してまいりたいと考えています。

また、総合案内窓口での案内方法につきましても、従前から口頭で案内するだけではなく、必要に応じて窓口までの付き添いや担当窓口職員に総合案内まで来てもらうなどの対応を行っているところですが、今後も来庁者のニーズに配慮しながら親切・丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えています。

総合案内窓口の設置場所については、平成22年の試験運用期間中に検証を行った経緯がありますが、昇降機使用時や荷物運搬時に支障のない場所とする必要があり、また、来庁された方を見下ろす位置では圧迫感があるとの苦情もあったことから、現在の市民年金係前に設置しているところです。

1階ロビーが大変手狭となってきていることから、総合案内窓口の設置場所の変更や人員の増員配置などの対応は現状では難しい面がありますが、市民の皆様が安心して来庁でき、利用しやすい総合案内窓口となるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えています。

川村　幸栄　議員

1　名寄市中小企業振興条例の活用について

（1）中小企業振興審議会について

【回答】

本市における中小企業者などの自主的な努力を基調とした中小企業の振興に関し、本市の施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に、名寄市中小企業振興条例を策定しています。

名寄市中小企業振興審議会は、同条例に基づき、中小企業の振興の基本的事項について審議または調査などを行うため、市長の附属機関として設置され、学識経験者、中小企業団体関係者、経済団体関係者、消費者など13人で構成しています。

本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める「基本計画」の策定に向けては、昨年4月から、名寄商工会議所、風連商工会と本市の3者で、地域経済活性化に資する意見交換の場を月1回程度もっており、その場において、基本計画策定についても協議を重ねてまいりました。

この度、本年2月20日に名寄市中小企業振興審議会を開催し、「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の令和2年度中の策定について、審議会に諮問いたしました。審議会では、引き続きより具体的・専門的な審議を行うために、「名寄市中小企業振興審議会規則」第7条に基づき、審議会委員5人と、建設業、製造業、運輸業、サービス業の各業界から特別委員4人で構成する検討部会を設置したところです。

今後は、検討部会を中心に、節目ごとに審議会と情報共有を図りながら、令和2年度中の基本計画の策定に向けてご審議いただくとともに、中小企業振興条例に基づく支援制度についても、事業承継や創業支援、人材育成など、時代のニーズに合った見直しについてご審議いただく予定です。

また、「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」策定後は、審議会における点検・検証などを予定しています。

（2）地域経済と人口動態について

【回答】

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約に対しては、緊急対策本部が中心となり、影響を最小限にとどめることに主眼を置いた取組を進めることとし、緊急対策本部に設置した検討部会において、構成員である名寄商工会議所、風連商工会及び市、そしてオブザーバーの北海道と連携しながら、具体的な取組を検討しています。

王子マテリア株式会社によると、名寄工場の従業員の雇用については、基本的に配置転換で対応すると伺っていますが、関連会社について、公式な発表はされていません。関連会社の従業員には非正規雇用も一定程度おられると聞いており、そういった方々の雇用についても、影響を最小限にとどめるよう対応したいと考えていますが、同工場は、来年12月までは稼働することから、検討部会に加え、ハローワークや労働基準監督署、金融機関など関係機関と幅広く連携しながら、対応策を検討しているところです。

一定程度、雇用が失われ、人口減少が想定される状況を見据えた本市経済への対応としては、緊急的な対応は対策本部を中心としながら、今後の中・長期的な対応は、令和2年度に策定を予定している「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」と、併せて検討する予定の中小企業振興条例に基づく支援制度の見直しの検討の中で、中小企業振

興審議会及び検討部会でご審議いただく予定です。

（３）新たな産業と雇用、中小企業の仕事づくりに向けて

【回答】

中小企業の仕事づくりに関しては、令和２年度策定を予定している「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」の検討の中で、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定めることとしており、地域の産業を守るために、中小企業振興審議会及び検討部会で審議いただきたいと思っています。

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組としては、基本目標の１「地域の産業を元気づけ、新たな力を呼び込む、活力があふれるまち」において、市内外からの創業や事業承継に加え、農林業との連携による商品開発や地域の特性を活かした企業誘致を推進することとして、施策の基本的方向として、「食料品製造業の誘致及び起業支援」や、「雇用の創出と人材の確保」を掲げています。

農業分野における新たな雇用創出としては、経営規模の拡大が進むとともに安定した雇用労働力の確保を目的として、酪農業を中心とする法人化が進められており、新たな雇用が生まれています。

また、現在ＪＡ道北なよろが設置に取り組む哺育・育成センターでは、運営を担う子会社の設立と育成作業に必要な雇用が計画されており、今後、令和３年４月供用開始に向けた新たな雇用が見込まれています。

このほか、近年の特徴的な取組としては、繁忙期における労働力不足に悩む農業者と、農業や農村生活の体験を希望する大学生とのマッチングにより、新たな農作業従事の取組がうまれ、交流を通じて農村に活力を与えるとともに、学生においては農業への理解を深化させる場となっているほか、障がい者の適正に応じた雇用の場の一つとして、農作業従事の取組も注目されています。

また、市内の農産物を活用した取組では、市内の製造業においてもち米などを利用した製品の販売や、６次産業化の取組では、これまでのトマトジュースの加工販売の取組に加え、ワイナリーを設置しブドウの生産から醸造・販売する新たな取組も生まれています。

ニチロ畜産株式会社においては、廃用牛を再肥育することで品質の向上を図り、商品価値を高めた「なよろ天牛」としてブランド化し、関連する事業者や農業者と連携し新たに肥育事業として展開されています。

２「２０４０問題」にかかわって

（１）スマート自治体の考え方について

（２）「圏域」単位での行政について

（３）ＡＩ・ロボティクス等による業務の代替について

【回答】

本項目については、小項目（1）スマート自治体の考え方について、小項目（2）「圏域」単位での行政について、小項目（3）ＡＩ・ロボティクスなどによる業務の代替についての３項目が密接に関連しており、一括してお答えいたします。

総務大臣主催の研究会である、「自治体戦略 2040 構想研究会」の第２次報告において、今後の人口減少に伴う労働力不足を踏まえ、従来の半分の職員数でも自治体が本来担うべき機能を発揮する仕組みが必要であり、そのための仕組みとしてＡＩ・ロボティクスの活用によるスマート自治体への取組や自治体行政の標準化について指摘が

されているところです。

本報告は、国が職員数の削減を求めるというものではなく、今後の人口減少に伴う労働力不足により、自治体においても職員確保が困難となることが予想される状況で必要な市民サービスをどのように維持するかについて、自治体に準備を促すものと考えており、本市においても職員の確保と並行して取り組むべき課題であると認識しています。

災害分野、福祉分野、ライフラインの確保についても、今後職員数の減少を想定した取組を進めていく必要があります。災害時においては、市民と連携した災害時訓練を強化するとともに、行政と市民が協力し、自ら身を守るための体制づくりや啓発を強化すること、また5G通信技術に代表されるネットワーク技術の進展により、リアルタイムに災害情報の提供が可能となることから、行政のマンパワーだけに頼らない、災害時における住民の安全を確保する手法を検討する必要があると考えています。また、福祉分野においても、利用者とのコミュニケーションはあくまでも人間が行い、ＡＩやロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるＲＰＡ技術の活用により、機能判定などのバックグラウンド業務を自動化したり、介護現場におけるパワーアシストなど、職員の負荷軽減のための技術の活用がすでに先進的な取組として行われているところです。

また、ライフラインの確保については、現在多くの自治体でライフラインの老朽化に伴う更新の必要性と合わせ、更新作業や保守作業を行う専門職の確保についても苦労している状況にあります。また、ライフラインに関する技術専門職のほか、保健師など、住民サービスに密接に関連する専門職の確保も困難な状況であり、これらの状況は、小規模な自治体ほど顕著となっています。本来、各自治体は自身の責任において住民サービスを提供することが原則ではありますが、今後本市だけではなく周辺地域が持続的に住民サービスを提供するためにも、これらの専門職がかかわる業務や、サービスを単独の自治体が維持していくことが困難な業務については、そのあり方について周辺地域との連携を含めて検討する必要があると考えています。

人口減少社会においてどのように住民サービスを持続的に提供していくかは、喫緊の課題であると認識しており、これらの新たな技術の導入や業務の標準化への対応による業務の改善について今後も継続的に研究してまいります。